

尾張旭市
第5期障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

2018（平成30）～2020（平成32）年度

～誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～

ともに生きよう！みんなで支えあう
住みよいまち“尾張旭”



2018（平成30）年3月

尾張旭市

第 5 期障がい者計画

第 5 期障がい福祉計画

第 1 期障がい児福祉計画

2018（平成 30）年 3 月

みんなで支えあう住みよいまちをめざして



尾張旭市第五次総合計画では、将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち 尾張旭」を実現するため、8つの政策ごとに方針を定めており、そのうちのひとつが「みんなで支えあう健康のまちづくり」です。市民の皆さま一人一人が生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう、健康のまちづくりを推進しています。

「健康」とは、単に病気でないことではなく、より良好な状態のことをいいます。誰もが住みよいと感じられる健康のまちづくりとは、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域で共に暮らすことができる地域共生社会の実現にほかなりません。そのためにも、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う社会をつくるのが、今を生きるわたしたちの使命といえます。

そして、障害者権利条約の批准により、障がいのある人に関する制度が大きく前進する中、“施設から地域へ”という流れを止めてしまわないよう、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し、思いどおりに社会参加できる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、このたび、障がいのある人を生涯にわたって支援するための指針として「尾張旭市第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は「ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を基本理念とし、すべての市民の人権が尊重され、その持てる力を発揮して、誰も孤立することなく安心して暮らせる社会の実現を目標としています。今後はこの計画に基づき施策の充実を図るとともに、誰もが住んでみたいまち・住み続けたいまちをめざして、取り組みを進めてまいります。

市民の皆さまには、この計画の趣旨と重要性をご理解いただき、一層のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査等を通して貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係の団体や事業所の皆さま、並びに熱心なご審議を賜りました尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議の構成員の皆さまに対しまして、心から感謝申し上げます。

2018（平成30）年3月

尾張旭市長 水野 義則

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨等	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 障がい者施策の動向と計画	3
(3) 制度改革への対応	4
2 計画の性格	5
(1) 計画の位置づけ	5
(2) 計画の対象	6
3 計画の期間	6

第 2 章 障がいのある人を取り巻く現状

1 尾張旭市の人口	8
(1) 人口の推移	8
(2) 人口ピラミッド	9
2 障がいのある人の状況	10
(1) 身体障がいのある人	10
(2) 知的障がいのある人	12
(3) 精神障がいのある人	14
(4) 発達障がいのある人	16
(5) 難病の人	16
3 アンケート調査からわかる障がいのある人の現状	17
(1) アンケート調査の概要	17
(2) アンケート調査の結果概要	18
4 ヒアリング調査からわかる障がいのある人の現状	29
(1) ヒアリング調査の概要	29
(2) ヒアリング調査の結果概要	29
5 「第 4 期障がい者計画」の数値目標の進捗状況	32
(1) 数値目標の状況	32
(2) 数値目標の進捗状況総合評価	37

6 障害福祉サービス等の状況	38
(1) 市内事業所の状況	38
(2) 第4期障がい福祉計画の進捗状況	39
(3) 障害福祉サービスの見込みと実績の比較	40
(4) 児童福祉法に基づくサービスの見込みと実績の比較	42
(5) 地域生活支援事業の見込みと実績の比較	43

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 尾張旭市第五次総合計画における基本的な考え方	46
2 基本理念	46
3 基本的な視点	47
4 基本目標	48
5 施策の体系	49
6 尾張旭市第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ	50
(1) 尾張旭市第五次総合計画における5つのチャレンジ	50
(2) 障がい者計画におけるチャレンジ事業	50

第4章 障がい者計画

基本目標1 安心して暮らしていくために	52
施策1-1 差別解消に向けた取り組みの推進	52
施策1-2 地域共生をめざす交流の促進	57
施策1-3 相談支援と権利擁護の推進	61
施策1-4 防災ネットワークの構築	68
施策1-5 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実	74
基本目標2 誰もが住みやすく外出しやすいまちづくり	78
施策2-1 地域における住環境の整備	78
施策2-2 移動支援の充実	83
施策2-3 人にやさしいまちづくりの推進	88
基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために	91
施策3-1 発達が気になる子どもへの支援	91
施策3-2 サポート保育の充実	97

施策 3－3 インクルーシブ教育の充実	101
基本目標 4 すべての市民がいきいきと活動するために	107
施策 4－1 雇用・就労の支援	107
施策 4－2 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進	112
基本目標 5 障がいの特性に合わせた健康づくり	117
施策 5－1 障がいの早期発見と重度化の予防	117
施策 5－2 障害者手帳を持っていない人への対応	121
施策 5－3 医療と保健・福祉との連携促進	124

第 5 章 障がい福祉計画

1 障害者総合支援法に基づくサービスの概要	130
2 障がい福祉計画の目標	131
(1) 国の基本指針に定める目標	131
(2) 第 5 期計画の目標	132
3 障害福祉サービスの見込量と確保策	135
(1) 訪問系サービス	135
(2) 日中活動系サービス	137
(3) 居住系サービス	140
(4) 相談支援	142
4 地域生活支援事業の見込量と確保策	143
(1) 必須事業	143
(2) 任意事業	149

第 6 章 障がい児福祉計画

1 障がいのある児童に対する支援施策の動向	152
2 障がい児福祉計画の目標	153
(1) 国の基本指針に定める障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標	153
(2) 第 1 期計画の目標値	154
3 障がいのある児童に対するサービスの見込量と確保策	155
(1) 障害児通所支援	155
(2) 障害児相談支援	156

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	156
4 子ども・子育て支援	157
(1) 保育所における障がい児の受け入れ	157
(2) 認定こども園における障がい児の受け入れ	157
(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童）における 障がい児の受け入れ	157

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	160
(1) 庁内連携体制の整備	160
(2) 県及び広域的な連携	160
(3) 市民と行政の協働による推進	160
(4) 団体、事業者等との連携	160
2 計画の進捗状況の点検・評価	162

資料編

1 策定会議	164
(1) 要綱	164
(2) 構成員名簿	165
2 計画の策定経緯	166
3 用語解説	167

【本計画書における年号の表記について】

本計画期間中に元号が改められることとなっていますが、現時点では新元号が示されていないため、本計画書では西暦表記を基本とし、元号については「平成」を併記する形式としています。



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本市では、1998（平成10）年度に「尾張旭市障害者計画」（計画期間：1999（平成11）～2008（平成20）年度）を策定し、各種障がい者施策を推進してきました。また、2006（平成18）年4月から「障害者自立支援法」が施行となり、同法に基づく「尾張旭市障害福祉計画」を策定しました。さらに、2008（平成20）年度には両計画を一体として「尾張旭市第2期障害者計画・障害福祉計画」（計画期間：2009（平成21）～2011（平成23）年度）を策定し、障害福祉サービスをはじめとする障がい者関連サービスの充実と福祉のまちづくりに努めてきました。その後、2011（平成23）年度の見直しを経て、2014（平成26）年度に現行の「尾張旭市第4期障がい者計画・障がい福祉計画」（以下「第4期計画」といいます。）を策定しました。

第4期計画では、「尾張旭市第五次総合計画」に示されている“めざす姿”「障がい者が安心して生活し、社会参加できています」の実現と、国が障害者権利条約の締結に向けて整備してきた国内法の考え方を踏まえ、「誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を基本理念とし、①生活支援体制の整備、②ユニバーサルデザインに基づく生活環境の整備、③ライフステージに応じた参加しやすい社会の実現、④障がい特性を考慮した健康づくりを推進してきました。しかし、施策を推進する中で、支援者の高齢化や障がいの重度化への対応、医療的な支援や不足しているサービスの確保、障がい児への切れ目のない支援など、新たな課題も生じてきています。また、2016（平成28）年度の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法の改正により、障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

こうした背景のもと、第4期計画が2017（平成29）年度に計画年度を終えることから、2016（平成28）・2017（平成29）年度にわたり、現計画の評価・検証を行うとともに、新たな課題について把握・検討し、「尾張旭市第5期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」（以下「第5期計画」又は「本計画」といいます。）を策定しました。

(2) 障がい者施策の動向と計画

2004 (平16)	○障害者基本法の改正 ○発達障害者支援法の制定	尾張旭市障害者計画 (平11～20年度)
2005 (平17)	○障害者自立支援法の制定 ○障害者雇用促進法の改正	
2006 (平18)	○バリアフリー新法の制定 ○学校教育法等の改正 ○教育基本法の改正 ★国連が障害者権利条約を採択	
2007 (平19)	★わが国が障害者権利条約に署名	
2008 (平20)	○障害者雇用促進法の改正	尾張旭市障害福祉計画 (平18～20年度)
2009 (平21)	◇民主党政権交代 ■障がい者制度改革推進本部（推進会議）の設置	
2010 (平22)	■障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の設置（障害者総合福祉法の検討） ■推進会議が「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を報告 ■推進会議が「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を報告 ○「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の制定（障害者自立支援法・児童福祉法等の改正、グループホーム等の家賃助成、同行援護の創設、相談支援の充実、障害児支援の強化等）	
2011 (平23)	■推進会議が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を報告 ○障害者虐待防止法の制定（2012（平成24）年10月施行） ○障害者基本法の改正	
2012 (平24)	○障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正、2013（平成25）年4月施行、難病の追加等） ○障害者優先調達推進法の制定（2013（平成25）年4月施行） ■障害者政策委員会の設置、障害者差別部会の設置 ■差別禁止部会が「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」を報告 ◇自民党政権交代	尾張旭市第2期障害者計画・障害福祉計画 (平21～23年度)
2013 (平25)	○障害者法定雇用率の引き上げ ○障害者差別解消法の制定 ○難病等が障害者総合支援法の対象となる ■障害者基本計画（第3次）の策定	
2014 (平26)	★障害者権利条約批准 ○難病医療法の制定及び児童福祉法の改正	
2015 (平27)	○障害者総合支援法の対象疾病の拡大 ■社会保障審議会障害者部会「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」	
2016 (平28)	○障害者差別解消法の施行 ○成年後見制度利用促進法の制定 ○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援等の創設、医療的ケアを要する障害児に対する支援、障害児福祉計画の策定等）	尾張旭市第3期障がい者計画・障害福祉計画 (平24～26年度)
		尾張旭市第4期障がい者計画・障害福祉計画 (平27～29年度)

★＝国際的な動向 ○＝法整備の動向 ■＝国の動向 ◇＝政局の動向

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）（2016（平成28）年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
 - (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
 - (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：2018（平成30）年4月1日（2.(3)については公布の日（2016（平成28）年6月3日））

(3) 制度改革への対応

計画の見直しにあたっては、障害者権利条約の批准に向けて行われた一連の障がい者制度改革とそれらの視点への対応が求められます。さらに、国の障害者基本計画や、県の障がい者施策の動向に留意して計画策定を進めていく必要があります。

また、障害者総合支援法施行から3年を目処に行われた見直しは、第5期計画に反映していくことになります。

<計画の見直しのポイント>

- 「インクルージョン※」「合理的配慮」など、障害者権利条約や障害者基本法に盛り込まれた新しい考え方を、より反映する
- 難病など障がいの範囲を明確にして、難病患者への支援の充実を図る
- インクルーシブ教育※※については、国や県の動向を把握しながら、これまで以上に合理的配慮等を考慮する必要がある
- 障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、サービス事業者、企業等への啓発広報活動と、早期発見・対応のシステムの確立を図っていく必要がある
- 障害者差別解消法の施行を踏まえ、広報啓発と体制づくりを進める必要がある
- 障害者優先調達推進法の施行を踏まえ、制度の周知や実効性を確保する必要がある
- 児童福祉法に基づく障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体的に策定する
- 高齢障害者への対応として、介護保険事業計画との整合を図る必要がある
- 成年後見制度利用促進法の制定を踏まえ、体制の充実を図る必要がある
- グループホームの位置づけ、方向性について検討する必要がある

※インクルージョン：誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会をめざすという考え方です。

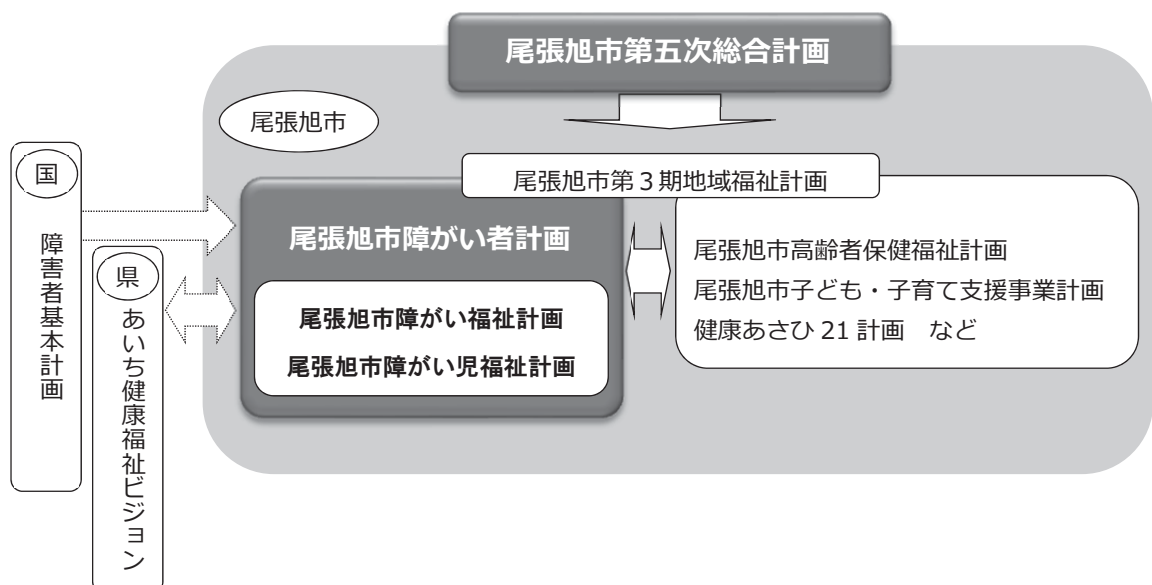
※※インクルーシブ教育：障がいのある子どもをはじめ、すべての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、地域の通常の学級において行う教育のことをいいます。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

- 「障がい者計画」は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」の基本的な考え方を反映させながら、「尾張旭市第五次総合計画」における障がい者福祉分野の推進を図るための計画として位置づけられます。
- 「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画であり、本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の拡充と提供体制の確保に関する計画です。
- 「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援や障害児相談支援の拡充と提供体制の確保に関する計画です。
- 策定にあたっては、「尾張旭市第3期地域福祉計画」「尾張旭市高齢者保健福祉計画」「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」「健康あさひ21計画」などの関連計画と整合を図りながら策定しました。なお、2017（平成29）年に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

■計画の位置付け



(2) 計画の対象

- 本計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）及び難病患者その他の心身機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。
- 本計画の対象地域は尾張旭市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（尾張東部圏域）に属する市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町）とも連携をしながら推進します。

3 計画の期間

障がい者計画は、法的に計画期間が定められていませんが、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年ごとに策定しなければなりません。本市においては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間に合わせて、3計画を一体的なものとして3年ごとに見直しを行います。

ただし、定期的な進捗管理を行う中で、計画期間中に、内容の変更等の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

■計画の期間

区 分	2018 (平成30) 年	2019 (平成31) 年	2020 (平成32) 年	2021 (平成33) 年	2022 (平成34) 年	2023 (平成35) 年
障がい者計画・ 障がい福祉計画	←	第5期計画	→	←	第6期計画	→
障がい児福祉 計画	←	第1期計画	→	←	第2期計画	→



第2章

障がいのある人を取り巻く現状

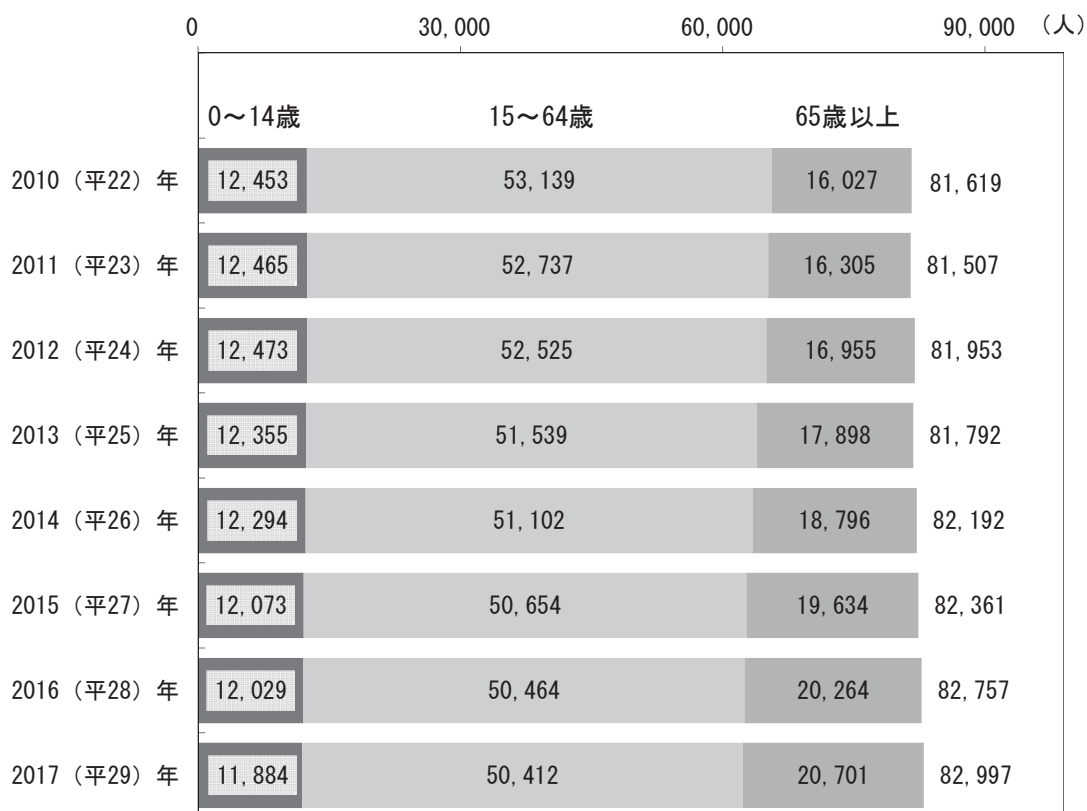
1 尾張旭市の人口

(1) 人口の推移

本市の総人口は、2017（平成29）年3月31日現在、82,997人であり、2010（平成22）年以降の推移をみると増加傾向にあります。

年齢区分別に推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にありますが、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、2010（平成22）年から2017（平成29）年の7年間に4,674人増加し、1.29倍になっています。同期間の総人口の増加が1.02倍なので、いかに高齢者人口が増加しているかがわかります。

図表2-1 人口の推移



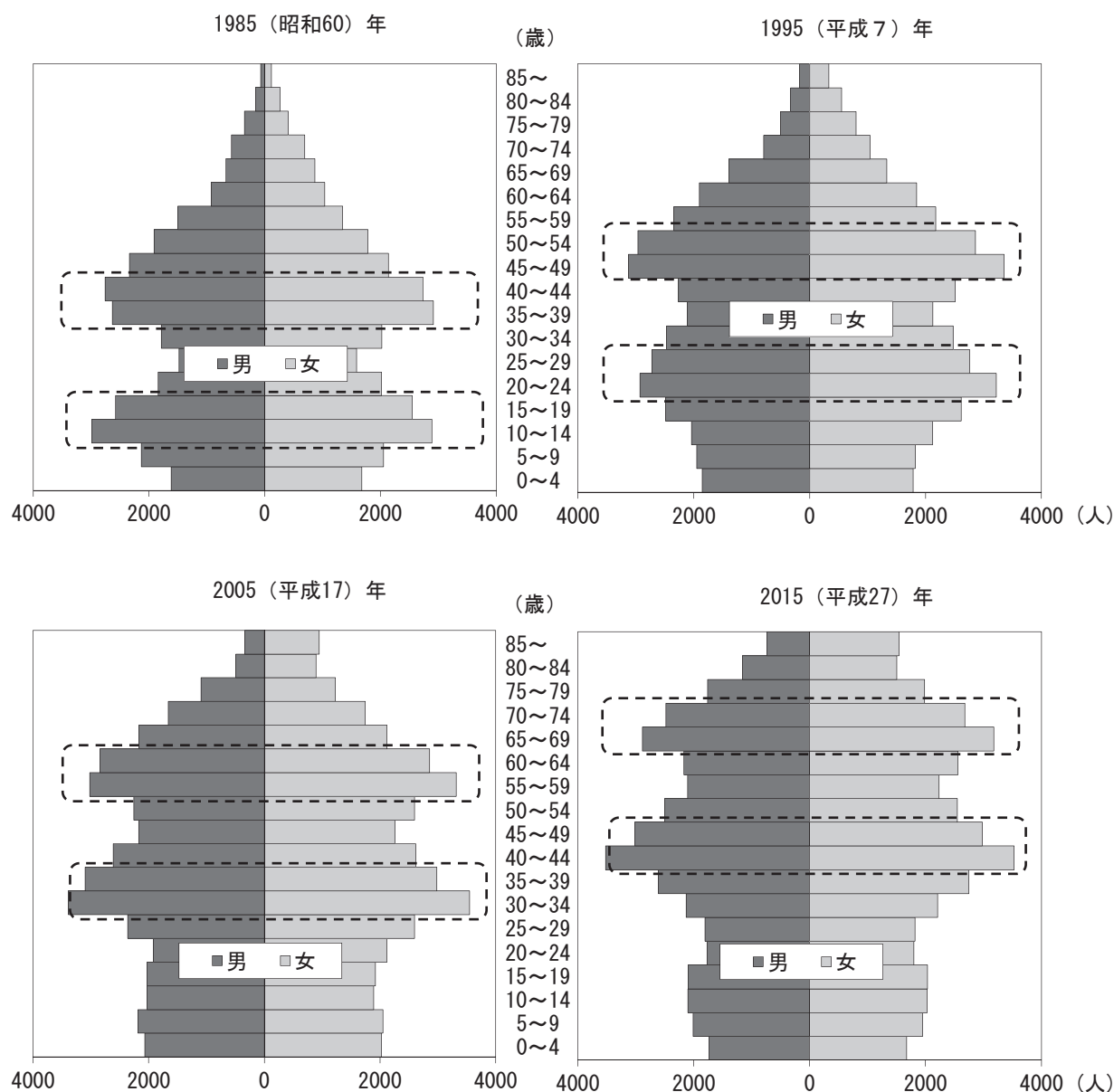
資料：各年3月31日現在の住民基本台帳人口

(2) 人口ピラミッド

図表2-2は、国勢調査の結果から、1985（昭和60）～2015（平成27）年の本市の男女別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）の推移を10年ごとにみたものです。

人口の増加に伴い、ピラミッド全体が大きくなっていますが、団塊世代及びその子ども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動するとともに長寿化の進展により、底部に対し頭部が大きな不安定な形状に変わってきています。

図表2-2 人口ピラミッド



資料：国勢調査

2 障がいのある人の状況

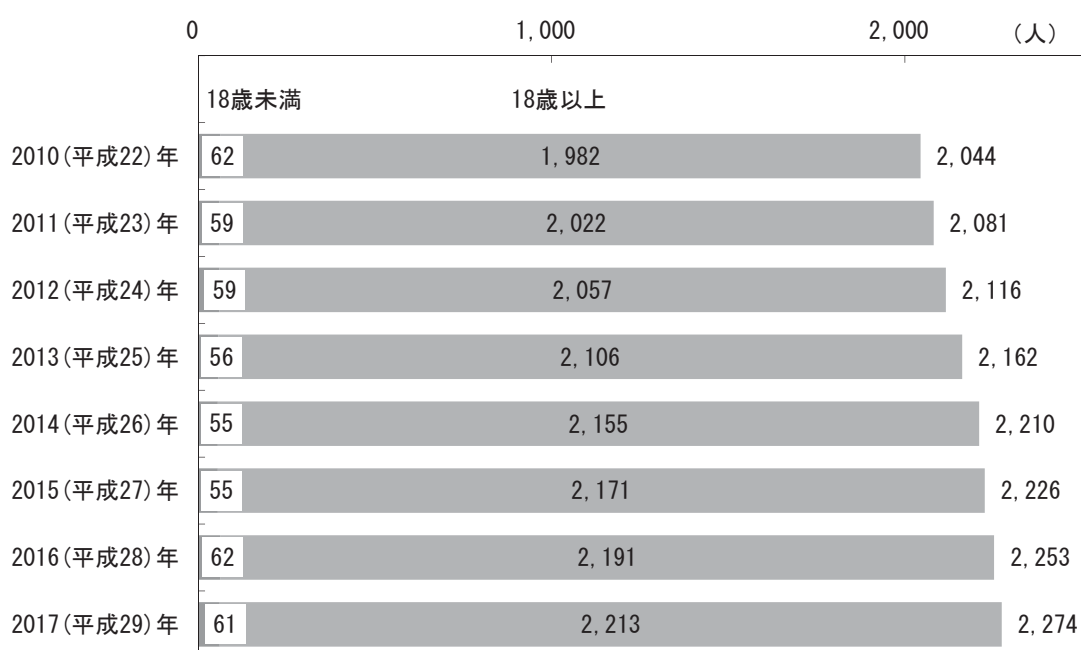
(1) 身体障がいのある人

① 身体障害者手帳所持者数の推移

2010（平成 22）年以降の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、毎年、増加しており、2010（平成 22）年から 2017（平成 29 年）の間に 230 人増加しています。年齢別にみると、18 歳以上に増加がみられます（図表 2－3）。

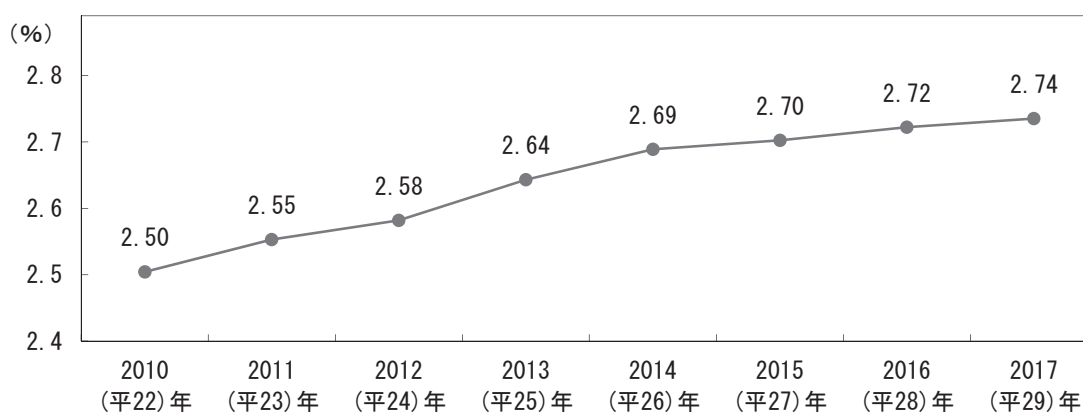
また、本市の総人口に占める身体障害者手帳所持者の率の推移をみると、毎年、上昇しており、2017（平成 29）年 6 月末現在では 2.74% です（図表 2－4）。

図表 2－3 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（2010～2016年は3月31日、2017年は6月30日現在）

図表 2－4 身体障害者手帳所持者数の率の推移



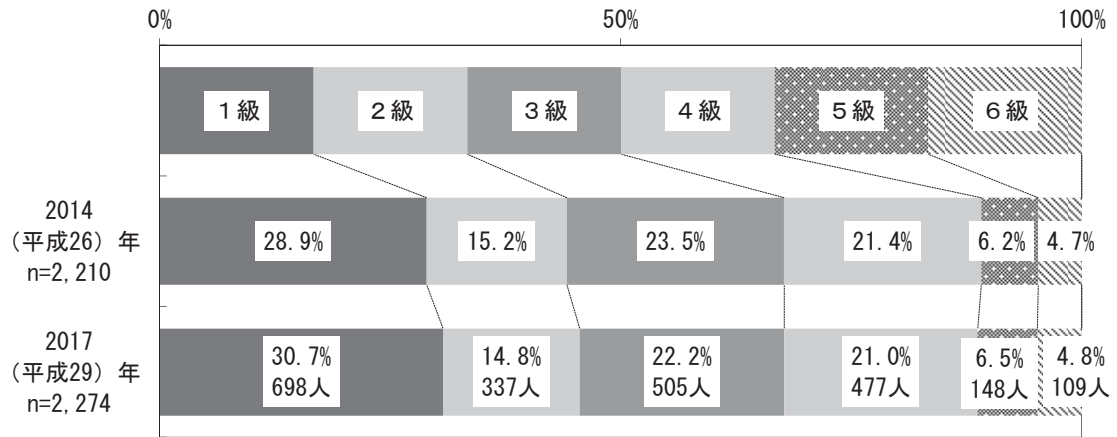
（注）手帳所持者数÷人口

資料：尾張旭市福祉課（2010～2016年は3月31日、2017年は6月30日現在）

② 障がいの等級別にみた身体障害者手帳所持者

2017（平成29）年6月30日現在の身体障害者手帳所持者を障がいの等級別にみると、1・2級の重度の人が45.5%を占めています。

図表2-5 障がい等級別構成比

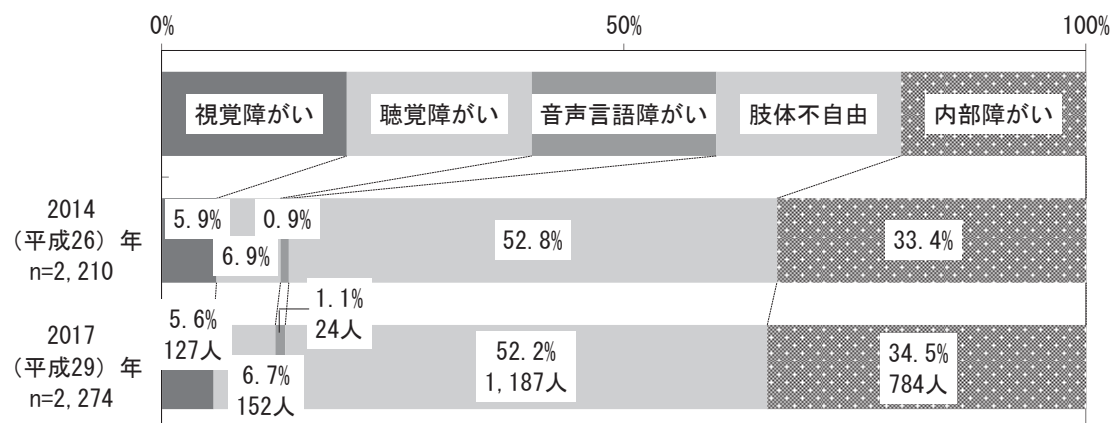


資料：尾張旭市福祉課（2014年は3月31日、2017年は6月30日現在）

③ 障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者

2017（平成29）年6月30日現在の身体障害者手帳所持者を身体障がいの種類別にみると、下肢、上肢、体幹障がいなどの肢体不自由が1,187人と最も多く、52.2%を占めています。次いで、内部障がいが34.5%と高く、2014（平成26）年との比較では1ポイント以上高くなっています。

図表2-6 障がいの種類別構成比



資料：尾張旭市福祉課（2014年は3月31日、2017年は6月30日現在）

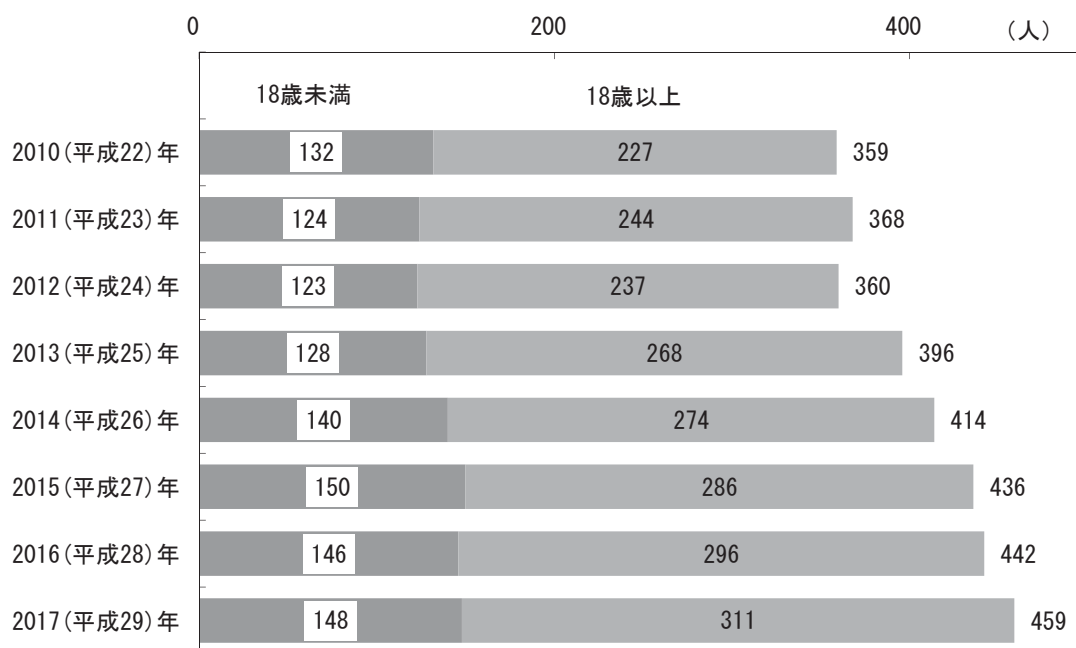
(2) 知的障がいのある人

① 療育手帳所持者数の推移

2010（平成22）年以降の療育手帳所持者数の推移をみると、2012（平成24）年以降、増加しており、2010（平成22）年から2017（平成29年）の間に100人増加しています。年齢別にみると、18歳以上に増加がみられます（図表2－7）。

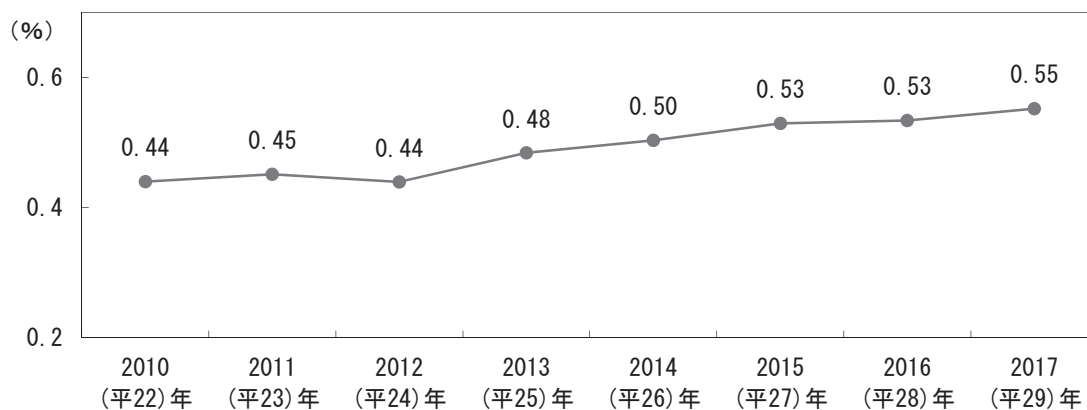
また、本市の総人口に占める療育手帳所持者の割合の推移をみると、上昇傾向にあり、2017（平成29）年6月末現在では0.55%です（図表2－8）。

図表2－7 療育手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（2010～2016年は3月31日、2017年は6月30日現在）

図表2－8 療育手帳所持者数の率の推移



（注）手帳所持者数÷人口

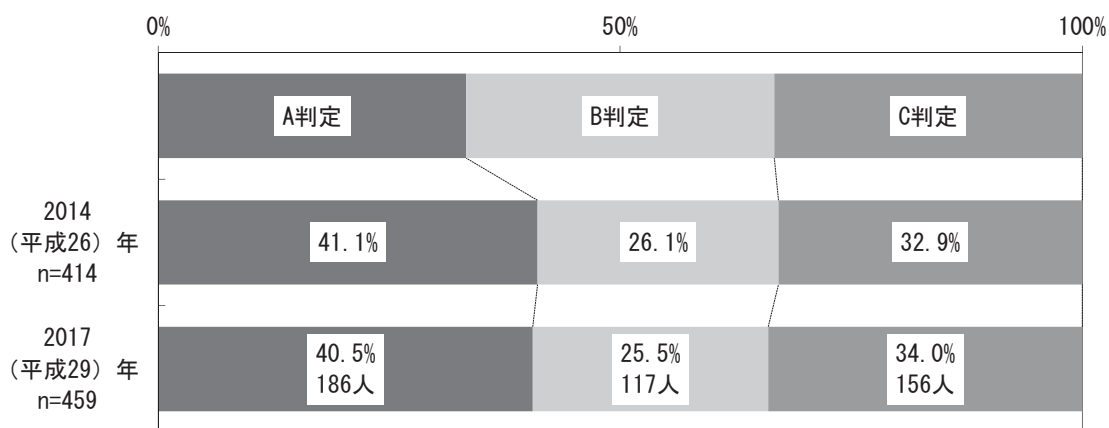
資料：尾張旭市福祉課（2010～2016年は3月31日、2017年は6月30日現在）

② 障がいの等級別にみた療育手帳所持者

療育手帳は、愛知県ではA判定、B判定、C判定の3段階に区分されています。

2017（平成29）年6月30日現在の療育手帳所持者を障がいの等級別にみると、重度のA判定の人が40.5%を占めています。

図表2-9 障がい等級別構成比



資料：尾張旭市福祉課（2014年は3月31日、2017年は6月30日現在）

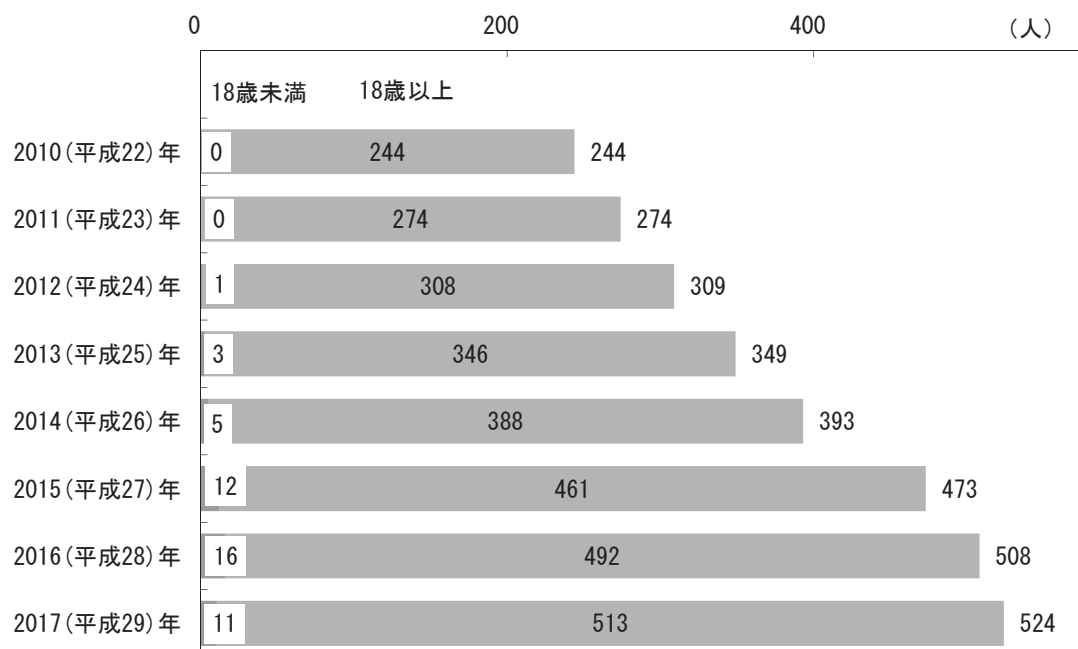
(3) 精神障がいのある人

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳制度は 1995（平成 7）年に導入されました。2010（平成 22）年以降の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、毎年、増加しており、2010（平成 22）年から 2017（平成 29 年）の間に 280 人増加しています。年齢別にみると、18 歳以上に増加が著しいものの、18 歳未満も徐々に増加しています（図表 2－10）。

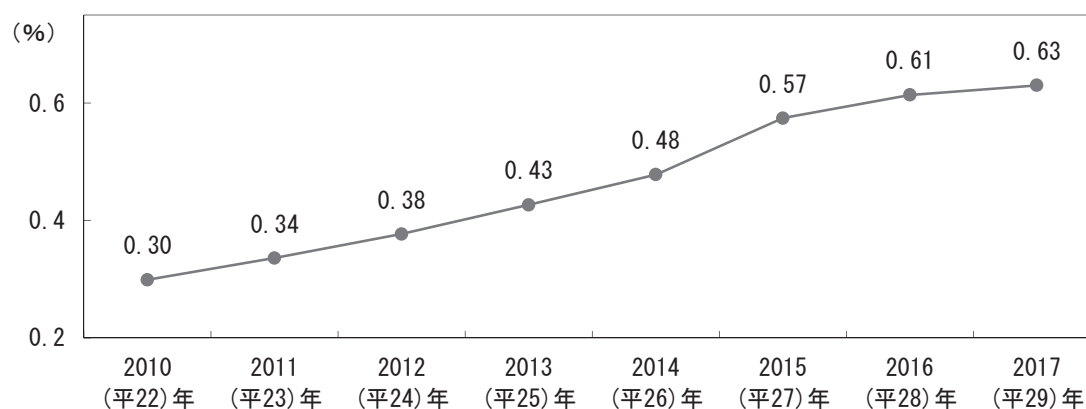
また、本市の総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合の推移をみると、上昇しており、2017（平成 29）年 6 月末現在、0.63%です（図表 2－11）。

図表 2－10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（2010～2016年は 3 月 31 日、2017 年は 6 月 30 日現在）

図表 2－11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の率の推移



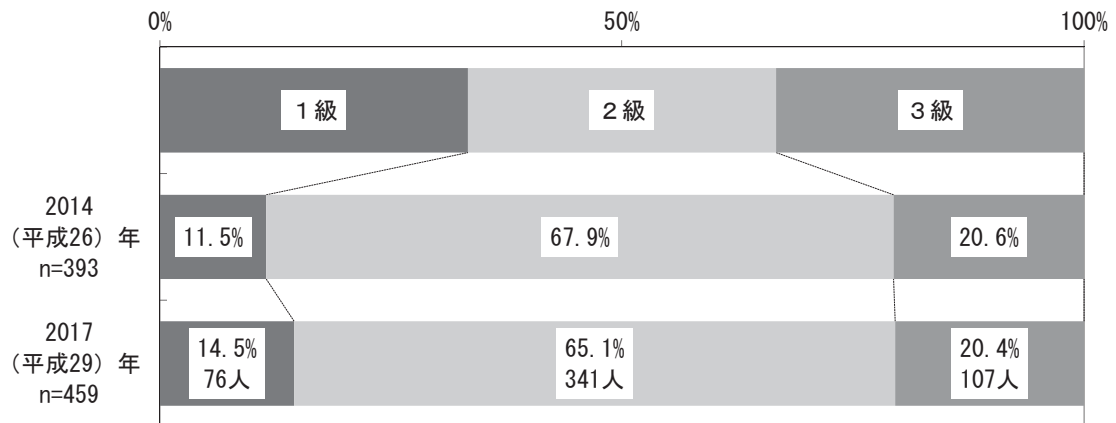
（注）手帳所持者数÷人口

資料：尾張旭市福祉課（2010～2016年は 3 月 31 日、2017 年は 6 月 30 日現在）

② 障がいの等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の障がい等級は重い方から1級、2級、3級となっています。2017（平成29）年6月30日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を障がいの等級別にみると、2級の人が65.1%を占めています。

図表2-12 障がい等級別構成比



資料：尾張旭市福祉課（2014年は3月31日、2017年は6月30日現在）

③ 自立支援医療（精神通院）受給者

2006（平成18）年4月1日から、統合失調症やうつ病などの精神疾患患者が、通院による継続した治療を受ける場合に、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療（精神通院）制度が創設されました。精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、自立支援医療（精神通院）を受けている人もあります。

2016（平成28）年度末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は944人となっており、これを精神障がいのある人の数とみなすことができます。

(4) 発達障がいのある人

発達障害者支援法（2004（平成16）年法律第167号）においては、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（2012（平成24）年12月公表）によると、通常の学級において、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%と報告されています。

(5) 難病の人

2013（平成25）年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となっています。障害者総合支援法における難病等の範囲は、2012（平成24）年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患及び関節リウマチ）の130疾病から、2015（平成27）年1月に151疾病、同年7月に332疾病、2017（平成29）年4月には358疾病と拡大しています。

また、2015（平成27）年1月から新たな難病医療費助成制度が実施されています。2017（平成29）年4月から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」の改正により対象疾病が330疾病、児童福祉法の改正により小児特定疾病では対象疾病が722疾病となっています。

3 アンケート調査からわかる障がいのある人の現状

(1) アンケート調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者見舞金の受給者を対象として、現在の生活状況や障がい者施策に関する意見等をお聞きするためのアンケート調査を実施しました。

(調査の概要)

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	障がいの ある児童	難病の人
調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持児童 全数	難病患者見舞金の受給者 全数
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収				
調査基準日	2017（平成29）年1月1日				
調査期間	2017（平成29）年1月24日～2月10日				

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳の順位で該当調査票を送付しました。

(回収状況)

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	障がいの ある児童	難病の人	合 計
調査数	2,117	283	488	210	355	3,453
回収数	1,336	150	272	118	222	2,098
回収率	63.1%	53.0%	55.7%	56.2%	62.5%	60.8%

(2) アンケート調査の結果概要

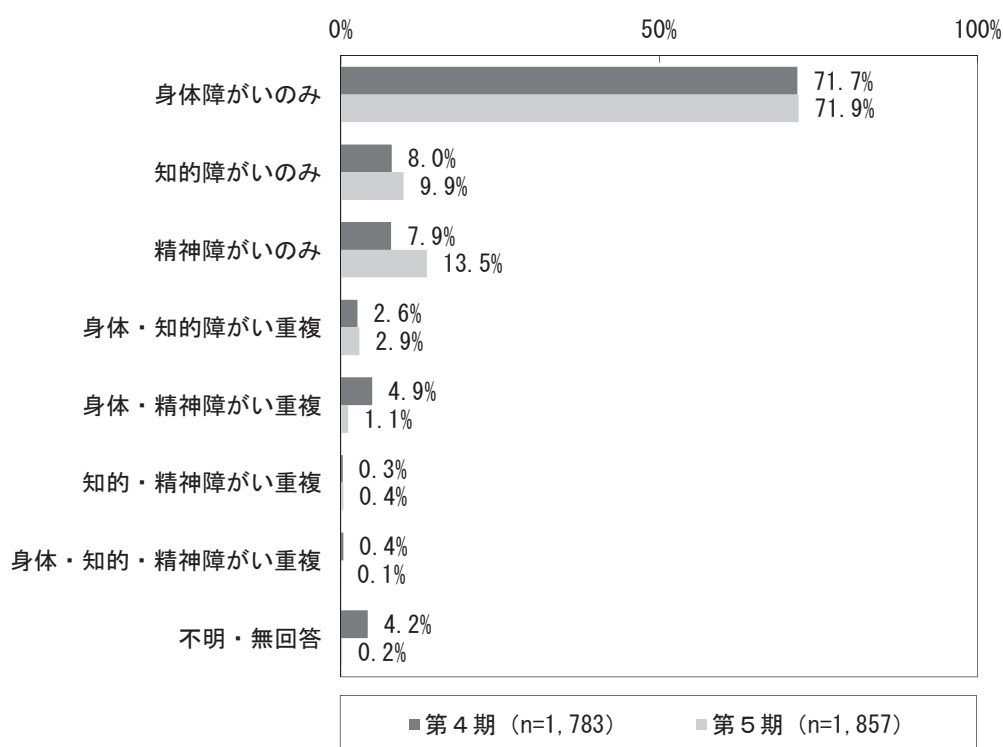
アンケート結果について、2014（平成26）年に実施した調査の結果と比較することにより、現在の本市における障がいのある人の現状を把握しました。

なお、今回の調査結果は「第5期」、前回2014年の調査結果は「第4期」と表記します。

① 回答者の属性

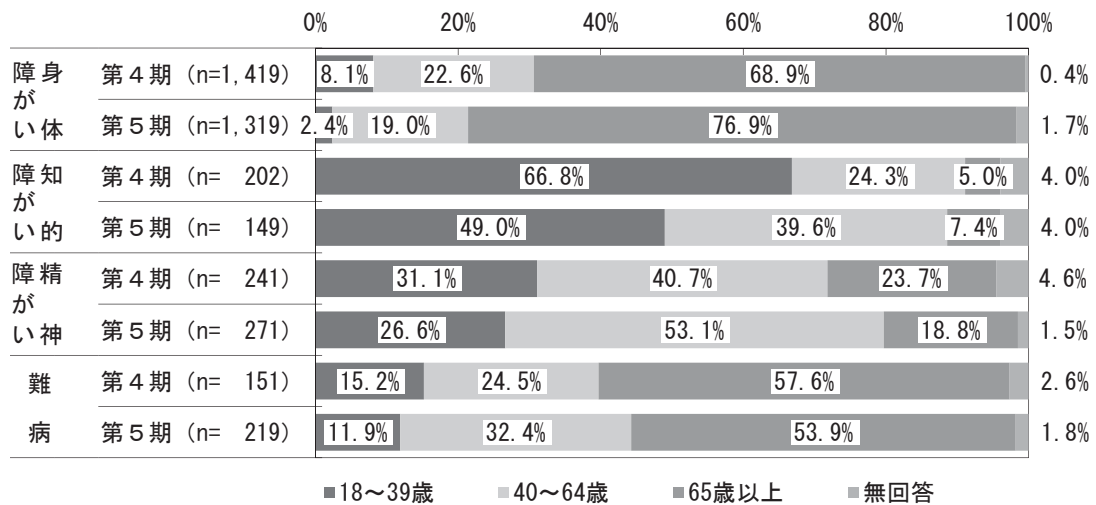
障がいの種別をみると、第4期、第5期ともに「身体障がいのみ」が最も高くなっています。第5期は第4期に比べて、単独の障がいは、いずれの障がいも高くなっていますが、特に、「精神障がいのみ」は5.6ポイントと大幅に高くなっています。逆に、「身体・精神障がい重複」は3.8ポイント低くなっています。

図表 2-13 障がいの種別



回答者の年齢は、第5期は第4期に比べて、いずれの障がいでも「18～39歳」の若年層が低くなっています。身体障がいは「65歳以上」が、知的障がいは「40～64歳」及び「65歳以上」が、精神障がいと難病は「40～64歳」が高くなり、障がいのある人の年齢層が高くなっていることがうかがえます。

図表2-14 回答者の年齢（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）



② 今後暮らしたい場所について

今後暮らしたい場所について、調査項目が異なるため、単純な比較はできませんが、知的障がいのある人は「グループホームで暮らしたい」と考える人が多くなっています。

図表2-15 今後暮らしたい場所（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）

	第4期	n	一人で暮らしたい	家族と一緒に暮らしたい	仲間と共同生活がしたい（グループホームなど）	福祉施設で暮らしたい	その他	不明・無回答	
			-	自宅で暮らしたい（※）	グループホームで暮らしたい	福祉施設へ入所したい	その他	わからない	無回答
身体障がい	第4期	1,419	9.6	69.8	1.8	9.7	3.0	6.2	
	第5期	1,319	-	55.1	2.3	4.9	5.2	22.1	10.4
知的障がい	第4期	202	9.4	64.9	9.4	7.4	5.0	4.0	
	第5期	149	-	34.2	22.8	11.4	8.7	14.8	8.1
精神障がい	第4期	241	12.9	62.7	5.0	10.8	4.1	4.6	
	第5期	271	-	52.4	7.7	3.7	8.5	25.1	2.6
難病	第4期	151	15.9	60.3	4.6	12.6	4.6	2.0	
	第5期	219	-	47.5	2.7	3.7	6.8	31.5	7.8

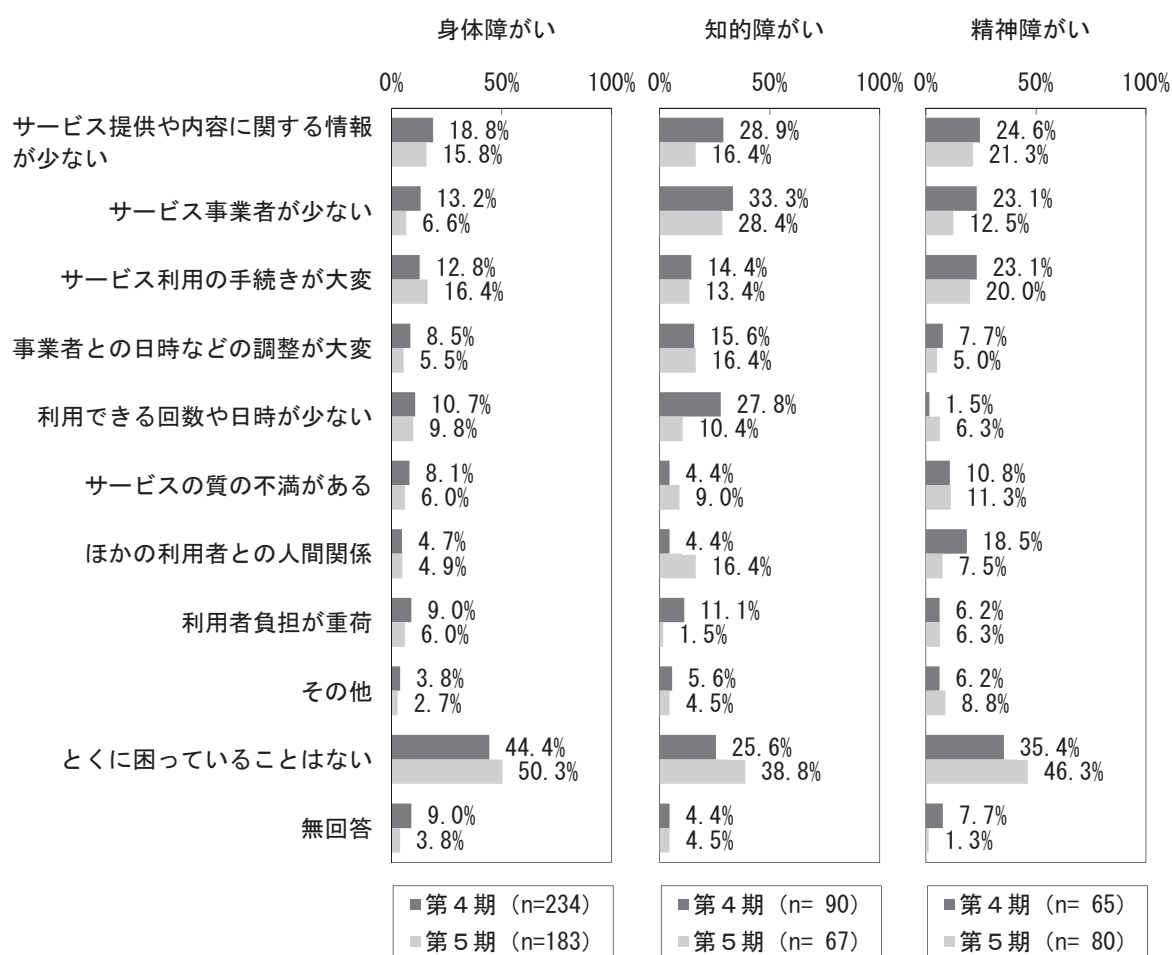
※「自宅で暮らしたい」は、第5期アンケートの「今後どこでどのように暮らしたいですか」という質問の選択項目「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」「自宅でホームヘルプサービスなどを利用して暮らしたい」「自宅で障がい者のための通所サービスなどへ通いながら暮らしたい」の割合を合計しています。

③ 障害福祉サービスの利用について

<障害福祉サービスを利用する上で困っていること>

第5期は第4期に比べて、いずれの障がいでも、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」及び「サービス事業者が少ない」が低くなっており、サービス提供量は改善されていることがうかがえます。知的障がいの「利用できる回数や日時が少ない」や、精神障がいの「ほかの利用者との人間関係」も10ポイント以上低くなっています。対して、知的障がいの「ほかの利用者との人間関係」は12.0ポイント、身体障がいの「サービス利用の手続きが大変」が3.6ポイント高くなっています。

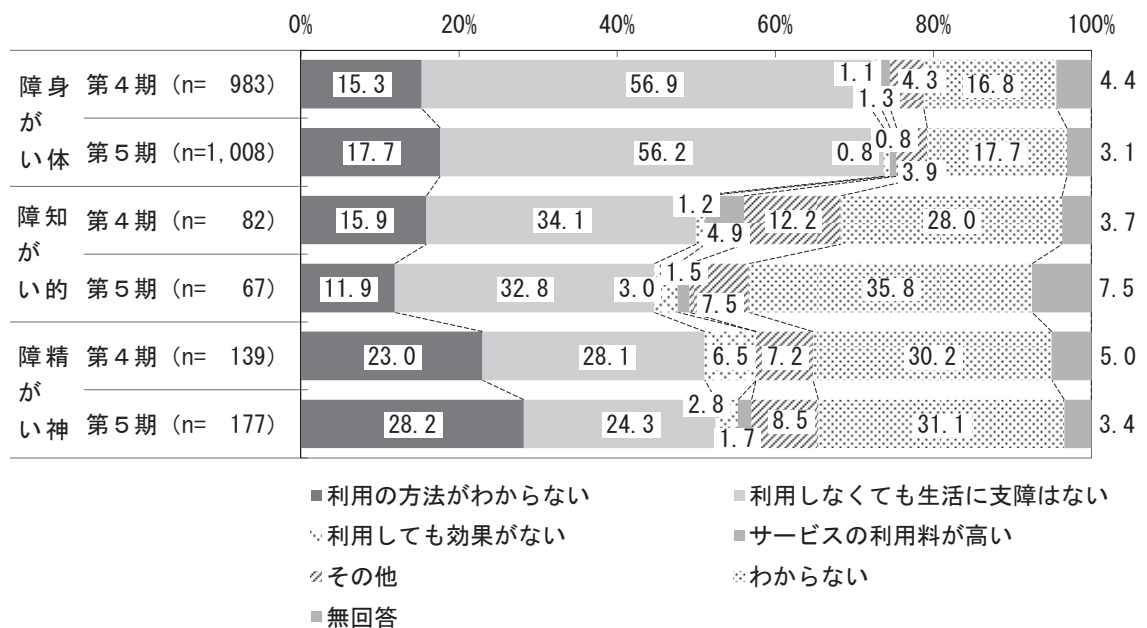
図表2-16 障害福祉サービスの利用で困っていること（身体障がい・知的障がい・精神障がい、複数回答）



④ サービスを利用していない理由

第5期は第4期に比べて、身体障がいのある人は「利用の方法がわからない」が2.4ポイント高くなっており、ほかの項目は1ポイント以内の差となっています。知的障がいのある人は「わからない」が7.8ポイント高く、「利用の方法がわからない」が4.0ポイント低くなっています。精神障がいのある人は「利用の方法がわからない」が5.2ポイント高くなっています。

図表2-17 サービスを利用していない理由（身体障がい・知的障がい・精神障がい）

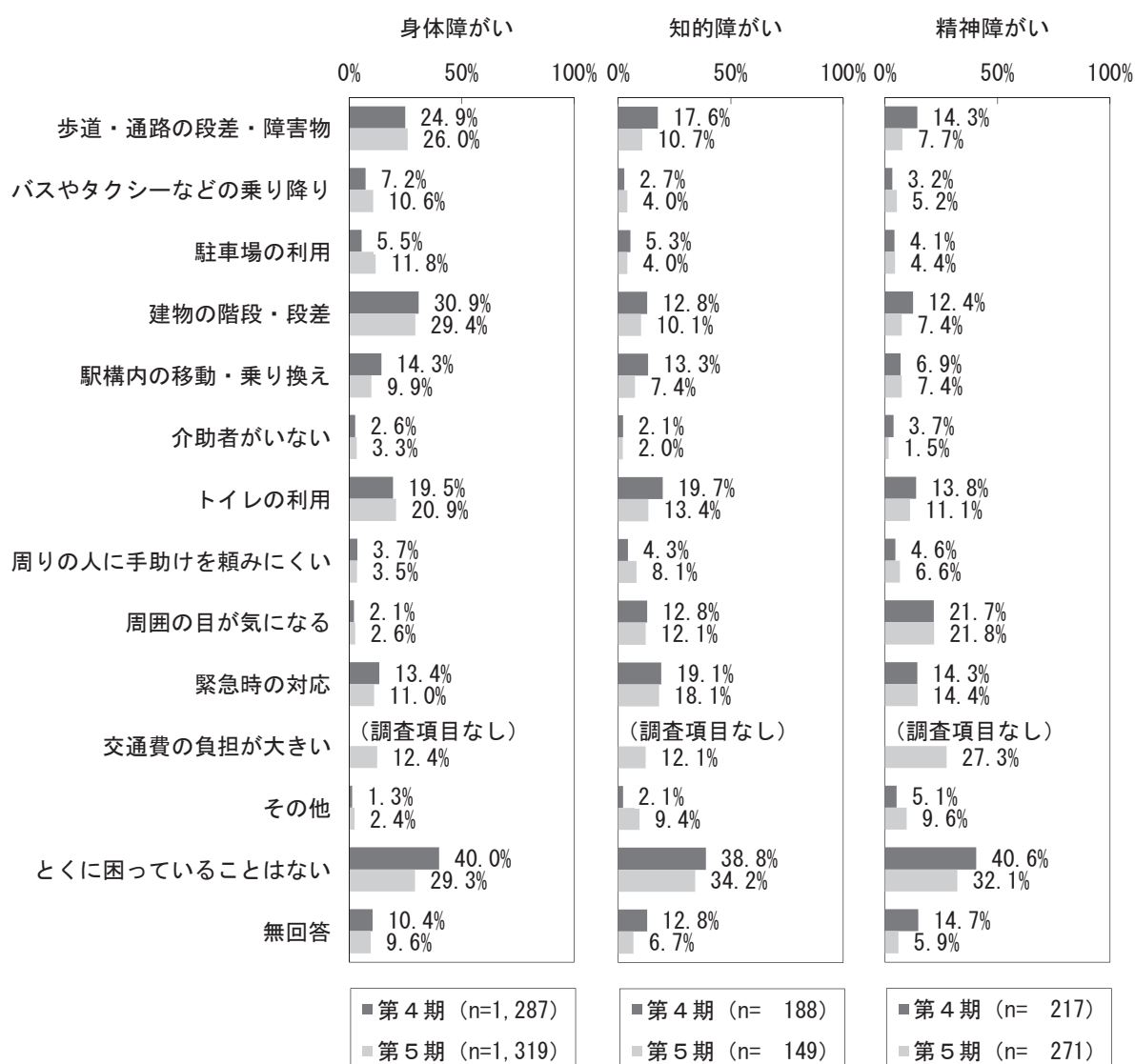


⑤ 外出時の困りごとについて

いずれの障がいでも「とくに困っていることはない」及び「建物の階段・段差」が、第4期と比べて低くなっています。逆に、いずれの障がいでも「バスやタクシーなどの乗り降り」は高くなっています。

6ポイント以上差がある項目をみると、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の「歩道・道路の段差・障害物」、知的障がいのある人の「トイレの利用」が低くなっており、身体障害のある人の「駐車場の利用」が高くなっています。第4期に調査していない「交通費の負担が大きい」は、精神障がいのある人で27.3%と高くなっています。

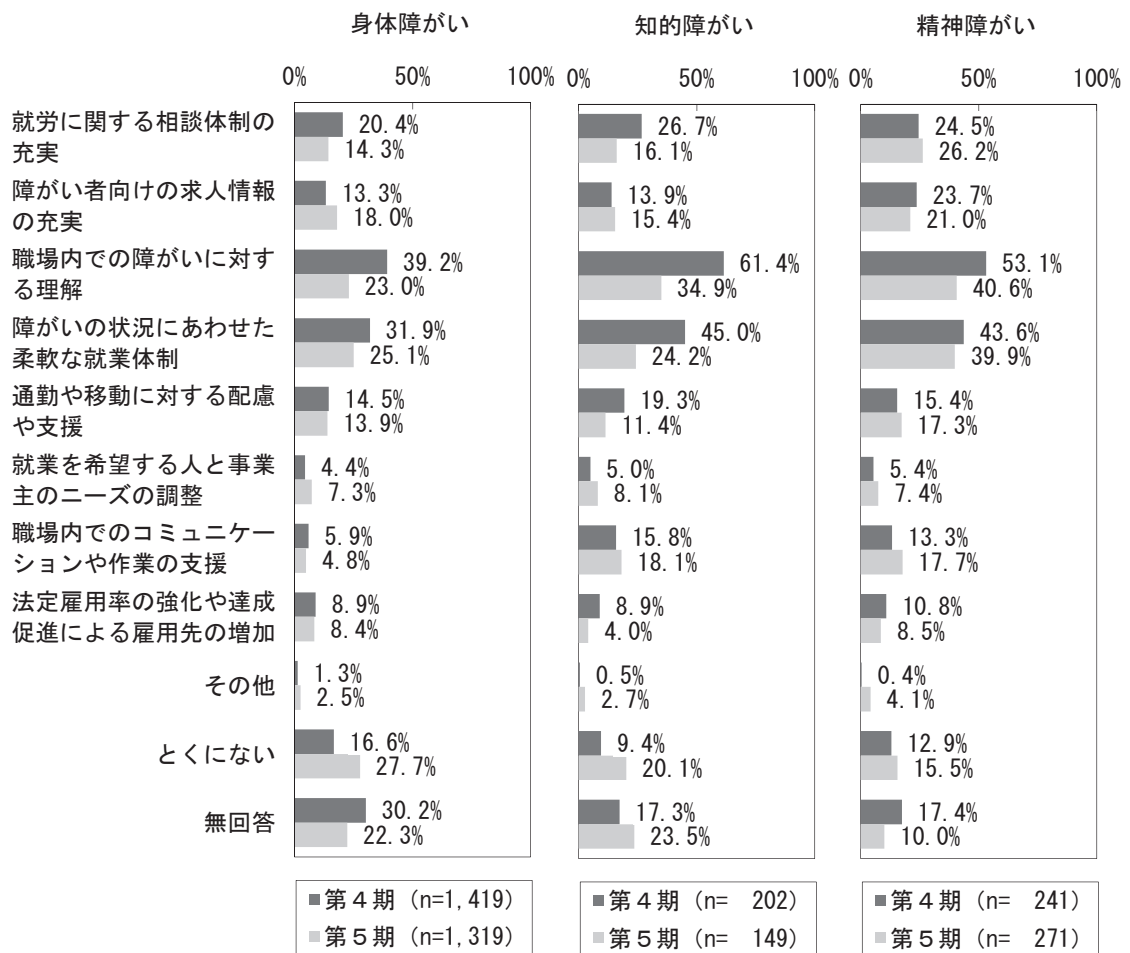
図表2-18 外出時の困りごとについて（身体障がい・知的障がい・精神障がい、複数回答）



⑥ 就労における配慮について

就労促進に必要な配慮は、いずれの障がいでも「職場内での障がいに対する理解」「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制」「法定雇用率の強化や達成促進による雇用先の増加」が、第4期と比べて低くなっています。特に、知的障がいのある人の「職場内での障がいに対する理解」及び「障がいの状況にあわせた柔軟な就業体制」は20ポイント以上低くなっています。身体障害のある人の「就労に関する相談体制の充実」や精神障がいのある人の「職場内でのコミュニケーションや作業の支援」は4ポイント以上高くなっています。

図表2-19 就労促進に必要な配慮（身体障がい・知的障がい・精神障がい、複数回答）



⑦ 災害対策について

災害時に避難所で困ることは、第4期と第5期で大きな変化はありませんが、身体障がいのある人と精神障がいのある人は「トイレのこと」が高くなっています。また、第4期では調査項目になかった「避難所で過ごすこと自体が難しい」の割合も高くなっています。

図表2-20 災害時に避難所で困ること（主なもの3項目、身体障がい・知的障がい・精神障がい、複数回答）

		身体障がい 第4期 n=1,419 第5期 n=1,319		知的障がい 第4期 n=202 第5期 n=149		精神障がい 第4期 n=241 第5期 n=271	
		項目	%	項目	%	項目	%
1	第4期	トイレのこと	59.5	トイレのこと	46.5	薬や医療のこと	68.0
	第5期	トイレのこと	63.3	コミュニケーションのこと	47.0	薬や医療のこと	69.0
2	第4期	薬や医療のこと	54.1	コミュニケーションのこと	43.1	トイレのこと	49.8
	第5期	薬や医療のこと	51.3	トイレのこと	45.0	トイレのこと	56.5
3	第4期	プライバシー保護のこと	31.4	プライバシー保護のこと	37.6	プライバシー保護のこと	44.8
	第5期	避難所で過ごすこと自体が難しい	34.3	避難所で過ごすこと自体が難しい	42.3	プライバシー保護のこと	42.8

⑧ 障がい者福祉施策への満足度・重要度

障がい者に関する施策9項目について、「満足度」は5段階、「優先度」は3段階の評価で得た回答を点数化し、横軸を「満足度」、縦軸を「優先度」として散布図にしました。Ⅰ～Ⅳは、基本的に以下のような解釈ができます。

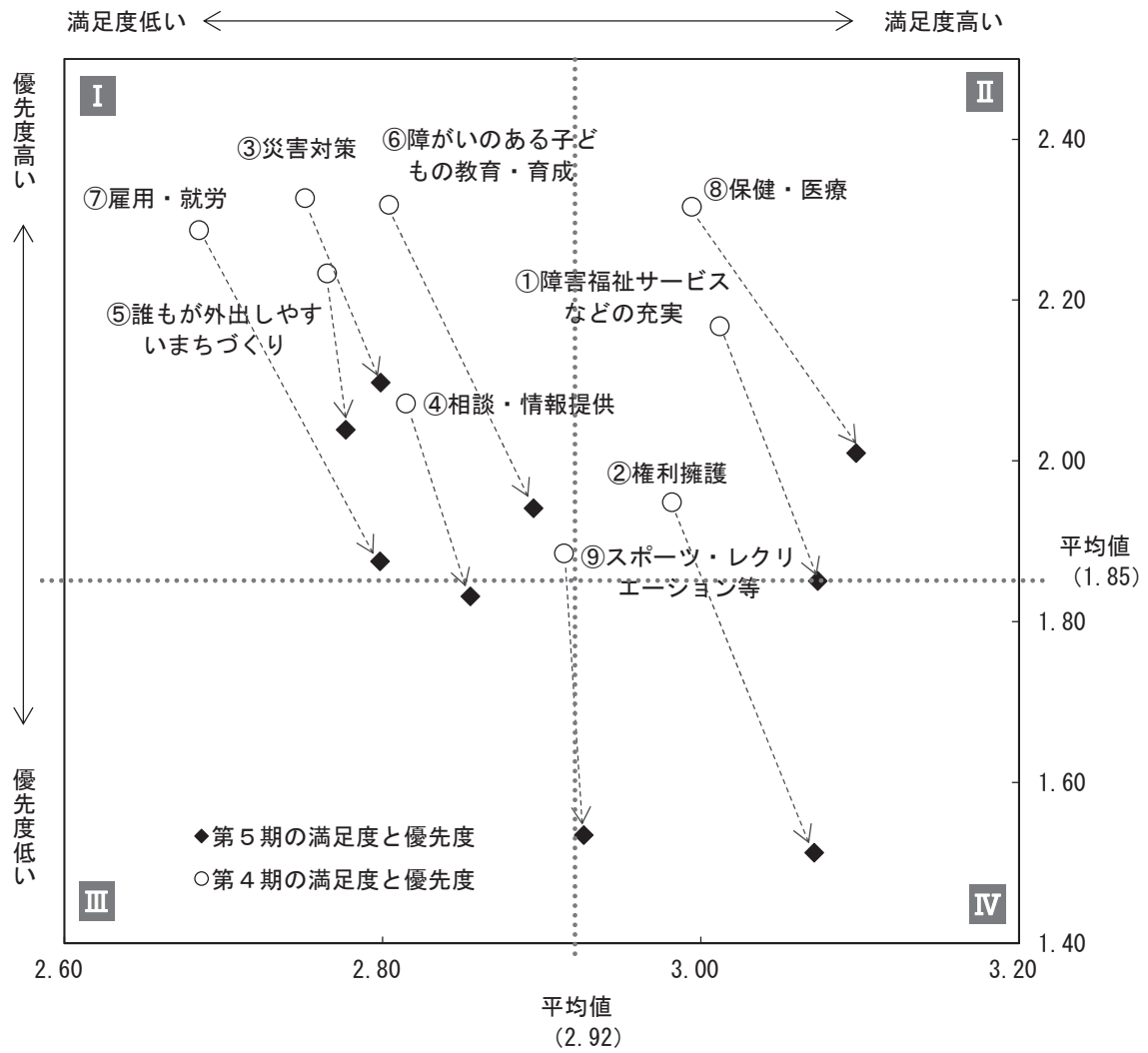
【満足度と優先度の解釈】

タイプ【Ⅰ】 満足度は低い、優先度は高い ⇒特に取り組むべき施策	タイプ【Ⅱ】 満足度が高く、優先度も高い ⇒継続して取り組むべき施策
タイプ【Ⅲ】 満足度が低く、優先度も低い ⇒現状通りで進め、施策の満足度を高めるための取り組みを進める施策	タイプ【Ⅳ】 満足度は高いが、優先度が低い ⇒現状通りで進め、状況によっては見直しを行う必要のある施策

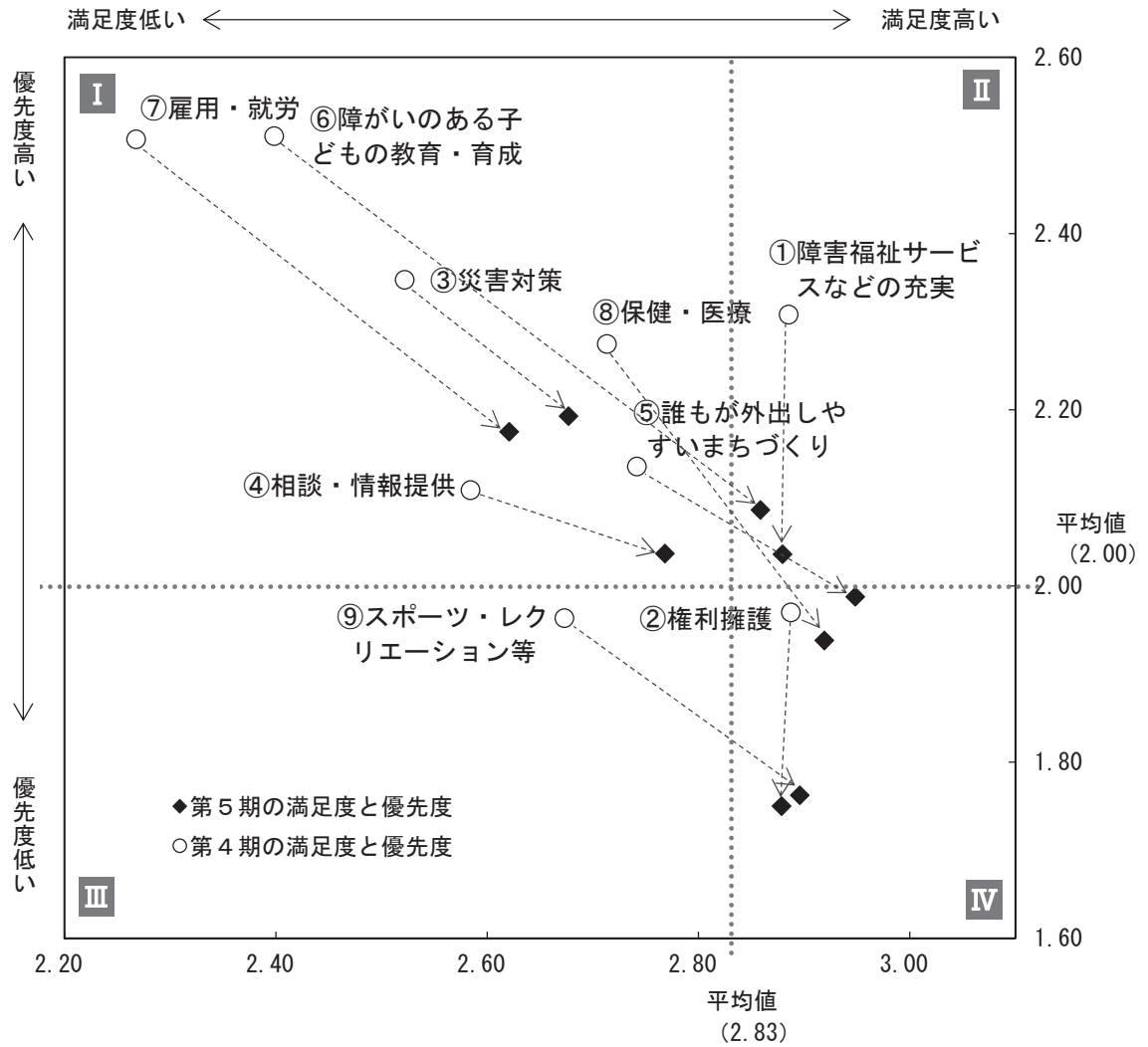
第4期と比較すると、いずれの障害でも、「満足度」の平均値は高くなり、「優先度」の平均値は低くなっています。第5期の「満足度」が第4期より低くなっている項目は、知的障がいのある人の「①障害福祉サービスなどの充実」「②権利擁護」と、精神障がいのある人の「③災害対策」「⑨スポーツ・レクリエーション等」です。第5期の「優先度」が第4期より低くなっている項目はありません。

特に取り組むべき施策としては、第4期、第5期ともに「③災害対策」と「⑦雇用・就労」等が上がっており、大きな変化はありませんが、「④相談・情報提供」が、知的障がいのある人では、タイプ【Ⅲ】からタイプ【Ⅰ】に移っています。

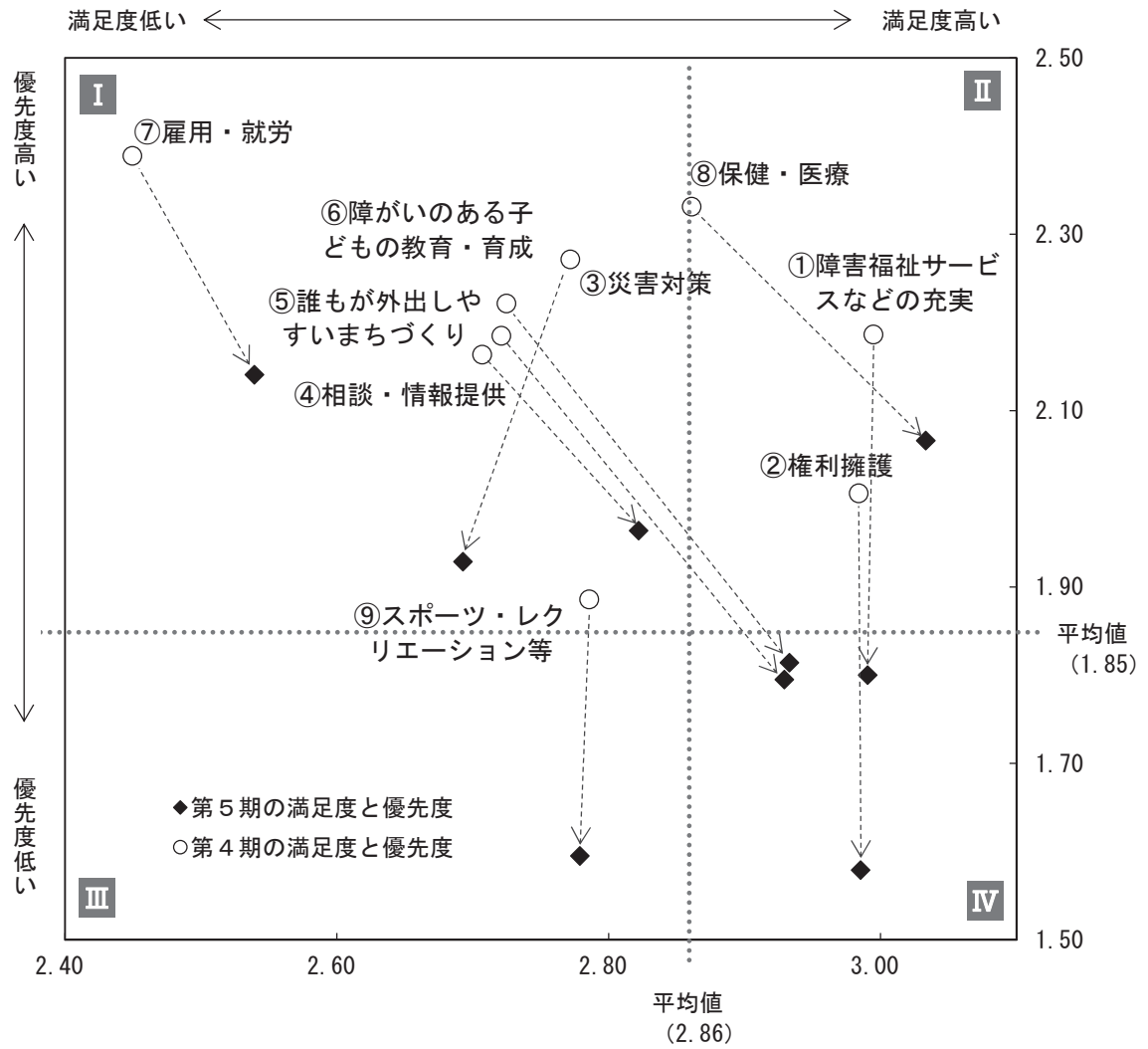
図表 2-21 満足度と優先度（身体障がい）



図表2-22 満足度と優先度（知的障がい）



図表 2-23 満足度と優先度（精神障がい）



4 ヒアリング調査からわかる障がいのある人の現状

(1) ヒアリング調査の概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的に、障がいのある人に関する関係団体、障害福祉サービス提供事業所を対象として、尾張旭市における障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などをお聞きするヒアリング調査を実施しました。

(ヒアリング調査の概要)

年月日	対象団体	種 別
2017（平成 29）年 3 月 10 日	精神障がい者家族会 こころねっと	当事者等団体
3 月 24 日	手をつなぐ親の会	当事者等団体
4 月 11 日	身体障害者福祉協議会	当事者等団体
4 月 11 日	ジョブウェル	就労移行支援事業所
4 月 28 日	くすの木	多機能型支援施設（就労移行支援、就労継続支援B型、生活介護等）
4 月 28 日	にこまる	放課後等デイサービス事業所
9 月 13 日	市民活動団体	市民活動団体

(2) ヒアリング調査の結果概要

① 理解と交流について

近年では、発達障がいなどについて知られるようになり、以前に比べて障がいへの理解が広がったという声が聞かれ、病気に関する教育や知識が重要であることがわかります。

一方、障がいのある人と地域住民の接点については、特別支援学級の整備により子どもの頃に接する機会が減ったという声や、個人情報保護法の影響で民生委員でも障がいのある人がいることを知らないのではないかという声がありました。

② 交通・移動支援について

バス（あさび一号）に、車いすで乗車できるようにすることへの要望が多く聞かれましたが、道路幅に制限がありバス車両の変更が難しいという課題があります。そもそも車いすの人がバス停へ行くことが難しいため、移動支援サービスを使いやすくしてはどうかという意見が出ました。

③ 手続き・情報提供について

障がいに関する申請等の手続きについて、親が高齢化した時や親亡き後に当事者が実行できなかった場合への不安が聞かれました。

また、事業所やサービス内容の情報をインターネットで取得できるよう整備してほしいという声、パソコンを使えない人のためにIT以外の情報提供をしてほしいという声の両方が上がっています。

④ 災害時の避難について

精神障がいのある人からは、どうしても落ち着いてもらえないため、できるだけ人目の少ない避難所を望む声が聞かれました。また、福祉避難所が遠いため、避難はしないと決めて、数日分の医薬品を備蓄している事業所もあります。

⑤ 雇用・就労について

障がいのある人を雇いたいと考えている企業は多いものの、実際には障がい特性などへの理解が低く、雇用を継続することが難しいという声が聞かれました。

また、障がいのある子をもつ親は、子どもに合わせた生活で仕事ができないため、親の労働を確保するためのサービスも望まれています。

⑥ 住まいの整備について

親亡き後の住まいへの不安が大きく、グループホーム等の建設への要望が多く聞かれました。障がいのある子と高齢の親が一緒に入れる施設や、グループホームで対応しきれない障がいのある人のための大型施設など、それぞれの状況に合わせた施設の整備が望まれています。

⑦ 尾張旭市に不足しているサービス・施設

医療行為が必要な障がいのある人の入浴に対応できる施設、ショートステイ、訪問サービス、緊急時に24時間預けられる施設が尾張旭市内にないとの声が聞かれました。現在は、周辺市町村に頼っており、これらのサービスの早急な整備が望まれています。

⑧ 今後、市に求める施策について

事業所の相談支援は相談員個人に頼る部分が大きく、今後は地域包括支援センター等と連携し、窓口の一本化や、一生を通じて切れ目のないサポート体制を整える必要があるとの声が聞かれました。

また、医療や福祉サービスと繋がっていない人に対して、支援を届けられる方法を考えてほしいという要望がありました。

5 「第4期障がい者計画」の数値目標の進捗状況

(1) 数値目標の状況

本計画では、体系に沿って施策の成果指標を設定しています。数値の進捗状況は以下のようになっています。

※評価は2013（平成25）年度と2016（平成28）年度を比較し、以下の5段階で示しています。

◎…目標を上回る

○…目標と同じ

△…目標には達していないが改善している（当初値との比較）

×…目標に達していない

－…評価できない

I 安心して暮らしていくために

I-① 啓発・情報提供

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
障がい者の差別解消に向けた啓発の推進	「障害者差別解消法」についての周知・啓発回数	0回	0回	0回	4回	○	4回
学校教育における交流機会の促進	福祉実践教室の開催回数	10回	10回	10回	10回	△	13回
	福祉マインドフェアのボランティア参加人数（小・中学生）	26人	26人	24人	33人	△	50人
地域社会における交流機会の促進	ウェルフェアボウリング参加者数（障がい者数）	163人	163人	154人	164人	△	170人
	福祉マインドフェア参加団体数（障がい者団体数）	7団体	7団体	6団体	7団体	△	8団体
情報提供サービス	手話通訳等実施件数	4件	4件	4件	5件	△	6件
	アクセシビリティ対応様式のページ割合（市ホームページ）	100%	100%	100%	100%	○	100%

I-② 生活支援と権利擁護

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
相談支援体制の拡充	相談件数（相談支援事業）	297 件	326 件	187 件	30 件	×	350 件
	相談件数（障がい者基幹相談支援センター）	—	1,172 件	3,523 件	4,568 件	◎	3,000 件
	重大な虐待案件	0 件	0 件	0 件	0 件	○	0 件
選挙投票時の支援	障害のある人に配慮した投票所の割合	100%	100%	100%	100%	○	100%
	郵便等投票証明書交付者の数	21 人	19 人	20 人	16 人	×	25 人
権利擁護	成年後見制度利用支援事業利用者数（障がい者数）	2 人	1 人	2 人	4 人	△	5 人
	日常生活自立支援事業利用者数（障がい者数）	3 人	3 人	2 人	3 人	△	6 人

I-③ 防災ネットワークの構築

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
火災予防、避難訓練等の指導	障がい者施設の火災予防、避難訓練等の指導実施率	100%	100%	100%	100%	○	100%
	住宅用火災警報器等の給付事業の周知	5 回	3 回	3 回	3 回	×	5 回
災害時の情報伝達	あさひ安全安心メール配信登録者数	7,279 人	7,441 人	7,843 人	8,153 人	◎	7,900 人
	FAX119番登録者数	14 人	16 人	17 人	21 人	◎	20 人
災害時の障がい者への対応	避難支援訓練を実施している自主防災組織数	2 団体	1 団体	1 団体	3 団体	△	9 団体
	避難行動要援護者リストを取得した自治会、町内会数	39 団体	42 団体	44 団体	45 団体	○	45 団体

I-④ 防災ネットワークの構築

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
各種サービス等の情報提供と普及促進	福祉サービスの内容等に関する情報が少ないと考えている障がい者の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	21%	—	—	19%	△	15%
	車いす貸し出し件数	530 件	530 件	520 件	494 件	×	550 件

Ⅱ 誰もが外出しやすいまちづくり

Ⅱ－① 移動の支援

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
自動車利用者 への支援	外出時の困りごとについて「駐車場の利用」と回答のあった割合（障がい者計画策定に係るアンケートで取得）	9%	—	—	9.7%	×	5%
公共交通の利用 支援	障がい者交通移動手段施策数	3件	3件	3件	3件	△	4件
移動手段の確保 支援	駅のバリアフリー化率	50%	50%	50%	50%	△	75%
	バリアフリー対応車両導入率	91%	91%	91%	94%	△	95%

Ⅱ－② バリアフリー化の推進

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
人にやさしい 街づくりの推進	県条例適合証交付施設数	154 施設	162 施設	166 施設	167 施設	◎	165 施設
歩道の整備	歩道のバリアフリー化率 (全市域)	279 か所	284 か所	290 か所	317 か所	◎	310 か所
公園の整備	公園入口のバリアフリー化率	100%	100%	100%	100%	○	100%
	ワークショップへの参加者数（うち障がいのある人）	0人	0人	0人	0人	×	3人

Ⅲ すべての市民がライフステージに応じた暮らしを送るために

Ⅲ－① 障がい児保育の充実

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
障がい児保育 の充実	障がい児保育実施園数	9 か所	9 か所	9 か所	12 か所	◎	11 か所
	障がい児保育研修参加者数（県コロニー主催研修）	17 人	31 人	12 人	19 人	△	30 人
保育園のバリア フリー化	バリアフリー化された保育園の数	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	△	7 か所

Ⅲ－② 特別支援教育の充実

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
特別支援学級等の充実	対象児童生徒のいる学校への特別支援学級設置割合	100%	100%	100%	100%	○	100%
教育相談の充実	教育相談件数	687 件	726 件	631 件	712 件	◎	700 件
特別支援教育担当教員等の研修の充実	特別支援学校教諭による巡回指導受け入れ校数	4 校	4 校	5 校	5 校	○	5 校
学校のバリアフリー化	バリアフリー化済校数	5 校	5 校	5 校	5 校	△	7 校

Ⅲ－③ 就労促進と雇用促進

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
就労支援事業所等における工賃確保	市の優先調達実績額	6,549 千円	8,208 千円	8,950 千円	8,129 千円	◎	8,000 千円
障がい者雇用の促進	障がい者雇用企業数	23 社	22 社	19 社	21 社	×	31 社
	上記企業で働く障がい者数（実人数）	79 人	110 人	73.5 人	83.5 人	△	87 人

Ⅲ－④ 生涯学習のスポーツ・レクリエーションの推進

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
各種講座・講演、イベント等の参加機会の拡大	障がいのある人に配慮した講座・イベントの開催数	15 件	14 件	15 件	17 件	△	20 件
図書利用等の充実	C D ・ D V D ・ ビデオ ・ カセット数	4,781 点	4,977 点	5,021 点	4,890 点	○	5,050 点
	大活字本、点字本冊数	1,261 冊	1,327 冊	1,344 冊	824 冊	×	1,380 冊
	健康に関する資料数	11,349 点	10,418 点	11,095 点	12,010 点	◎	12,000 点

Ⅳ 障がいの特性に合わせた健康づくり

Ⅳ－① 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
母子保健事業 の充実	母子保健サービスに対する満足度	75.9%	—	82.4%	—	◎	80.0%
	乳幼児健康診査受診率	96.1%	96.4%	95.9%	96.0%	×	96.1%
療育相談・障 がい児相談の 充実	発達支援相談件数（年）	627 件	928 件	1,106 件	1,060 件	◎	900 件
	発達支援アドバイザーによる発達相談件数（年）	509 件	560 件	713 件	782 件	◎	520 件
地域療育支援 の充実	ピンポンパン教室の保護者満足度（アンケートで取得）	—	95.7%	—	93%	◎	80%
	コアラちゃん広場参加人数（延べ人数）	472 人	464 人	415 人	350 人	×	500 人
関係機関との 連携による切 れ目のない支 援の充実	発達支援に関する連携会議の開催回数（年）	2 回	2 回	2 回	2 回	○	2 回
	障害児等療育支援事業開催回数（年）	13 回	14 回	14 回	16 回	◎	15 回

Ⅳ－② 障害者手帳非所持者への対応

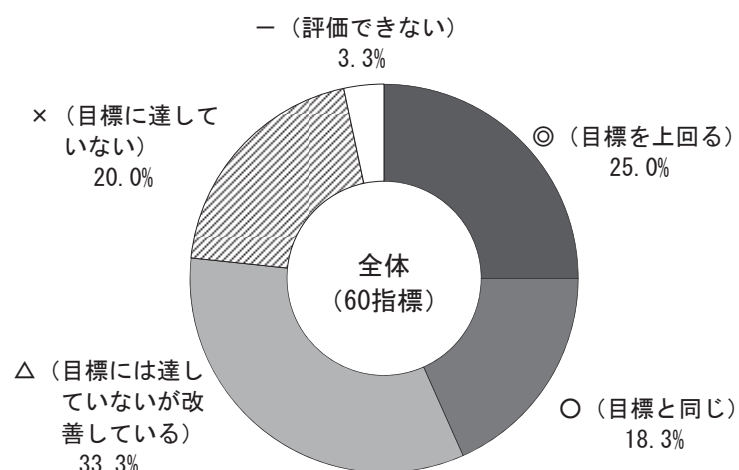
項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
自殺・うつ予 防の推進	こころの健康相談・病気相談（精神保健福祉相談）	164 件	119 件	82 件	45 件	×	170 件
	保健師による健康相談	2,855 件	2,628 件	2,664 件	2,876 件	△	3,000 件
難病患者への 支援	難病による障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	0 人	2 人	1 人	2 人	△	5 人
その他手帳非 所持者への支 援	障がい者（自立支援医療受給者等）	13 人	11 人	12 人	15 人	△	20 人
	障がい児（発達障がい等）	10 人	8 人	15 人	23 人	◎	15 人

Ⅳ－③ 保健・医療機関との連携

項目	成果指標	2013 (平 25) (当初)	2014 (平 26) (実績)	2015 (平 27) (実績)	2016 (平 28) (実績)	2016 (平 28) (評価)	2017 (平 29) (目標)
障害者医療費 等助成の充実	障害者医療等受給者数（年間月平均）	1,958 人	1,973 件	1940 件	1,976 件	—	—
	障害者医療等助成件数（年間件数）	40,535 件	42,557 件	43,001 件	43,662 件	—	—
健康づくりの 啓発普及	健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	4,285 人	3,661 人	4,004 人	3,484 人	×	5,500 人

(2) 数値目標の進捗状況総合評価

2013（平成25）年の目標値と2016（平成28）年の現状値を比較し、「◎（目標を上回る）」「○（目標と同じ）」「△（目標には達していないが改善している（当初値との比較）」「×（目標に達していない）」「－（評価できない）」の5段階で分類した場合、60の指標のうち、「◎」が25.0%（15指標）、「○」が18.3%（11指標）、「△」が33.3%（20指標）となっており、60指標中、7割以上の指標で数値が上昇しています。



6 障害福祉サービス等の状況

(1) 市内事業所の状況

尾張旭市内の障害福祉サービス、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づくサービスを提供している事業所数は以下のとおりです。

I 障害福祉サービス別の事業所数

障害福祉サービスの種類	事業所数
訪問系サービス	
居宅介護	19
重度訪問介護	19
同行援護	10
行動援護	2
重度障害者等包括支援	0
日中活動系サービス	
生活介護	5
自立訓練（機能訓練）	0
自立訓練（生活訓練）	1
就労移行支援	5
就労継続支援 A 型	2
就労継続支援 B 型	5
短期入所（ショートステイ）	0
療養介護	0
宿泊型自立訓練	1
居住系サービス	
施設入所支援	0
共同生活援助（グループホーム）	2
相談支援	
計画相談支援	5
地域移行支援	1
地域定着支援	1

II 児童福祉法に基づくサービス別の事業所数

児童福祉法に基づくサービスの種類	事業所数
児童発達支援	4
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	6
保育所等訪問支援	0
障害児相談支援	3

III 地域生活支援事業別の事業所数

地域生活支援事業の種類	事業所数
移動支援	8
日中一時支援	6
地域活動支援センター	2
訪問入浴サービス	2

資料：尾張旭市福祉課（平成29年4月1日現在）

(2) 第4期障がい福祉計画の進捗状況

第4期障がい福祉計画の進捗状況は以下の通りです。障がい者の地域生活を支援する機能を集約した拠点等について、2017（平成29）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備するという国の指針があります。

Ⅰ 地域生活支援拠点等の整備

項目	2014(平26) 年度	2015(平27) 年度	2016(平28) 年度	2017(平29) 年度〔目標〕
地域生活支援拠点等	0か所	0か所	0か所	1か所

Ⅱ 福祉施設から一般就労への移行促進

Ⅱ－① 福祉施設から一般就労への移行

項目	2012(平24) 年度	2014(平26) 年度	2015(平27) 年度	2016(平28) 年度	2017(平29) 年度〔目標〕
福祉施設から一般就労への移行者数	12人	11人	11人	16人	24人 (2012年度の2倍)

Ⅱ－② 就労移行支援事業の利用者数の増加

項目	2013(平25) 年度	2014(平26) 年度	2015(平27) 年度	2016(平28) 年度	2017(平29) 年度〔目標〕
就労移行支援事業の利用者	26人	29人	21人	30人	42人 (1.6倍)

Ⅱ－③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

項目	2013(平25) 年度	2014(平26) 年度	2015(平27) 年度	2016(平28) 年度	2017(平29) 年度〔目標〕
就労移行率が3割以上の事業所数の割合	33%	31%	27%	28%	50%

Ⅱ－④ 福祉施設から地域生活への移行促進

項目	2013(平25) 年度	2014(平26) 年度	2015(平27) 年度	2016(平28) 年度	2017(平29) 年度〔目標〕
平成25年度末の施設入所者数(A)	33人				
平成29年度末の施設入所者数(B)		34人	33人	31人	31人
施設入所者の削減見込数(A)－(B)		-1人	0人	2人	2人 (6.1%)
平成25年度末の施設入所者に占める地域移行者数		1人	1人	1人	4人 (12.1%)

(3) 障害福祉サービスの見込みと実績の比較

第4期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込みと実績の比較では、訪問系サービスの2016（平成28）年度実績で、利用がなかった「重度障害者等包括支援」を除く全てのサービスで見込みを上回っています。

日中活動系サービスでは、「就労継続支援A型」が見込みを大きく上回っており、「就労移行支援」及び「療養介護」が見込みを大きく下回っています。また、「自立訓練（機能訓練）」の2016（平成28）年度は実績がありません。

居住系サービスでは、「共同生活援助グループホーム」が実績は横ばいですが、見込みをやや下回っています。

相談支援では、「計画相談支援」が実績、達成度ともに半数程度となっています。

I 訪問系サービス（各年度1か月あたり平均）

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
合計	人	110	124	112.7%	121	129	106.6%	132
	時間	2,875	3,061	106.5%	3,160	3,156	99.9%	3,481
居宅介護	人	91	102	112.1%	98	110	112.2%	105
	時間	2,493	2,638	105.8%	2,689	2,640	98.2%	2,900
重度訪問介護	人	2	5	250.0%	3	3	100.0%	3
	時間	197	255	129.4%	247	282	114.2%	309
同行援護	人	11	11	100.0%	14	12	85.7%	17
	時間	112	114	101.8%	141	180	127.7%	177
行動援護	人	6	6	100.0%	6	4	66.7%	7
	時間	73	54	74.0%	83	54	65.1%	95
重度障害者等包括支援	人	0	0	—	0	0	—	0
	時間	0	0	—	0	0	—	0

Ⅱ 日中活動系サービス（各年度1か月あたり平均）

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
生活介護	人	122	115	94.3%	130	126	96.9%	140
	人日	2,408	2,183	90.7%	2,579	2,409	93.4%	2,763
自立訓練 (機能訓練)	人	3	1	33.3%	4	0	0.0%	5
	人日	46	15	32.6%	58	0	0.0%	73
自立訓練 (生活訓練)	人	2	3	150.0%	3	3	100.0%	4
	人日	38	36	94.7%	48	35	72.9%	59
宿泊型 自立訓練	人	—	1	—	—	1	—	—
	人日	—	31	—	—	25	—	—
就労移行支援	人	32	20	62.5%	36	21	58.3%	42
	人日	554	327	59.0%	637	316	49.6%	732
就労継続支援A型	人	26	40	153.8%	28	42	150.0%	31
	人日	498	763	153.2%	548	831	151.6%	603
就労継続支援B型	人	62	64	103.2%	68	65	95.6%	73
	人日	1,062	1,121	105.6%	1,150	1,141	99.2%	1,245
療養介護	人	4	2	50.0%	5	2	40.0%	6
短期入所 (福祉型)	人	29	25	86.2%	32	25	78.1%	36
	人日	156	120	76.9%	172	133	77.3%	189
短期入所 (医療型)	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1
	人日	1	0	0.0%	1	3	300.0%	1

Ⅲ 居住系サービス（各年度1か月あたり平均）

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
共同生活援助 (グループホーム)	人	26	24	92.3%	33	27	81.8%	41
施設入所支援	人	34	33	97.1%	32	32	100.0%	31

Ⅳ 相談支援（各年度1か月あたり平均）

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
計画相談支援	人	44	41	93.2%	48	27	56.3%	52
地域移行支援	人	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1
地域定着支援	人	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2

(4) 児童福祉法に基づくサービスの見込みと実績の比較

児童福祉法に基づくサービスの見込みと実績の比較では、障害児通所支援の「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」が見込みを大きく上回っています。

障害児相談支援は、ほぼ横ばいとなっています。

I 障害児通所支援（各年度 1 か月あたり平均）

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
児童発達支援	人	8	14	175.0%	8	13	162.5%	8
	人日	95	167	175.8%	97	186	191.8%	100
放課後等 デイサービス	人	70	81	115.7%	77	99	128.6%	85
	人日	669	824	123.2%	736	1,071	145.5%	810
保育所等 訪問支援	人	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2
	人日	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2
医療型 児童発達支援	人	0	0	—	0	0	—	0
	人日	0	0	—	0	0	—	0

II 障害児相談支援（各年度 1 か月あたり平均）

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
障害児相談支援	人	23	22	95.7%	24	23	95.8%	25

(5) 地域生活支援事業の見込みと実績の比較

地域生活支援事業の見込みと実績の比較では、2015（平成27）年度及び2016（平成28）年度ともに、日常生活用具給付等事業の「介護・訓練支援用具」が見込みを大きく上回り、手話奉仕員養成研修事業の「手話奉仕員養成研修修了者数」と地域活動支援センター事業が見込みを大きく下回っています。

Ⅰ 相談支援事業

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
一般相談支援事業	か所	4	4	100.0%	4	3	75.0%	4
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	—	無	無	—	有

Ⅱ 成年後見制度

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
成年後見制度利用支援事業	人	5	4	80.0%	5	5	100.0%	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有

Ⅲ 意思疎通支援事業

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
手話通訳者設置事業	人	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
手話通訳者派遣事業	件	80	59	73.8%	80	58	72.5%	80
要約筆記者派遣事業	件	3	1	33.3%	3	1	33.3%	4

Ⅳ 日常生活用具給付等事業

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
介護・訓練支援用具	件	1	5	500.0%	1	8	800.0%	1
自立生活支援用具	件	15	13	86.7%	15	18	120.0%	15
在宅療養等支援用具	件	13	16	123.1%	13	18	138.5%	13
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	100.0%	8	6	75.0%	8
排せつ管理支援用具	件	1,375	1,346	97.9%	1,445	1,400	96.9%	1518
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	2	66.7%	3	5	166.7%	3

Ⅴ 手話奉仕員養成研修事業

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
手話奉仕員養成研修修了者数	人	12	6	50.0%	12	6	50.0%	12

Ⅵ 移動支援事業

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
移動支援	人	80	80	100.0%	83	79	95.2%	86
	時間	1,256	1,250	99.5%	1,306	1,215	93.0%	1,358

Ⅶ 地域活動支援センター事業

サービス種別	単位	2015(平27)年度			2016(平28)年度			2017(平29)年度
		計画	実績	達成度	計画	実績	達成度	計画
地域活動支援センター	人	44	39	88.6%	47	38	80.9%	49
	人日	417	333	79.9%	440	274	62.3%	465



第3章

計画の基本理念及び基本目標

1 尾張旭市第五次総合計画における基本的な考え方

本計画の上位計画である「尾張旭市第五次総合計画」では、将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち 尾張旭」を実現するために、8つの政策を設定しています。

本計画は、保健・医療・福祉分野の「みんなで支えあう健康のまちづくり」に、「障がい者福祉の推進」として位置づけられており、「尾張旭市第五次総合計画」の施策がめざす尾張旭市の姿として、以下のような将来像が掲げられています。

障がい者が安心して生活し、社会参加できています。

2 基本理念

障害者基本法では、その目的として、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げています。第4期計画では、障害者基本法の考え方を背景に、「尾張旭市第五次総合計画」に掲げる将来都市像「みんなで支えあう 緑と元気あふれる住みよいまち 尾張旭」の実現をめざし、「誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を基本理念とし、各種施策を推進してきました。

本計画では、第4期計画の基本理念を継承するとともに、さらなる推進を図ります。

～ 誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ～
ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”



3 基本的な視点

計画を策定し、それに基づく施策を推進するにあたって、次の3つの視点を念頭に置きます。

▼視点1 障がいを理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障がいを理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

この基本原則を具体化するために障害者差別解消法が制定され、障害者雇用促進法が改正されました。障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が必要です。

▼視点2 ライフステージに沿った切れ目のない総合的な支援

障がいのある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、保育、教育、医療、福祉、雇用、住まい等、多岐にわたる分野の施策を推進するとともに、それぞれの分野が連携して施策を総合的に展開し、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立って障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うことが必要です。

▼視点3 地域共生社会の実現に向けた取り組み

障がいのある人、児童、高齢者等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みとして共生型サービスが位置づけられました。また、住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりが求められています。障がいのある人をはじめ支援を必要とするすべての市民が、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護・福祉の連携によるネットワークの構築が必要です。

4 基本目標

基本理念を実現するために次の基本目標に沿って施策を展開していきます。

■目標 1 安心して暮らしていくために

障がいのある人一人一人の多様なニーズに対応するための生活支援体制を整備するとともに、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

■目標 2 誰もが住みやすく外出しやすいまちづくり

地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、障がいのある人のみならず、高齢者、子ども、妊婦などに配慮し、ユニバーサルデザインの考えに基づき、行政・民間事業者・市民の協働により、住宅、公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を進めます。

■目標 3 子どもの可能性を伸ばすために

障がいのある子どもや、成長・発達に不安がある子どもの可能性を伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

■目標 4 すべての市民がいきいきと活動するために

障がいのある人が自分らしくいきいき暮らせるよう、就労に関する支援の充実を図るとともに、生涯学習、スポーツ、レクリエーションなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

■目標 5 障がいの特性に合わせた健康づくり

それぞれの障がい特性を十分考慮し、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、リハビリ等に関する健康づくりの施策を積極的に展開するとともに、医療・保健・福祉の連携を促進します。

5 施策の体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策の方向
誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”	▼視点1 障がいを理由とする差別の解消 ▼視点2 ライフステージに沿った切れ目のない総合的な支援 ▼視点3 地域共生社会の実現に向けた取り組み	■目標1 安心して暮らしていくために	1-1 差別解消に向けた取り組みの推進 1-2 地域共生をめざす交流の促進 1-3 相談支援と権利擁護の推進 1-4 防災ネットワークの構築 1-5 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実
		■目標2 誰もが住みやすく外出しやすいまちづくり	2-1 地域における住環境の整備 2-2 移動支援の充実 2-3 人にやさしいまちづくりの推進
		■目標3 子どもの可能性を伸ばすために	3-1 発達が気になる子どもへの支援 3-2 サポート保育の充実 3-3 インクルーシブ教育の充実
		■目標4 すべての市民がいきいきと活動するために	4-1 雇用・就労の支援 4-2 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進
		■目標5 障がいの特性に合わせた健康づくり	5-1 障がいの早期発見と重度化の予防 5-2 障害者手帳を持っていない人への対応 5-3 医療と保健・福祉との連携促進
		■第5期障がい福祉計画	① 障害者総合支援法に基づくサービスの概要 ② 障がい福祉計画の目標 ③ 障害福祉サービスの見込量と確保策 ④ 地域生活支援事業の見込量と確保策
		■第1期障がい児福祉計画	① 障がいのある児童に対する支援施策の動向 ② 障がい児福祉計画の目標 ③ 障がいのある児童に対するサービスの見込量と確保策 ④ 子ども・子育て支援

6 尾張旭市第五次総合計画の計画人口実現のためのチャレンジ

(1) 尾張旭市第五次総合計画における5つのチャレンジ

「尾張旭市第五次総合計画」では、本市において人口を増加させるために特に効果的である次の5つの分野を「5つのチャレンジ」として位置づけ、計画人口の実現に取り組んでいます。

チャレンジ1 いつまでも元気に暮らせるまちをめざします

チャレンジ2 働きながら子育てしやすいまちをめざします

チャレンジ3 次代を担う子どもたちが育まれるまちをめざします

チャレンジ4 住みやすく出かけやすいまちをめざします

チャレンジ5 衛生的で快適なまちをめざします

(2) 障がい者計画におけるチャレンジ事業

本計画においても、計画人口の実現に向け効果の期待できる事業を「チャレンジ事業」に位置づけ、積極的に取り組みます。

尾張旭市総合計画における 5つのチャレンジ	本計画における チャレンジ事業	掲 載 ページ
1 いつまでも元気に暮らせる まちをめざします	1-1-① 市広報誌、市公式ホームページ等による周知・啓発	53
	1-2-① 地域活動における交流の促進	58
	1-3-① 障がい者基幹相談支援センターの充実	62
	1-3-③ 虐待の防止と早期発見	63
	2-1-① 地域包括ケアシステムの構築	79
	4-1-⑤ 優先調達の推進と受注機会の拡大	110
2 働きながら子育てしやすい まちをめざします	3-2-② 子育て支援の充実	99
3 次代を担う子どもたちが 育まれるまちをめざします	3-1-① 「こどもの発達センターにここ」の整備	92
	3-1-④ 切れ目のない支援体制の構築	95
	3-2-① 統合保育・交流保育の推進	98
4 住みやすく出かけやすい まちをめざします	1-4-① 避難行動要支援者に対する支援体制の整備	69
	2-1-② 地域生活支援拠点等の整備	80
	2-2-① 公共交通の利用支援	84
5 衛生的で快適なまちをめ ざします	1-4-④ 避難所における障がいのある人への配慮	71

以上、14の取り組みをチャレンジ事業に位置づけ、重点的に取り組みます。

「第4章 障がい者計画」において、取り組み名に【チャレンジ】と記載しています。



第4章

障がい者計画

基本目標 1 安心して暮らしていくために

施策 1 - 1 差別解消に向けた取り組みの推進

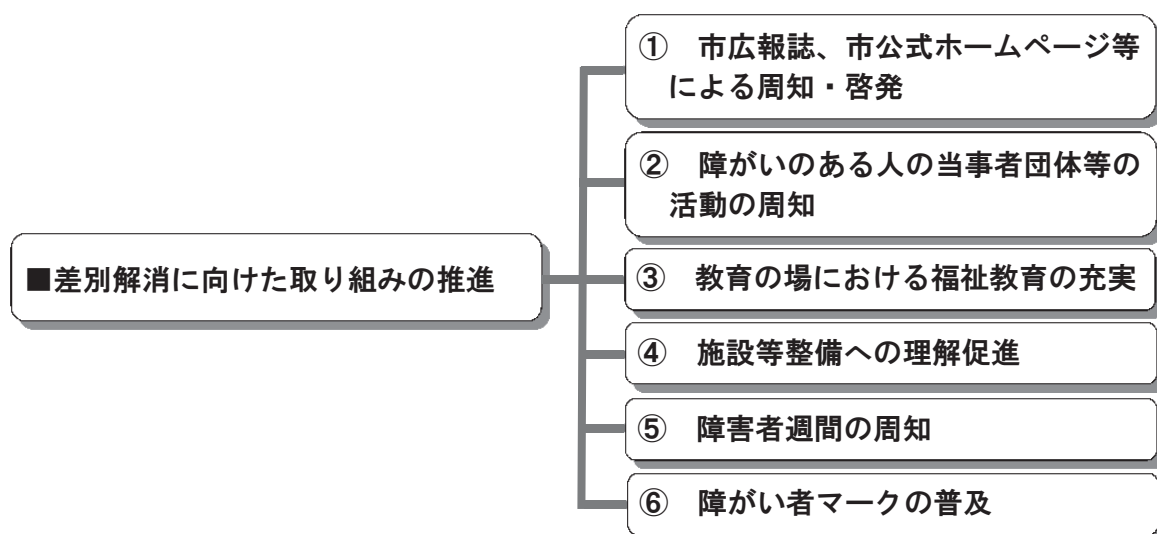
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の10.8%、知的障がいのある人の28.8%、精神障がいのある人の31.7%、障がいのある児童の55.1%、難病の人の9.1%が、これまでに差別を受けたことや、いやな思いをしたことがあると答えています。

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が制定され、2016（平成28）年4月1日から施行されました。この法律は、行政機関や民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止していますが、真の地域共生社会の実現をめざすため、全ての市民の差別意識の解消を推進していきます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がいがあるため差別を受けたことや、いやな思いをしたことがある人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	17.1%	10.0%
身体障がいのある人	10.8%	6.3%
知的障がいのある人	28.9%	16.8%
精神障がいのある人	31.7%	18.5%
障がいのある児童	55.1%	32.1%
難 病 の 人	9.1%	5.3%

【施策の展開】



基本事業1-1-① 市広報誌、市公式ホームページ等による周知・啓発

【現状】

○「障害者差別解消法」に関するパンフレットを福祉課窓口で配布しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
「障害者差別解消法」についての周知・啓発 【チャレンジ】	○市や社会福祉協議会の広報誌、公式ホームページ等を通じて、「障害者差別解消法」の理念や内容（「障害を理由とする差別」、「合理的配慮」等）に関する周知・啓発を行うとともに、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
講演会・研修会等の実施 【チャレンジ】	○「障害者差別解消法」に関する啓発を図るため、市民向けの講演会等を開催します。また、市職員等を対象とした研修会等の開催を検討します。	福祉課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
差別解消や障がい理解に関する周知・啓発	4回	6回

基本事業１－１－② 障がいのある人の当事者団体等の活動の周知

【現状】

○障がいのある人の当事者団体は、いずれも会員が減少傾向にあります。また、本人及びその家族の高齢化も進んでおり、会の運営が困難になってきています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
当事者団体の活動の周知	○市や社会福祉協議会の広報誌、公式ホームページ等を通じて、障がいのある人の当事者団体等の活動を紹介します。また、福祉課窓口等に当事者団体等の作成したチラシを設置するなど、当事者団体等の活動の活性化を図り、障がいのある人への理解を深め、差別解消を促進します。	福祉課 社会福祉協議会 市民活動課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
当事者団体等の活動紹介	0回	2回

基本事業１－１－③ 教育の場における福祉教育の充実

【現状】

- 市内の小・中学校及び高等学校において、地域の障がいのある人やボランティアが講師となり、車いす・手話・点字などの体験学習を通して福祉の心を育んだり、障がいのある人等との交流を行ったりする「福祉実践教室」を実施しています。
- 福祉マインドフェアの開催にあたり、各小・中学校へチラシを配布し、参加を促しています。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集しています。
- 市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、ピクニック、運動会、持久走大会を実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
福祉実践教室の実施	○市内の小・中学校及び高等学校において、引き続き、福祉実践教室を実施し、障がいのある人との交流を通じた児童生徒の福祉の心の育成を図ります。	社会福祉協議会 教育行政課
ボランティア活動への参加	○学校教育法では、学校において「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」の充実に努めることが規定されています。小学校、中学校、高等学校等は、社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、社会奉仕体験活動等に取り組めます。	社会福祉協議会 教育行政課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
福祉実践教室の開催	10回	13回
福祉マインドフェアのボランティア参加者 (小・中学生)	33人	40人

基本事業1-1-④ 施設等整備への理解促進

【現状】

○福祉施設の建設にかかる施設開設者と住民との摩擦等は、全国各地で起きている問題です。地域における自立を阻む“見えない壁”の存在が明らかになった事象といえます。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
施設内容の周知	○グループホームをはじめ施設等の整備を促進するため、市と事業者の連携のもと、その内容について市民への周知を図り、障がいのある人の地域生活への理解と支援を呼びかけていきます。	福祉課

基本事業１－１－⑤ 障害者週間の周知

【現状】

- 「障害者週間」は、2004（平成16）年の障害者基本法の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、「国際障害者デー」の12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間について設定されました。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
「障害者週間」の周知	○市民の間に、広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が、社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」について、市の広報誌や公式ホームページなどを通じてその趣旨の普及に努めます。	福祉課

基本事業１－１－⑥ 障がい者マークの普及

【現状】

- 障がいのある人に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについてわかりやすく表示するため、いろいろなマークがあります。これらは国際的に定められたものや各障がい者団体が独自に提唱しているものなどがあります。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
障害者マークの周知	○身体障害者標識、聴覚障害者標識、補助犬マーク、オストメイトマークなど、障がいのある人に関するさまざまなマークが定められています。これらは障がいのある人が地域で安心して活動し暮らすために設けられたものであり、マークの意味について市民への周知を図ります。	福祉課

施策1－2 地域共生をめざす交流の促進

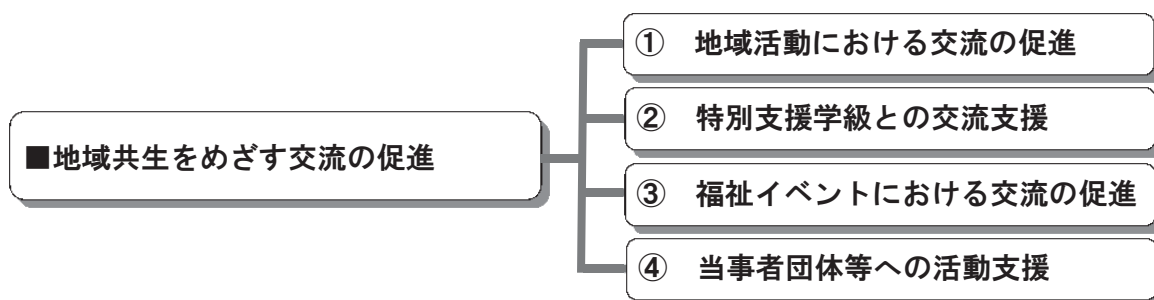
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の22.3%、知的障がいのある人の47.7%、精神障がいのある人の42.1%、障がいのある児童の33.9%、難病の人の11.9%が、近所づきあいについて、「ほとんどつきあいはない」と答えています。

障がいのある人も、障がいのない人も、地域社会を構成するかけがえのない存在です。ともに地域で暮らしていくためには相互理解が重要であり、交流を通じて理解を深め共感しあう機会を創出します。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
地域活動に参加している人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	17.2%	19.0%

【施策の展開】



基本事業１－２－① 地域活動における交流の促進

【現状】

○当事者団体等のヒアリングでは、地域との接点や、交流の機会が少ないという声が多く聞かれました。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
障がいのある人と地域住民の交流機会の創出 【チャレンジ】	○地域のボランティアによる障がいのある人とその家族、地域住民等の交流機会の創出を促進し、障がいのある人相互の交流とともに地域住民の参加を呼びかけていきます。	福祉課 社会福祉協議会
自治会等への働きかけ 【チャレンジ】	○障がいのある人が地域活動に参加できるよう、自治会、民生児童委員、地区団体などに働きかけを行います。	福祉課 社会福祉協議会 市民活動課

基本事業１－２－② 特別支援学級との交流支援

【現状】

○小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、スポーツやレクリエーション等の交流行事を実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
特別支援学級交流事業の実施	○市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、引き続き、ピクニック、運動会、持久走大会等の交流行事を実施します。	教育行政課

基本事業1-2-③ 福祉イベントにおける交流の促進

【現状】

- 3市（瀬戸市、長久手市及び本市）の障がい者団体や障がい者施設の連携を図るため、ウェルフェアボウリング事業を支援しています。
- 障がいのある人同士の交流や障がいへの理解を促進するため、福祉マインドフェアに障がい者施設（精神障がい、知的障がい、高次脳機能障がい）のPR・即売コーナーの場を提供しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
福祉マインドフェアでの交流促進	○福祉マインドフェアにおいて、引き続き、障がい者施設のPR・販売コーナーの場を提供するなど交流を促進します。	社会福祉協議会
福祉マインドフェアの参加促進	○福祉マインドフェアへの市内小・中学生の参加を促進します。また、中学校及び高等学校を通じ、学生ボランティアを募集します。	社会福祉協議会 教育行政課
ウェルフェアボウリングの開催支援	○瀬戸市、長久手市及び本市の当事者団体や障がい者施設の連携を図るためウェルフェアボウリング事業を、引き続き支援します。	社会福祉協議会

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
福祉マインドフェアに参加した障がいのある人の団体	7団体	8団体
ウェルフェアボウリング大会参加者（障がいのある人）	164人	170人

基本事業１－２－④ 当事者団体等への活動支援**【現状】**

○各当事者団体等のイベントや、ピアカウンセリングなどの活動を支援しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
団体間の交流 支援	○障がいのある人の積極的な社会参加を促進するために、各当事者団体等が主催するイベントや、ピアカウンセリングなどの活動を支援するとともに、団体間の交流を支援します。	福祉課 市民活動課

施策1－3 相談支援と権利擁護の推進

「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の7.6%、知的障がいのある人の8.3%、精神障がいのある人及び障がいのある児童の7.5%、難病の人の5.8%が、家族以外の相談先について「相談するところがない」と答えています。

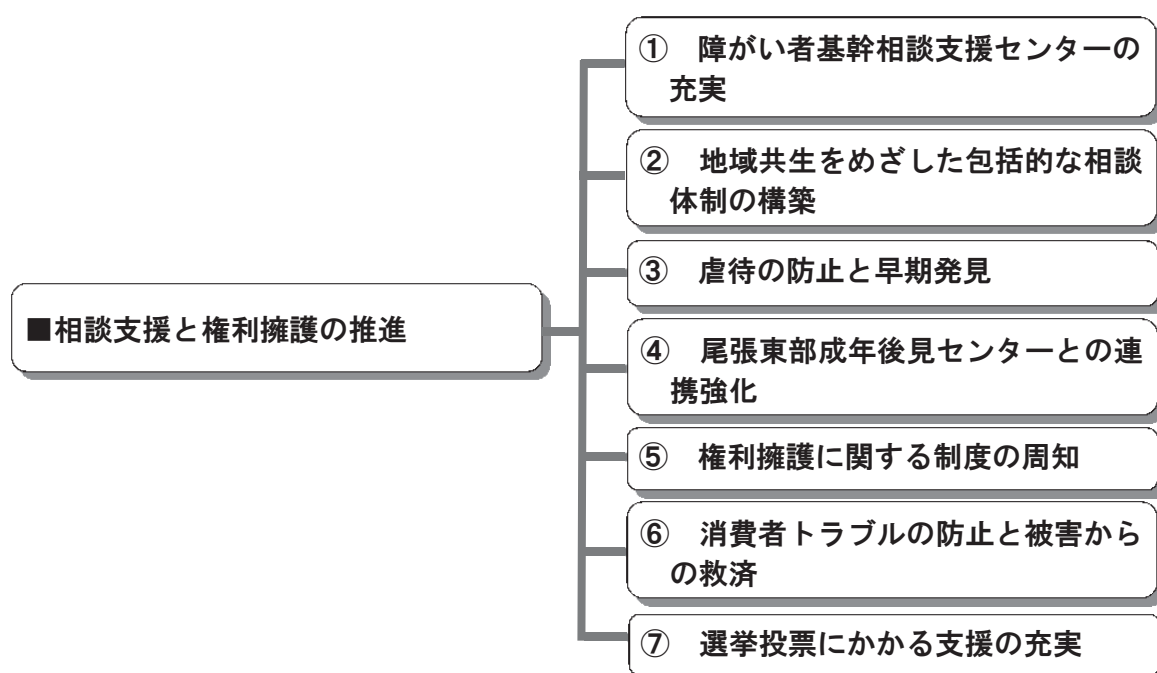
障がいのある人のライフステージの全ての段階において、きめ細かいサービスを提供していくためには、個々の施策を包括的に検討し、実施する機関が身近にあることが重要です。本人や家族の相談窓口となるとともに、地域で暮らすための様々なサービスをコーディネートする総合的な相談体制の構築を進めます。

また、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止はもとより、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを進めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「相談・情報提供」に満足している人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	8.0%	10.0%

【施策の展開】



基本事業 1-3-① 障がい者基幹相談支援センターの充実

【現状】

- 「障害者総合支援法」による一般相談支援事業を3事業所に、基幹相談支援事業を1事業所に委託し実施しています。
- 尾張東部圏域（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）及び名古屋市名東区・守山区を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」では、障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを、関係機関と協力しながら行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
基幹相談支援事業の充実 【チャレンジ】	○障がいのある人に関する総合的な相談支援、支援困難事例への対応や相談支援事業者への指導、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
虐待の防止対策 【チャレンジ】	○引き続き、緊急時の相談支援（緊急訪問・緊急対応）を含めた体制づくりや、地域包括支援センターとの連携の強化により、虐待防止対策を進めます。	福祉課 社会福祉協議会

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
相談件数（障がい者基幹相談支援センター）	4,568件	▶ 4,600件

基本事業1-3-② 地域共生をめざした包括的な相談体制の構築

【現状】

○多職種の連携と住民同士の支え合いにより、保健、医療、福祉、介護、住まいが、包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が、高齢者支援を中心に進められています。今後、精神障がいのある人の地域移行の促進と福祉課題の複雑化に伴い、高齢者だけではなく、その範囲を広げていく必要があります。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
包括的な相談支援体制整備の検討	○障がいのある人と高齢の親が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、課題が複合化していて障がい者施策だけでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会
地域包括ケアシステム構築の検討	○精神障がいのある人の地域移行を想定し、高齢者に限らず、障がいのある人も含めた地域包括ケアシステムの構築を検討していきます。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会

基本事業1-3-③ 虐待の防止と早期発見

【現状】

○本市においては、現在のところ、重大な虐待事例は報告されていませんが、世帯状況の変化、地域とのつながりの希薄化などから、いつ重大な虐待が発生してもおかしくありません。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
虐待防止のための連携強化	○障がいのある人への虐待の未然の発生予防、早期発見、虐待を受けた障がいのある人への適切な支援を行うため、サービス提供施設や事業所も含め、関係機関等との連携を強化します。	福祉課 長寿課
【チャレンジ】		

虐待防止マニュアルの整備 【チャレンジ】	○高齢者部門と障がい者部門とで連携を図りながら、引き続き、虐待防止マニュアルの整備等を進めます。	福祉課 長寿課
関係機関や市民への周知 【チャレンジ】	○障がいのある人や家族、事業者、企業、福祉・教育・医療関係者等への周知を図るとともに、市民に対して通報への協力を呼びかけていきます。	福祉課 長寿課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
重大な虐待案件	0 件	0 件

基本事業 1－3－④ 尾張東部成年後見センターとの連携強化

【現状】

○尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）で共同設置する「尾張東部成年後見センター（所在地：日進市）」において、成年後見制度の利用の相談・支援を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
成年後見制度の利用推進	○尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）で共同設置する尾張東部成年後見センターとの連携のもと、引き続き、制度内容の説明や手続きを支援するとともに、制度の普及啓発活動などを行います。	福祉課 長寿課
市民後見人の育成促進	○尾張東部成年後見センターとの連携のもと、市民後見人の育成・活用を促進します。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会

基本事業1-3-⑤ 権利擁護に関する制度の周知

【現状】

- 社会福祉協議会では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等をお手伝いする「日常生活自立支援事業」の利用の相談・支援を行っています。
- 市広報誌、市公式ホームページ、社協だより等において、日常生活自立支援事業の周知を図っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
権利擁護制度の周知	○権利擁護を必要とする人が、確実に支援を受けられるよう、成年後見制度利用支援事業や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業など権利擁護に関する制度の周知を図ります。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
成年後見制度利用者支援事業利用者（障がいのある人）	4人	5人
日常生活自立支援事業利用者（障がいのある人）	3人	6人

基本事業１－３－⑥ 消費者トラブルの防止と被害からの救済

【現状】

○尾張旭市消費生活センターでは、契約に関するトラブル、架空請求など消費生活全般の相談について、消費生活相談員が消費生活相談を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
消費者トラブルに関する情報収集と情報発信	○引き続き、障がいのある人の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行います。また、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。	産業課 福祉課 社会福祉協議会
関係機関、団体との連携強化	○障がいのある人の当事者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体の連携を促進し、障がいのある人の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組みます。	産業課 福祉課 社会福祉協議会

基本事業1-3-⑦ 選挙投票にかかる支援の充実

【現状】

- 投票管理者及び事務主任者の説明会で点字投票、代理投票の説明を行うとともに、投票所では障がいのある人には必要に応じて事務従事者が介助を行っています。
- 段差のある投票所については、選挙時に着脱式スロープを設置しています。（スペースの関係上、設置できない投票所が3か所あります。）
- 期日前投票所を、障がいのある人も利用しやすいよう、市役所1階ロビーに開設しています。
- 身体に重度の障がい等があり、投票所へ行くことが困難な人を対象に、希望により郵便等による不在者投票の制度を利用できます。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
投票所のバリアフリー化のさらなる推進	○投票所は障がいのある人や高齢者等に配慮して、車いすや簡易スロープの設置、介助者の配置などを行い、投票しやすい環境整備に努めます。	総務課
選挙に関する情報のバリアフリー化の推進	○視覚障がいのある人のための音声による選挙公報（市長選挙時）の作成に努めます。	総務課
不在者投票の周知	○郵便等による不在者投票の制度を、引き続き、市公式ホームページへの掲載や身体障害者手帳の申請の際の情報提供により周知します。	総務課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がいのある人に配慮した投票所の割合	100%	100%
重度の身体障がいのある人の郵便による不在者投票（郵便等投票証明書交付者）	16人	30人

施策 1－4 防災ネットワークの構築

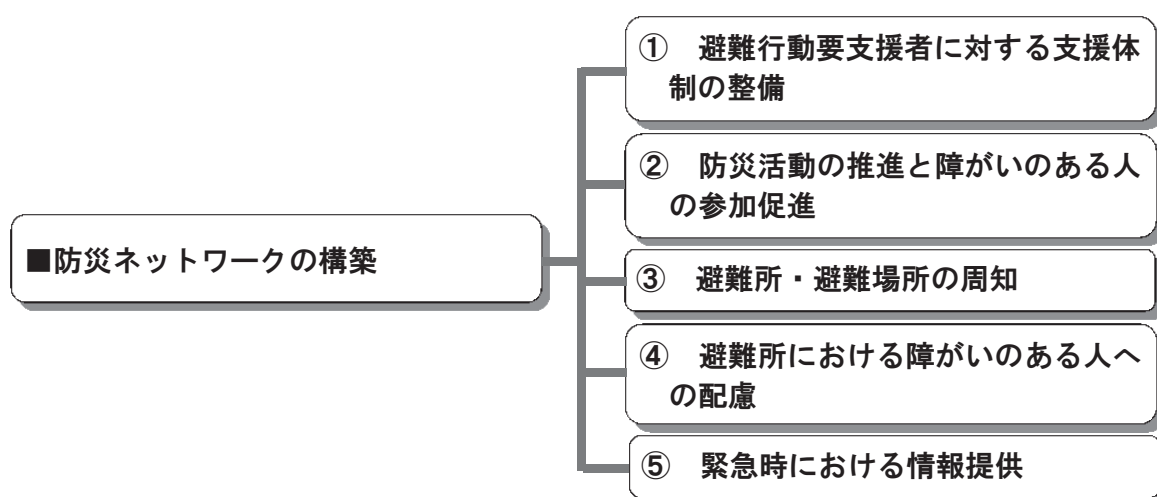
「尾張旭市第 5 期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、災害時に困ることとしては、「災害の状況がわからないこと」などが、避難所で困ることとしては、「トイレのこと」「薬や医療のこと」「コミュニケーションのこと」などが高くなっています。また、関係団体ヒアリングでは、避難所までの避難の困難さや避難所での不安の声が聞かれました。

避難行動要支援者といわれる障がいのある人が、安心して暮らせる地域を実現するため、防災知識の普及を図るとともに、地域住民をはじめ、関係団体、福祉関係者、ボランティア等の連携による支援体制を確立します。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「災害対策」に満足している人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	5.1%	5.5%

【施策の展開】



基本事業1-4-① 避難行動要支援者に対する支援体制の整備

【現状】

- 障がい等級2級以上の身体・精神障がいのある人、重度（A判定）・中度（B判定）の知的障がいのある人を対象に、住宅用火災警報器、自動消火器などの給付事業（日常生活用具給付等事業）を行っています。
- 2007（平成19）年度に災害時要援護者支援実施要綱に基づく災害時要援護者リストを整理し、自治会など2地区をモデル地区として、避難支援プランを作成しました。引き続き現在も、地域関係者に防災講習会や出前講座等を通じて事業説明などの支援を行っており、各地域でその実情に合った避難支援プランの作成や支援体制づくりが進んでいます。
- 2014（平成26）年度に、災害時要援護者支援実施要綱を見直し、「尾張旭市避難行動要支援者支援実施要綱」へ改正しました。また、災害時要援護者リストは「避難行動要支援者名簿」に名称変更しました。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
地域防災活動の活性化 【チャレンジ】	○障がいのある人が災害時に避難誘導等の支援が受けられるよう、避難行動要支援者の登録を進めるとともに、避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者一人一人の避難支援プランの作成を行う地域住民の活動を支援します。	災害対策室 福祉課 長寿課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
避難支援訓練を実施している自主防災組織	3団体	9団体
避難行動要援護者名簿を取得した自治会、町内会数	45団体	50団体

基本事業１－４－② 防災活動の推進と障がいのある人の参加促進

【現状】

○防火管理者選任事業所に対し、通報・消火・避難訓練の実施を指導しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
防災活動への参加促進	○災害時における避難行動要支援者を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障がいのある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促進するとともに、自主防災組織等と連携して参加しやすい環境を整えます。	災害対策室 福祉課 長寿課
火災予防、避難訓練等の指導	○障がい者施設や老人福祉施設のうち、防火管理者が必要な施設について、定期的な通報・消火・避難訓練の実施内容に関する指導を行います。	消防本部予防課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施設の火災予防、避難訓練等の指導実施率	100%	▶ 100%

基本事業１－４－③ 避難所・避難場所の周知

【現状】

○本市では、災害が発生した場合、地域の公園等を一時避難場所、公民館を風水害の地域避難所とし、地震災害や風水害の被害が拡大した場合は、指定避難所を開設しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
避難場所の周知	○災害時に円滑な避難行動が取れるよう、地域の避難場所及び福祉避難所の場所について避難所マップなどを活用し、予め周知を行います。	災害対策室

基本事業1-4-④ 避難所における障がいのある人への配慮

【現状】

- 避難行動要支援者が指定避難所での生活が困難になった場合に備え、バリアフリー設備が整った保健福祉センターを「福祉避難所」として指定しています。
- 災害時の福祉避難所として、平成19年5月に特別養護老人ホーム敬愛園、特別養護老人ホームアメニティあさひ及び老人保健施設清風苑を、2008（平成20）年9月に特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭を、2009（平成21）年5月に（福）ひまわり福祉会が運営する施設（くすの木、ひまわり）を、2015（平成27）年1月に特別養護老人ホームすないの家、光介護老人保健施設を使用する旨の協定を、各事業者と締結しました。
- 災害時に自宅から自己所有のストマ用装具の持ち出しができなくなったときに備え、保健福祉センター（災害時の福祉避難所）でストマ用装具（1週間程度の使用量）の一時保管を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
避難所における配慮 【チャレンジ】	○特別な支援を必要とする障がいのある人が、安心して避難所での生活を送れるよう、避難所における間仕切りの設置や、障がい者用トイレの設置など、障がい特性に配慮した避難所運営を行います。また、障がいのある人をはじめ当事者の意見を聞きながら必要な備品等の設置を検討していきます。	災害対策室 福祉課 長寿課
福祉避難所の増加と周知 【チャレンジ】	○障がいのある人が安心して避難生活を送れるよう、協定に基づく福祉避難所の増加を図るとともに、その場所についての周知を進めます。	災害対策室 福祉課 長寿課
ストマ用装具の一時保管	○福祉避難所である保健福祉センターにおいて、蓄便袋・蓄尿袋などのストマ用装具（1週間程度の使用量）の一時保管を行うとともに、ストマ用装具使用者に対して、制度の周知及び利用の促進を図ります。	福祉課 健康課

基本事業１－４－⑤ 緊急時における情報提供

【現状】

- 災害情報の市民への情報伝達は、防災行政無線による放送、あさひ安全安心メールによるメール配信、緊急速報メール（au、NTTドコモ、ソフトバンク）、広報車による巡回、市公式ホームページ、ツイッター、フェイスブックにより情報提供を行っています。
- 市民への災害情報伝達を迅速かつ正確に行うため、あさひ安全安心メールの周知を行い、登録を促進しています。
- 防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合に、内容を確認できるテレホンサービスの周知を図っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
あさひ安全安心メールの普及促進	○気象警報・地震情報等の情報を、パソコンや携帯電話へメール送信する「あさひ安全安心メール」について、防災講習会、出前講座、市民祭等のイベント時に周知を行うとともに、市公式ホームページや市広報誌を通じて登録を促します。	災害対策室
FAX119番とeメール119番の普及促進	○耳や言葉の不自由な人などを対象にFAXやeメールによる災害通報を受け付けるFAX119番及びeメール119番について、市公式ホームページや市広報誌を通じて、引き続き、登録を促します。	消防本部消防署
火災警報器等に関する周知	○住宅用火災警報器等の給付について、消防本部予防課と連携し、市公式ホームページ、市広報誌、福祉のしおり（ガイドブック）等を通じて事業の周知を図ります。	福祉課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
あさひ安全安心メール配信登録者	8,153人	8,500人
FAX119番・eメール119番登録者	21人	25人
住宅用火災警報器等の給付事業の周知	3回	5回

施策 1－5 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実

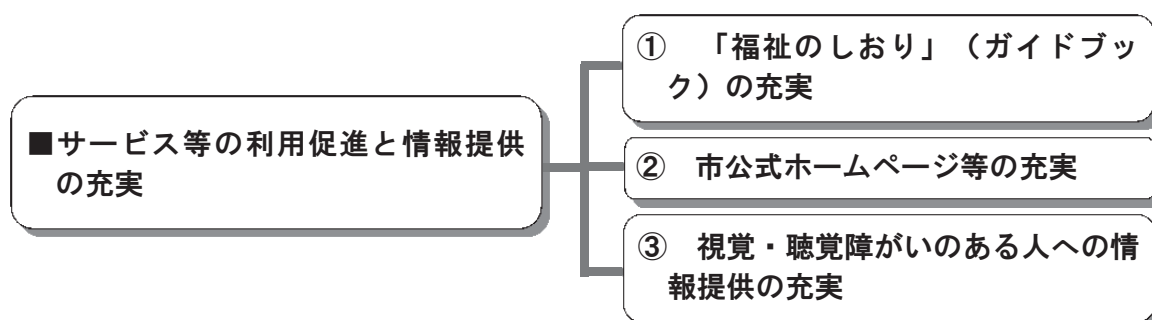
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の15.8%、知的障がいのある人の16.4%、精神障がいのある人の21.3%、障がいのある児童の26.9%、難病の人の25.0%が、障害福祉サービスを利用する上で困っていることとして、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」と答えています。

障がいのある人が適切なサービス等を受けることができるよう情報の提供に努めます。また、視覚・聴覚障がいのある人等は、その障がいのために情報の入手が大きな課題となっています。点字や音声、コミュニケーションボード、インターネットなどによる情報提供の充実を図ります。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
福祉サービスの内容等に関する情報が少ないと考えている障がい者の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	19.1%	15.0%

【施策の展開】



基本事業1-5-① 「福祉のしおり」(ガイドブック)の充実

【現状】

- 福祉課の窓口等において、各種サービスの内容や手続きの方法を取りまとめた「福祉のしおり」(ガイドブック)を配布し、必要なサービスが使えるよう情報提供をしています。
- 社会福祉協議会において、車いすや車いす専用車の貸出事業及び福祉用具の情報提供を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
「福祉のしおり」の充実	○「福祉のしおり」(ガイドブック)により、障がいのある人やその家族への各種支援制度の情報提供を図ります。また、利用者の意見を聞きながら定期的に見直しを図ることで、常に最新で、利便性の高い情報が掲載されているよう努めます。	福祉課

基本事業1-5-② 市公式ホームページ等の充実

【現状】

- 市広報誌、市公式ホームページにて、福祉サービスや障害者制度の情報提供を行っています。
- 市広報誌を含め、市が発行する主な文書は、支援ソフトを利用することで、市公式ホームページで閲覧することができます。
- 障がいのある人への支援活動を目的とするボランティアグループの紹介などの情報を社会福祉協議会のホームページに掲載しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
市公式ホームページの配慮	○市公式ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティ※に配慮した運営に努めます。	情報課

広報誌、市公式ホームページの充実	○市や社会福祉協議会の広報誌、公式ホームページ等を通じて、障がいと障がいのある人に関する正しい知識の普及や理解の促進に努めるとともに、各種障害福祉サービスや手当などの制度に関する情報やボランティアグループの活動に関する情報の提供を行います。	福祉課 社会福祉協議会
------------------	--	----------------

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
広報誌における制度等に関する情報提供	2回	3回
アクセシビリティ※対応様式のページ割合（市ホームページ）	100%	100%

※アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できることです。特に、ホームページなどウェブサイト上で提供されている情報へのアクセシビリティをさして「ウェブアクセシビリティ」といいます。

基本事業１－５－③ 視覚・聴覚障がいのある人への情報提供の充実

【現状】

- 生涯学習フェスティバルでのフォーラムなど市主催の行事や、社会福祉協議会が実施する尾張旭市社会福祉大会の開会式、講演会等の一部において、手話や要約筆記ボランティアグループの協力を得て、手話通訳、要約筆記を実施しています。
- 聴覚障がいのある人が、市役所での申請手続きや相談などをする際、手話通訳が利用できるよう、手話通訳者を市役所福祉課に配置しています。
- 音訳ボランティアグループの協力のもと、「声の広報」、「声の市議会だより」、「声の社協だより」を発行しており、市公式ホームページでも同データを公開しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
聴覚に障がいのある人への配慮	○市主催行事、講演会等について、手話通訳、要約筆記の実施が図られるよう関係各課等に働きかけます。	福祉課
手話通訳者の設置	○引き続き、市役所福祉課に手話通訳者を設置し、聴覚に障がいがある人へのコミュニケーションの支援を行います。	福祉課
視覚に障がいのある人への情報提供	○ボランティアが作成している「声の広報」の周知を図り、視覚に障がいのある人や目の見えづらさを感じている人に情報が行き渡るよう努めます。	情報課 福祉課
コミュニケーションボードの普及促進	○聴覚障がいのある人、知的障がいのある人、自閉症の人など、言葉だけでなく、わかりやすい絵記号や写真を用いることでコミュニケーションがスムーズになる人のために、イラストを指さしたり、筆記したりしながら、意思疎通を図るツールであるコミュニケーションボードの普及・促進に努めます。	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
手話通訳等実施行事	5 件	7 件

基本目標２ 誰もが住みやすく外出しやすい まちづくり

施策２－１ 地域における住環境の整備

「尾張旭市第５期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の55.1%、知的障がいのある人の34.2%、精神障がいのある人の52.4%、障がいのある児童の61.5%、難病の人の47.5%が、今後の暮らしについて、「自宅」で暮らしたいと答えています。

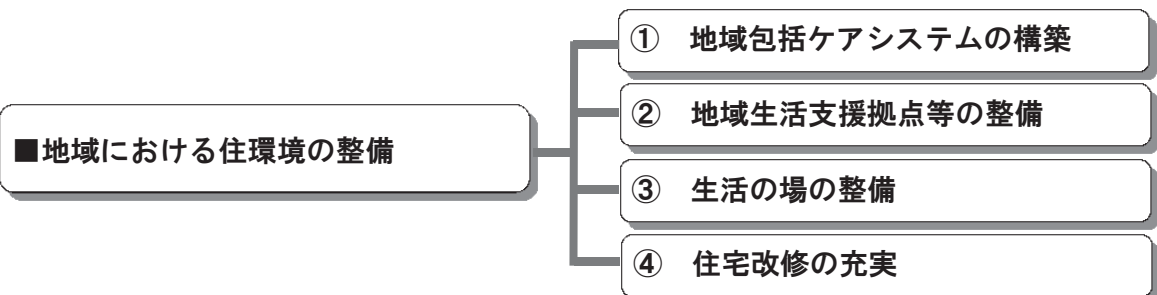
障がいのある人が、住み慣れた地域・自宅で暮らし続けられるよう、住環境を整えるとともに、多職種連携と市民同士の支え合いによる重層的なセーフティネット※のもと、医療、介護、生活支援等が包括的に確保される地域づくりをめざします。

※セーフティネット：網の目のように救済策を張り、個人や団体にリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組みです。生活や雇用に対して使われることが多くなっています。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
住んでいる地域は「住みやすい」と思っている人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	66.6%	73.0%

【施策の展開】



基本事業2-1-① 地域包括ケアシステムの構築

【現状】

○精神障がいのある人の地域移行を前提とした地域包括ケアシステムの構築に向けて、2020（平成32）年末までに保健・医療・福祉関係者が情報共有や連携を行う協議の場を設置する必要があります。

【主な取り組み】

施策	施策の内容	担当課等
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (再掲) 【チャレンジ】	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会
地域の医療提供体制の構築 (再掲) 【チャレンジ】	○障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。	健康課 保険医療課 長寿課 福祉課
地域福祉の推進 【チャレンジ】	○障がいのある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
地域における見守り活動の推進 【チャレンジ】	○障がいのある人の生活を支援するため、日常的な交流活動や自主防災活動等を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

■ 目標指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
近所づきあいが「ほとんどない」人の割合 (障がい者福祉についての市民意識調査結果)	26.3%	23.5%

基本事業 2-1-② 地域生活支援拠点等の整備

【現状】

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各種支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備が求められています。
- 施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時対応により、適切な支援を行う自立生活援助が、2018（平成30）年度から制度化されます。

【主な取り組み】

施策	施策の内容	担当課等
地域生活支援 拠点の整備 【チャレンジ】	○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の拠点づくりを進め、障がいのある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	福祉課
居住サポート 事業の実施 【チャレンジ】	○障がいのある人の地域での自立を促進するために、保証人がいない等の理由により賃貸住宅への入居が困難な障がいのある人に必要な支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施を検討します。	福祉課
自立生活援助 の実施 【チャレンジ】	○施設などから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人等に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の提供体制を整えます。	福祉課

■ 目標指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
居住サポート事業の利用者数	0人	2人

基本事業2-1-③ 生活の場の確保

【現状】

○県営住宅への入居を希望している障がいのある人のいる世帯が、入居できるように、福祉向県営住宅入居制度があります。また、世帯の収入等により、家賃が減額される制度もあります。

○2017（平成29）年10月現在、市内には障がいのある人のためのグループホームが2か所（定員26人）整備されています。

○市の実施する無料耐震診断の結果、判定値が基準以下の住宅に耐震シェルターを整備する工事費用に対し補助金を交付しています（上限額30万円）。

【主な取り組み】

施策	施策の内容	担当課等
福祉向県営住宅入居制度の周知	○障がいのある人の地域での自立を促進するために、県営住宅への入居を希望している障がいのある人の世帯のための福祉向県営住宅入居制度の周知を図ります。	都市計画課 福祉課
グループホームの整備促進	○障がいのある人が地域で自立した生活を送る住居を確保するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するため、今後も、関係団体と協議しながらグループホームの整備を促進します。	福祉課

基本事業２－１－④ 住環境の改善

【現状】

○自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具（手すりなど）の購入費及び改修工事費を給付しています（上限額20万円）。

【主な取り組み】

施策	施策の内容	担当課等
住宅改修費の給付の周知	○重度の身体障がいのある人が、住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、住宅改修費の給付（日常生活用具の給付）の周知を図ります。	福祉課
耐震シェルター整備費の補助の周知	○障がいのある人の世帯が、安心して自宅で暮らし続けられるよう、耐震シェルター整備費の補助について、周知を図ります。	都市計画課 福祉課

■ 目標指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
住宅改修費の給付（日常生活用具の給付）利用者数	3 人	6 人

施策2-2 移動支援の充実

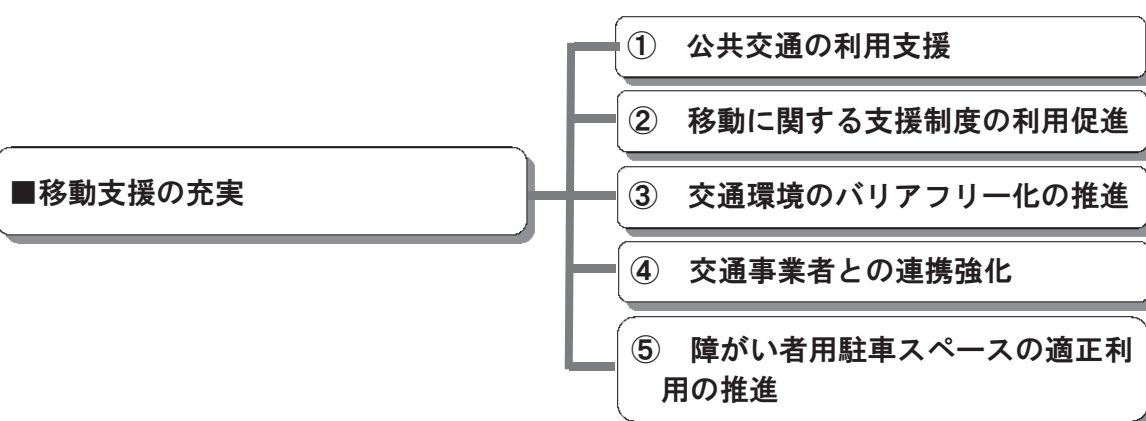
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、外出する上で困ることとしては、身体障がいのある人と難病の人は「建物の階段・段差」、知的障がいのある人と障がいのある児童は「緊急時の対応」、精神障がいのある人は「交通費の負担が大きい」が最も高くなっています。また、団体ヒアリングでは、市営バス「あさび一号」の利便性についての意見が多く出されました。

障がいのある人が、その障がいにより外出や社会参加が制限されることのないよう、利用しやすい移動手段の確保に努めるとともに、駐車スペースの適正な利用をはじめ施設等の利便性の向上を図ります。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
社会参加する場合の問題として「移動が大変」をあげている人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	26.6%	20.0%

【施策の展開】



基本事業２－２－① 公共交通の利用支援

【現状】

- 身体障がいのある人が就労や通院等に伴い、自動車の改造を行う場合、その改造に要する費用の一部を助成しています。
- 身体障がいのある人が就労や通院等のため、自動車運転免許証を取得した場合、その免許取得費用の一部を助成しています。
- 市営バス「あさび一号」では、障がい者本人と付添人１名の乗車が無料となっています。
- 重度の障がいのある人を対象に年間36枚（基本料金500円以内/枚）のタクシーチケットを配布しています。
- 重度の身体障がいのある人（下肢又は体幹障がい１・２級）を対象に、リフトタクシー又は患者搬送タクシーの利用料金の助成を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
市営バスの利便性向上 【チャレンジ】	○市営バス「あさび一号」では、引き続き、障がいのある人と付添の人１人の乗車を無料とします。 また、障がいのある人をはじめ利用者の意見を聞きながら利便性の向上をめざしていきます。	福祉課 長寿課 都市計画課
タクシーチケットの継続 【チャレンジ】	○重度の障がいのある人を対象に、引き続き、年間36枚（基本料金500円以内/枚）のタクシーチケットを配布します。	福祉課
重度身体障がいのある人への移動支援 【チャレンジ】	○重度の身体障がいのある人（下肢又は体幹障がい１・２級）、又は介護保険の要介護が４・５の人を対象に、引き続き、リフトタクシー又は患者搬送タクシーの利用料金の助成を行います。	福祉課 長寿課
移動支援の充実 【チャレンジ】	○障がいの特性により市営バスやタクシーの利用が困難な人に対する移動支援の充実を、引き続き、検討していきます。	福祉課 長寿課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がいのある人の交通移動手段に関する施策	3 件	4 件

基本事業2-2-② 移動に関する支援制度の利用促進

【現状】

○本市では、市公式ホームページ、市広報誌、福祉のしおり（ガイドブック）等において、移動に関する支援制度などを紹介しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
移動に関する支援制度の利用促進	○市公式ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて、引き続き、移動に関する支援制度の周知及び利用の促進を図ります。	福祉課

基本事業2-2-③ 交通環境のバリアフリー化の推進

【現状】

- 市内を走る各バス会社に対し、既設路線の充実や路線新設を要望した結果、名鉄バスの「愛知医科大学線」が2017（平成29）年4月に新設されました。
- 各バス事業者においては、車両の買い替え時にはバリアフリー対応車両を購入しており、順次切り替えが進んでいます。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
バス路線の整備	○市内を走る各バス会社に対し、既存路線の充実、新規路線、バリアフリー車両の導入等について、引き続き、要望します。	都市計画課

市営バスのバリアフリー対応	○どなたでも市営バス「あさびー号」が利用できるよう、運行の仕組みを検討するとともに、利用者の意見を聞きながら、乗降時の介助など利便性の向上にかかる支援を検討していきます。	都市計画課 福祉課 長寿課
---------------	---	---------------------

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
バリアフリー対応車両導入率	94%	100%

基本事業２－２－④ 交通事業者との連携強化

【現状】

○三郷駅、尾張旭駅は、順次バリアフリー化を実施し、旭前駅は平成29年度に実施を予定していますが、印場駅はバリアフリー化が実施されていません。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
駅等のバリアフリー化	○愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等に沿ったユニバーサルデザインを推進するため、公共交通機関の事業者に対し、バリアフリー化されていない駅等の施設の改善を働きかけます。	都市計画課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
駅のバリアフリー化率	50%	100%

基本事業２－２－⑤ 障がい者用駐車スペースの適正利用の推進

【現状】

○市内公共施設においては、障がい者専用スペースの舗装をカラー塗装し、一般車両の駐車スペースと区別しやすくするなど障がい者用駐車スペースの適正利用を推進しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
障がい者用駐車スペース適正利用の啓発	○障がい者用駐車スペースの適正利用にかかる市民への啓発を引き続き行います。	各施設所管課
障がい者用駐車スペースの制度運用にかかる調査・研究	○民間施設も含め、市内における障がい者用駐車スペースの適正利用を推進するため、国土交通省が指針づくりを進めているパーキングパーミット制度※をはじめ有効な制度運用にかかる調査・研究を行います。	福祉課

※パーキングパーミット制度：自治体が障がいのある人等に利用証を交付し、協力施設の専用駐車区画への駐車時に利用証をわかるように明示し、利用対象者であることを明確にする制度

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
外出時の困りごとについて「駐車場の利用」と回答のあった割合（障がい者計画策定に係るアンケートで取得）	9.7%	5%

施策2-3 人にやさしいまちづくりの推進

「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の26.4%、知的障がいのある人の16.8%、精神障がいのある人の18.1%、障がいのある児童の30.5%、難病の人の17.4%が、公共施設の利用時に不便を感じたことがあると答えています。また、外出するうえで困ることについて、身体障がいのある人と難病の人は「建物の階段・段差」、知的障がいのある人と障がいのある児童は「緊急時の対応」、精神障がいのある人は「交通費の負担が大きい」が高くなっています。なお、身体障がいのある人の29.3%、知的障がいのある人の34.2%、精神障がいのある人の32.1%、障がいのある児童の35.6%、難病の人の50.7%、平均では32.6%の人が「とくに困っていることはない」と回答しています。

障がいのある人をはじめ全ての市民に配慮して、道路、建築物、公園の施設等の整備を進めるとともに、市民のまちづくりへの参加意識を高め、障がいのある人をはじめとした利用者の意見を聞きながら、市民、行政、事業者が一体となって、人にやさしいまちづくりを推進します。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
外出するうえで、特に困っていることがない人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	32.6%	36.0%

【施策の展開】

■ 人にやさしいまちづくりの推進

① ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

② 公共施設のバリアフリー化の推進

基本事業2-3-① ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

【現状】

- 1998（平成10）年に策定した「尾張旭市人にやさしい街づくり推進計画」に代わり、2014（平成26）年に「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」が策定されました。
- 2013（平成25）年に愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」が改正されました。
- 2014（平成26）年に愛知県の「人にやさしい街づくり望ましい整備指針」が改正されました。
- 既設歩道の段差解消については、年間数か所取り組んでいますが、隣接する建築物との関係で、改良が困難な箇所も多く存在します。
- 2016（平成28）年度末において、市内全67公園入口の1か所はバリアフリーとなっています。
- 旭前城前地区の公園整備に伴う計画づくりについて、地区住民参加によるワークショップを行い、整備しました。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
PR と コ ミ ュニケーション	○建物などハード面のバリア（障壁）を取り除くとともに「心のバリアフリー」の推進が必要です。「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」や愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等関連条例等について、引き続き、市民や事業者にも周知を図り、市民と行政が一体となって社会的環境整備を進めていきます。	都市計画課
県条例適合証 交付施設の増加	○愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合していると認められた施設（県条例適合証交付施設）の増加をめざします。	都市計画課
歩道のバリア フリー化	○「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、引き続き、歩道のバリアフリー化を図ります。	土木管理課

取り組み	内容	担当課等
公園施設のバリアフリー化	○新たに公園施設を整備する場合は、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、引き続き、公園施設のバリアフリー化を図ります。	都市整備課
住民参加による公園づくり	○公園改良時のワークショップ開催時に、障がい者団体等へも参加を呼びかけます。	都市整備課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
県条例適合証交付施設	167施設	▶ 180施設
歩道のバリアフリー化実施箇所	317か所	▶ 330か所
公園入口のバリアフリー化	100%	▶ 100%
公園改良にかかるワークショップに参加した障がいのある人	0人	▶ 3人

基本事業２－３－② 公共施設のバリアフリー化の推進

【現状】

- 本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、市の「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」等に沿って、公共建築物のバリアフリー化を進めています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
公共施設のバリアフリー化	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」、市の「尾張旭市人にやさしい街づくり整備基準」等に沿って、公共建築物の整備・改善を進めます。	各施設所管課

基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために

施策3-1 発達が気になる子どもへの支援

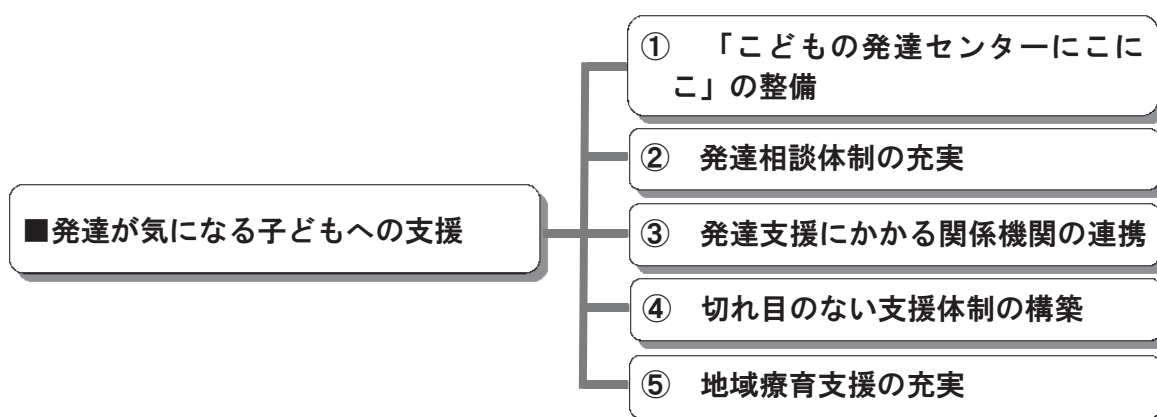
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、障がいのある児童の66.1%が、発達障がいの診断を受けていると答えています。また、文部科学省の調査によると、通常の学級においても発達障がいなど特別な教育的支援を必要とする児童生徒が6.5%程度在籍しているという報告（2012（平成24）年「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」より）があります。

障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、一人一人の能力や適性等に応じてきめ細かな療育支援を行います。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「相談・情報提供」に満足している児童（保護者）の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	11.0%	12.0%

【施策の展開】



基本事業３－１－① 「こどもの発達センターにここ」の整備

【現状】

- 2012（平成24）年度から保健福祉センター３階に「こどもの発達センターにここ」を開設し、子どもの発達に関する相談や個別支援手帳の配付、子どもとの関わり方を学ぶ親子支援教室などを行っています。
- 障がい児の通園支援を行う場として市内外に「児童発達支援センター」があり、受け入れについて協力依頼をしています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
専門家による 相談支援の充 実 【チャレンジ】	○2012（平成24）年度に開設した「こどもの発達センターにここ」において、子どもの発達相談、医師・言語聴覚士・臨床心理士による専門相談を行います。 ○保育園・学校等での訪問相談を行います。	こども課
個別支援手帳 の配布 【チャレンジ】	○様々な支援機関と関わる際に、子どもの特性や好み、関わり方等をわかりやすく伝え、スムーズに支援を受けるための個別支援手帳「にここブック」を配付します。 ○活用方法や記載内容等についての説明会を実施します。	こども課
親子支援教室 の開催 【チャレンジ】	○専門の支援員と子どもが遊ぶ姿を見て、親が育児方法や接し方を学ぶ親子支援教室「にこぴー」を開催します。	こども課
啓発事業や研修の実施	○子どもの発達に関する啓発事業の実施や、保護者・関係機関の支援者を対象とした講座・研修会を実施します。	こども課
関係機関との連携強化	○子どもとその保護者が不安なく支援を受けることができるよう、各関係機関と連携の強化を図ります。	こども課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
発達支援相談	1,060件	1,100件

基本事業3-1-② 発達相談体制の充実

【現状】

- 2011（平成23）年度から、発達に心配のある子どもとその保護者への支援を目的として「こどもの発達相談」を開設し、専門の職員が子どもの成長に合わせたアドバイスを行っています。また、健康課とこども課の共催で「子育て相談ひよこちゃんサロン」を実施し、保健師や保育士が利用者一人一人と向き合いながら、保護者が子育ての見通しを持てるよう、また、他の支援機関へつなげるような支援を行っています。
- 愛知県中央児童・障害者相談センターの児童心理士による定例出張相談（2か月に1回）を実施し、療育相談に応じています。
- 専門機関である「あいち発達障害者支援センター」、「あいち小児保健医療総合センター」の専門職員との連携により、療育相談を受けられる体制になっています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
「こどもの発達センターにこにこ」による相談支援の充実	○子どもの発達に関する相談、医師・言語聴覚士・臨床心理士による発達専門相談、個別支援手帳の配布や親子支援教室実施などの支援を行います。 ○関係部署や関係機関との連携を推進し、相談支援機能を強化します。	こども課
発達支援アドバイザーによる発達相談	○乳幼児健康診査や子どもの発達相談等において発達に関する支援が必要と思われる児童について、発達支援アドバイザーによる個性や特性に応じた総合的なアドバイスなどを、引き続き行います。	こども課 健康課 福祉課

取り組み	内容	担当課等
心理相談員による発達相談	○乳幼児健康診査・健康相談等において発達に関する相談を行うとともに、2歳3か月児歯科健康診査・健康相談において発達相談員による発達相談を実施します。	健康課

基本事業3-1-③ 発達支援にかかる関係機関の連携

【現状】

- 本市の発達支援事業が円滑に実施できるよう、こどもの発達センターを中心に、関係機関で連携会議を実施しています。
- 愛知県心身障害者コロニー（尾張東部圏域の拠点「杜の家」（名東区））を中心にした愛知県障害児等療育支援事業では、ケース検討や研修会を通じて連携の強化を図っています。
- 就学児童に対しては放課後等デイサービスなどが実施されており、小学校等と連携しながら障がいのある子どもの支援を行っています。また、2014（平成26）年度から「地域生活支援事業」の一般相談支援事業として、障がい児に係る一般相談支援を1事業所に委託し実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
相談事業所との連携強化	○市内の相談支援事業所との連携を強化し、児童発達支援にかかる官民協働による重層的な支援体制を構築します。	こども課 福祉課
関係機関との連携強化	○「こどもの発達センターにここ」を中心とした連携会議を開催し、関係機関の連携を強化します。	こども課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
発達支援に関する連携会議	2回	2回

基本事業3-1-④ 切れ目のない支援体制の構築

【現状】

○障がいのある子どもが、ライフステージの各場面で、一人一人にあった支援を受けられるよう、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の活動を通じて、療育、保育、教育、就労、福祉等の関係機関が情報共有を図り、支援体制の構築を進めています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
支援体制の確立 【チャレンジ】	○一人一人の個性や特性を、関係機関で連携し共有することにより、乳幼児期から切れ目のない一貫した支援を提供します。	健康課 こども課 福祉課 教育行政課

基本事業3-1-⑤ 地域療育支援の充実

【現状】

- 市内には障がい児の療育等を行う場として「ピンポンパン教室」を設置しています。「ピンポンパン教室」は、集団療育訓練・日常生活自立訓練等を行い、児童の健全な発達を助長します。2011（平成23）年4月から、「ピンポンパン教室」の保育室を増設などにより内容の充実を図っています。また、稲葉保育園の併設により、ピンポンパン教室の通所児と保育園児との交流を行っています。
- 乳幼児の健康診査時にことばや運動の発達の遅れがみられた場合は、「コアラちゃん広場」を紹介しています。「コアラちゃん広場」は、親子遊びや親同士の座談会を通して、困っていることを相談したり、親子の関わりを見つめ直したりすることを目的としています。
- 「コアラちゃん広場」で支援を行う中、発達支援が必要と思われるケースについては、「発達支援外来」や「こどもの発達センター」、「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援も実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
コアラちゃん 広場等の充実	○乳幼児の健康診査時にことばや運動の発達の遅れがみられた場合、親子遊びや親同士の座談会を通して、困っていることを相談したり、親子の関わりを見つめ直したりする場として、引き続き、「コアラちゃん広場」等を開催します。 ○「コアラちゃん広場」等の参加者の中で発達支援が必要と思われるケースについては、「発達支援外来」や「こどもの発達センター」、「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援を行います。	健康課 こども課
ピンポンパン 教室の充実	○心身障害児通園施設「ピンポンパン教室」において、集団療育訓練、日常生活自立訓練等を行い、児童の健全な発達を助長します。 ○保護者同伴で通園することにより、子育てに対する相談・情報交換できる場となり、子育て不安の軽減を図ります。 ○健常児との交流機会を作るため、併設された稲葉保育園との交流を図ります。	こども課 保育課
障害児等療育 支援事業	○愛知県心身障害者コロニーの支援を受けながら、引き続き、尾張東部圏域の拠点である「杜の家」から専門スタッフの派遣を受け、ケース検討や職員及び支援者向けの研修・講演などを実施し、地域における支援の強化を図ります。	こども課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
コアラちゃん広場参加者（延べ人数）	350人	350人
ピンポンパン教室の保護者満足度（アンケートで取得）	93%	95%

施策3-2 サポート保育の充実

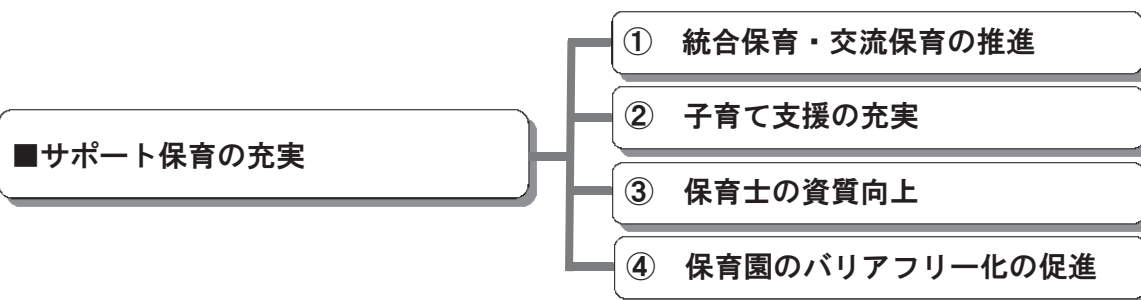
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、就学前児童の通っている施設について困っていることとしては、「友だちができない」「通うのに付き添いがいる」などがあげられます。

障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに遊び、学ぶ機会の拡充に努め、お互いの豊かな人間形成をめざします。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がいを持つ就学前児童のうち、保育園又は幼稚園に通っている児童	60.0%	66.0%

【施策の展開】



基本事業３－２－① 統合保育・交流保育の推進

【現状】

- 公立では東部、中部、西部、藤池、茅ヶ池、川南、西山、あたご、柏井、稲葉保育園の３歳児以上のクラスで、民間ではあさひおっき保育園、レイモンド庄中保育園でサポート保育を実施しています。
- ピンポンパン教室通園児の保育園での体験入園を実施しているほか、サポート保育に関する研修に保育士を派遣しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
サポート保育 の充実 【チャレンジ】	○サポート保育の実施園の拡充を検討します。	保育課
交流保育の推進 【チャレンジ】	○障がいのある子どもとない子どもとのふれあいを図るため、保育園とピンポンパン教室等の交流保育を推進します。	保育課 こども課
統合保育の推進 【チャレンジ】	○幼稚園、保育園、認定こども園においては、障がいのある児童の教育・保育のニーズを受け止め、障がいのある子どもとない子どもも、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育を推進します。	こども未来課 保育課 こども課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
サポート保育実施園	12か所	▶ 13か所
統合保育を実施している保育園等	12か所	▶ 13か所

基本事業3-2-② 子育て支援の充実

【現状】

○障がいのある子どもの放課後の居場所等における確保については、全国的な課題であり、放課後等デイサービスの利用が大幅に増加しているのも、こうした背景によります。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
学童クラブでの受け入れ実施 【チャレンジ】	○身近な地域の学童クラブについては、保護者と協議しながら、関係機関と連携し、障がいのある児童の受け入れを行います。	こども課
放課後デイサービスの充実 【チャレンジ】	○放課後等デイサービスの質の確保とサービスの適切な利用を促進します。	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい児童受け入れ実施クラブ	12か所	13か所

基本事業3-2-③ 保育士の資質向上

【現状】

○サポート保育を実施している保育園等の保育士が、県や市の実施する研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
サポート保育担当保育士の研修の充実	○サポート保育を実施している保育園等の保育士が、県や市の実施する研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めます。	保育課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい児保育研修参加者数	140人	▶ 140人

基本事業３－２－④ 保育園のバリアフリー化の促進

【現状】

- 川南保育園建替工事（2014（平成26）年度）等によりバリアフリー化を図りました。
- 全ての公立保育園の幼児用トイレには、幼児用の洋式便器を設置しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
保育園のバリアフリー化	○保育園のバリアフリー化を図ります。	保育課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
バリアフリー化された保育園	6か所	▶ 7か所

施策3-3 インクルーシブ教育※の充実

「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、希望する学習形態として、障がいのある児童の42.4%が「特別支援学校で勉強したい」をあげていますが、「特別支援学校」を中心に「通常の学級」での勉強もしたい」が17.8%、「地域の学校の「特別支援学級」で勉強したい」が16.1%、「地域の学校の「通常の学級」で勉強したい」が15.3%と、多様なニーズがあります。

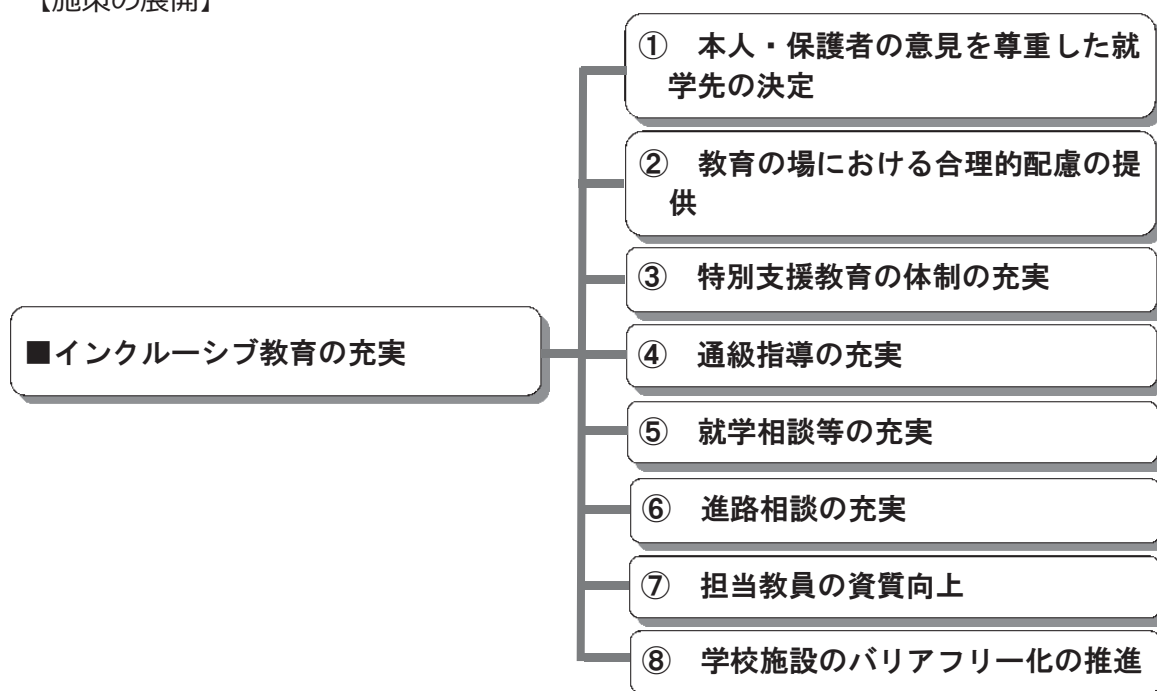
障がいのある児童生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、卒業後は、自らの選択にもとづき自立した生活を送ることができるよう、教育内容の充実に努めます。また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶ機会の拡充に努めるとともに、一人一人の障がいの状況に応じた適切な教育が行えるよう、各学校における教育の充実を図ります。

※インクルーシブ教育：障がいのある子どもをはじめ、すべての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、地域の通常の学級において行う教育のことをいいます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「子どもの教育・育成」に満足している就学児（保護者）の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	14.0%	15.5%

【施策の展開】



基本事業３－３－① 本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定

【現状】

○教育支援委員会（2016（平成28）年度に就学指導委員会から名称を変更）を設置し、障がいのある児童に就学等の教育支援を実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
合意形成を原則とした就学先の決定	○障がいのある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、教育委員会が就学先を決定します。	教育行政課
教育の場の選択	○就学形態については、当事者の希望や障がいの種別、程度に応じた適切な教育の場が選択できるよう支援していきます。	教育行政課

基本事業３－３－② 教育の場における合理的配慮の提供

【現状】

○2017（平成29）年度から東栄小学校に弱視学級を設置し、視力の弱い児童の自立活動のための目と手の供応作用の向上や、見方・書き方の技術向上を図っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
合理的配慮の提供	○児童生徒一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。	教育行政課
必要な送迎支援の提供	○必要に応じて、学校への送迎の必要性を調査し、支援策を検討します。	教育行政課 福祉課

基本事業3-3-③ 特別支援教育の体制の充実

【現状】

- 特別支援教育コーディネーターの存在・役割の周知や、個別の教育支援計画や指導計画の策定など、個々の特性に合わせた教育支援を進めています。
- 特別支援学級を全小・中学校に設置しています。（2014（平成26）年度計25学級）
- 特別支援学校は、春日台特別支援学校、小牧特別支援学校等のほか、2010（平成22）年度に瀬戸市に瀬戸市立特別支援学校が開校し、同校に本市の児童生徒も就学しています。
- 教育研究室及び各学校で、発達障がい等に関する専門的な立場からの指導・助言を受けることができる教育相談を実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
インクルーシブ教育の推進	○同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。	教育行政課
特別支援教育の充実	○障がいのある児童生徒が、自分自身の能力を発揮し、将来的に自立した生活を送れるよう、特別支援教育を充実します。	教育行政課
個別の支援計画の策定推進	○特別支援教育コーディネーターの役割などをより一層工夫して周知し、個別の支援計画や指導計画の策定を、保護者と連携して進めます。	教育行政課
社会的適応力の育成	○市内の全小・中学校に設置されている特別支援学級において集団指導や個別指導を行い、基本的な生活習慣の育成、遊びや対人関係、コミュニケーション等社会的適応力の育成を図ります。	教育行政課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
対象児童生徒のいる学校の特別支援学級設置割合	100%	100%
教育相談	712件	700件

基本事業 3－3－④ 通級指導の充実

【現状】

- 通級指導教室の拠点を瑞鳳小学校、城山小学校に設置し、全小学校を訪問し個別指導を実施しています。
- 特別支援教育体制推進事業の一環として、特別支援学校教諭による巡回指導訪問が実施され、個々の障がい特性に対応した具体的な指導方法等について巡回指導受け入れ校の教員が指導を受け、資質の向上を図っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
通級指導の拡充	○小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいなど、支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導の拡充を図ります。	教育行政課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
特別支援学校教諭による巡回指導受け入れ校数	6校	5校

基本事業3-3-⑤ 就学相談等の充実

【現状】

○心のアドバイザーが学校を巡回し、相談を実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
就学相談の充実	○障がいのある児童生徒一人一人の個性や能力を活かし、伸ばしていくため、就学相談担当者、関係各課との連携による就学相談の充実を図ります。	教育行政課
巡回相談の実施	○「心のアドバイザー」による実情に合わせた巡回相談を実施します。	教育行政課

基本事業3-3-⑥ 進路相談の充実

【現状】

○県立高等学校に特別支援教育に関する校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援・相談体制を整えています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
進路情報の提供	○卒業後の進路不安を緩和するため、障がいのある生徒のための進路情報の提供を各中学校に対して行います。	教育行政課
関係機関の連携	○障がいのある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政及び公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。	教育行政課

基本事業３－３－⑦ 担当教員の資質向上

【現状】

○全教員を対象に発達障がいなどについての研修（校内研修含む）を実施しています。また各校の特別支援教育コーディネーターや養護教諭が個々の障がいについての研修を受け、知識の習得等に努めています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
担当教員の研修参加の促進	○特別支援教育担当教員に対して、障がいについての知識の習得を促進するため特別支援教育研修への参加を促進します。	教育行政課

基本事業３－３－⑧ 学校施設のバリアフリー化の推進

【現状】

○学校の建て替え等に合わせて、トイレ等のバリアフリー化を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
学校のバリアフリー化	○校舎増築、大規模改造工事時や、肢体不自由児の入学状況に合わせて、トイレ等のバリアフリー化を図るとともに、障がいのある教職員、保護者等にも対応するため、さらなる改善を図ります。	教育行政課
学習支援機器等の整備	○障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、情報機器など学習を支援する機器・設備等の整備を推進します。	教育行政課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
学校のバリアフリー化	5校	6校

基本目標4 すべての市民がいきいきと活動するために

施策4-1 雇用・就労の支援

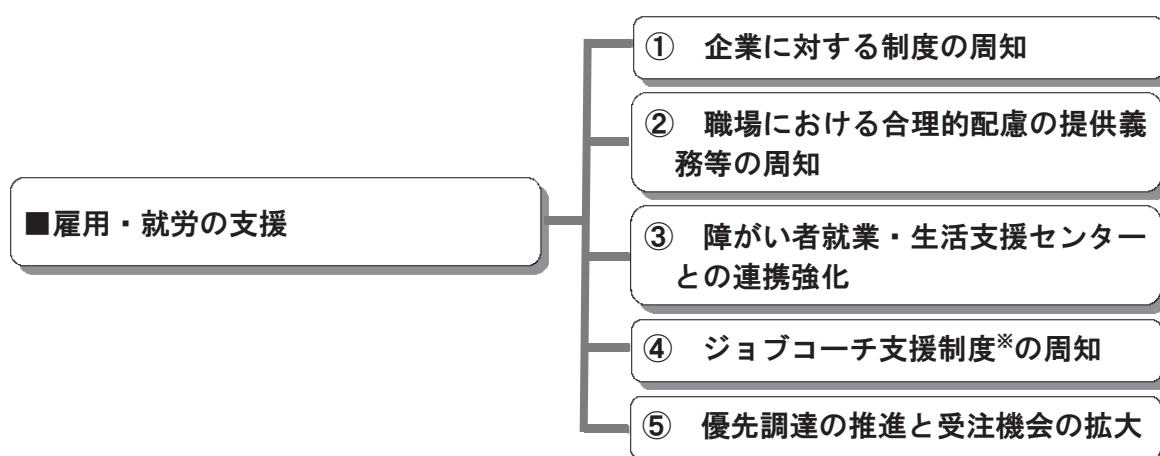
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、〈現在〉と〈今後〉の日中の過ごし方の比較では、〈現在〉の「自宅にいる」は減少し、〈今後〉の「正職員として働きたい」「内職をしたい」が増加しています。

地域の企業、国、県、公共職業安定所、尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」、障害者職業センターなどと連携して、障がいの特性に応じたきめ細かな施策を総合的に講じ、障がいのある人の雇用・就労の場の確保に努めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「雇用・就労」に満足している人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	3.9%	4.5%

【施策の展開】



※ジョブコーチ支援制度：障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする支援制度です。

基本事業４－１－① 企業に対する制度の周知

【現状】

- 2016（平成28）年6月1日現在で、尾張旭市内に本社がある従業員数50人以上の企業は29社あり、そのうち障がいのある人を1人以上雇用している企業は21社となっています。
- 商工会の会員に対し、トライアル雇用※やジョブコーチ制度、各種障がい者雇用助成金制度に関するパンフレット、リーフレット等を配布し、事業内容等の周知を図っています。
- レストラン「旭城レストハウス」が、障がい者就労移行支援事業として運営されています。（2008（平成20）年4月から）
- 市環境事業センター内リサイクル広場の業務の一部を5か所の市内就労移行支援事業所等に委託しています。（2008（平成20）年10月から）

※トライアル雇用：職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間の試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行をめざす制度です。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
障がい者雇用についての啓発	○公共職業安定所等と協力し、障がいのある人の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、障がいのある人の一般就労の場が確保されるよう理解と協力を働きかけていきます。	産業課 福祉課
障がい者雇用助成制度等の周知	○障がい者雇用助成制度に関するリーフレット・パンフレット等を、商工会等を通じて配布し、市内事業者には制度の周知を図ります。	産業課
具体的事例の収集と発信	○障がい者雇用に関する先進的な取り組みについて、具体的な工夫等の事例を収集し、市内企業等に紹介します。	産業課 福祉課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がいのある人を雇用している市内の企業	21社	30社
上記企業で働く障がいのある人（実人数）	83.5人	85人

基本事業4-1-② 職場における合理的配慮の提供義務等の周知

【現状】

○厚生労働省障害者雇用対策課が、障害者雇用促進法に基づく合理的配慮指針策定に伴い、全国の都道府県労働局・ハローワークを通じて、現在、事業主が取り組んでいる事例を収集したものを、障がい種別ごとに整理し、「合理的配慮指針事例集」としてまとめており、ホームページで紹介しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
合理的配慮提供義務の啓発	○障害者雇用促進法、障害者差別解消法等に盛り込まれた、障がいのある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	産業課 福祉課
合理的配慮の事例の収集と発信	○職場における合理的配慮についての事例収集・情報提供を進め、障がいのある人の働きやすい職場環境づくりを促進します。	産業課

基本事業4-1-③ 障がい者就業・生活支援センターとの連携強化

【現状】

○尾張東部圏域（瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町及び本市）及び名古屋市名東区・守山区を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」では、障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを、関係機関と協力しながら行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
障がい者就業・生活支援センターとの連携	○障がいのある人の就業やそれに伴う生活に関する支援・助言などを行う「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」と連携を強化し、必要な情報を市内事業者へ提供します。	福祉課

障がい者就業・生活支援センターの周知	○就業とそれに伴う日常生活上の支援を行う障がい者就業・生活支援センターの利用が促進されるよう、周知に努めます。	福祉課
--------------------	---	-----

基本事業４－１－④ ジョブコーチ支援制度の周知

【現状】

○ハローワークでは、障がいについて専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じたりするなど、きめ細かい支援体制を整えています。本市では、ハローワーク瀬戸の協力のもと、祝日と年末年始を除く月～金曜日の午前９時～午後５時に、障がいのある人も利用しやすい尾張旭市ふるさとハローワークを市役所別棟で開設しています。（2016（平成28）年3月から）

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
ジョブコーチ制度の周知	○障がいのある人が職場に適應できるよう就労援助者がきめ細かな支援を行うジョブコーチ制度の周知に努めます。	産業課 福祉課

基本事業４－１－⑤ 優先調達推進と受注機会の拡大

【現状】

○2013（平成25）年度より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、市において、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定めています。方針に基づき、障がい者就労施設等からの物品の購入や役務の提供（封筒やチラシの印刷、資源回収等）を優先調達しています。

○市役所１階ロビーにおいて、障がい者福祉施設でつくられた製品等の紹介及び販売会（あさぴー福祉市場）を定期的（月２回）に開催し、販路拡大を推進しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
優先調達の推進 【チャレンジ】	○障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品の調達や役務の提供について、優先的に発注を行い、施設等の仕事を確保することにより、障がいのある人の就労を支援します。	全課
受注機会の拡大	○障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大に向け、庁内各課へ働きかけます。	福祉課 総務課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
市の優先調達実績額	8,129千円	10,000千円

施策４－２ 生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進

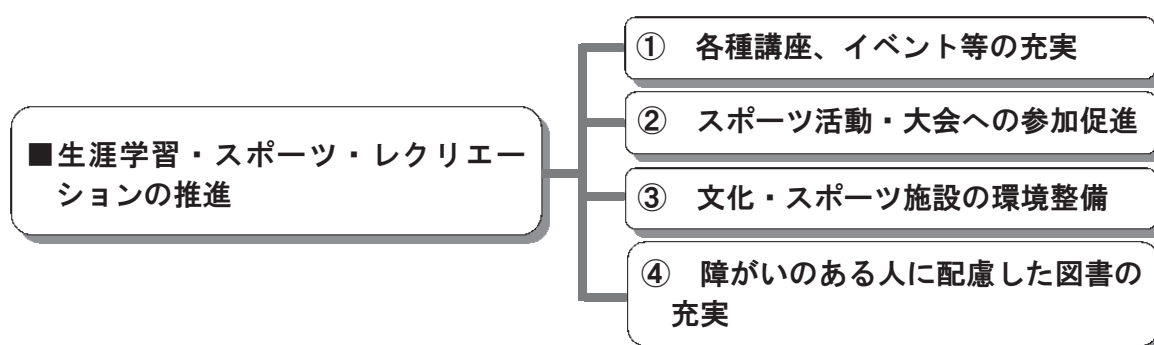
「尾張旭市第５期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、社会参加する場合に問題となることとしては、身体障がいのある人、精神障がいのある人及び難病の人は「健康や体力に自信がない」、知的障がいのある人は「移動が大変」、障がいのある児童は「気軽に参加できる活動が少ない」が高くなっています。

趣味やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活を豊かにするうえで重要な意味を持ちます。しかし、障がいがあるため、それらの活動に参加できないことが少なからずあるのが現実です。一人でも多くの障がいのある人が気軽に活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「スポーツ・レクリエーション」に満足している人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	6.0%	7.0%

【施策の展開】



基本事業4-2-① 各種講座、イベント等の充実

【現状】

- 市民祭、あさひ健康フェスタ、福祉マインドフェアの会場で、障がい者福祉施設等で作られた製品の販売や障がいのある人の作品展を実施しています。
- 社会福祉協議会が開催する講座等では、個々の障がいに対応できるボランティアを確保し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めています。
- 社会福祉協議会では、障がい者団体が企画する講座や勉強会、交流会に対して、より多くの当事者やその家族、関係者が参加できるよう、事業費の助成や会場の確保、催し物の広報等を行っています。
- 市役所1階ロビーにおいて、障がい者福祉施設で作られた製品等を障がい者自身が紹介及び販売する「あさひ福祉市場」を定期的（月2回）に開催し、障がいのある人の社会参加機会の拡大を図っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
各種講座・講演、イベント等の充実	○各種講座やイベントについて、障がいのある人の参加に配慮した企画づくりを行うとともに、関係各課に働きかけます。また、社会福祉協議会やボランティア団体など関係団体と連携し、各種障がいに対応できるボランティアを確保するなど障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。	生涯学習課 文化スポーツ課 社会福祉協議会 福祉課
聴覚障がいの人への配慮	○各種講座やイベントなどに手話通訳者・要約筆記者の配置をするなど、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。	生涯学習課 福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がいのある人に配慮した講座・イベントの開催数	17件	20件

基本事業４－２－② スポーツ活動・大会への参加促進

【現状】

- 市内の障がい者団体や家族会に委託してスポーツ大会やレクリエーション事業を実施しています。
- ３市（瀬戸市、長久手市及び本市）の障がい者団体や施設の連携を図るため、ウェルフェアボウリング事業を支援しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
スポーツ大会等への参加促進	○障がいのある人に、市内の障がい者団体や家族会に委託して実施しているスポーツ大会やレクリエーション事業への参加を促すとともに、市民に対し協力の要請を行います。	福祉課
障がい者スポーツの普及	○2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、障がいのある人の健康の維持・増進、仲間づくり、余暇の充実などを目的として、一人でも多くの障がいのある人がスポーツに親しめるよう、関係機関と連携して障がい者スポーツの普及を進めます。	生涯学習課 文化スポーツ課 福祉課

基本事業４－２－③ 文化・スポーツ施設の環境整備

【現状】

- 文化会館の車いす・ベビーカー用のスペースに、必要な場合は、付添の人用の椅子を用意できるようにしました。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
スポーツ施設等のバリアフリー化	○段差の解消、車いすトイレや車いす用観客席の整備、電光掲示板の設置、磁気による補聴システムなど障がいのある人が安心して活動ができるよう、スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化を推進します。	生涯学習課 文化スポーツ課 福祉課

基本事業４－２－④ 障がいのある人に配慮した図書の充実

【現状】

- 障がいのある人にも利用しやすい大活字本、ＣＤ、ＤＶＤなどを購入しています。
- 利用者用図書検索端末及び自動貸出機の各１台を、車いすでも利用できる高さのカウンターに設置しています。
- 点訳ボランティアグループから点字翻訳本の寄贈を受けています。
- 健康コーナーを設け、医学、食、運動、こころなどに関する図書等を積極的に購入しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
図書利用等の充実	○障がいのある人にも利用しやすい大活字本、点字本、ＣＤ、ＤＶＤを充実させます。	図書館
健康に関する図書の充実	○障がいのある人の健康の維持及び増進のため、医学や健康に関する図書等をそろえ、情報提供に努めます。	図書館

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
ＣＤ・ＤＶＤ・ビデオ・カセット数	4,890点	5,000点
大活字本、点字本冊数	824冊	880冊
健康に関する資料	12,010点	12,250点

基本目標5 障がいの特性に合わせた健康づくり

施策5-1 障がいの早期発見と重度化の予防

「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の障がいの主な原因としては、「病気」が61.8%を占めています。また、知的障がいのある人が、初めて障がいの判定を受けたのは「中学・高校のとき」が16.8%と最も高く、精神障がいのある人が、初めて精神科等で受診した年齢は「20～29歳」が35.1%を占めています。

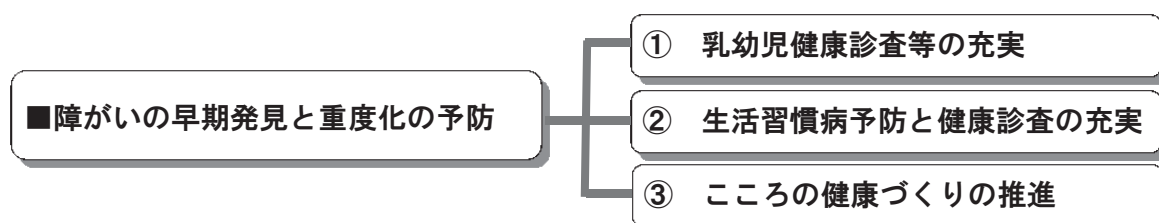
妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業を充実し、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

また、精神疾患を予防するため、こころの健康に関する相談、カウンセリングを提供できる機会の充実に努めます。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
「病気」が障がいの主な原因の身体障がいのある人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	61.8%	55.5%

【施策の展開】



基本事業５－１－① 乳幼児健康診査等の充実

【現状】

- 妊産婦や乳幼児を対象に、医療機関委託健康診査や集団健康診査を実施しています。乳幼児健康診査・健康相談等で保健師による発達に関する相談を行っています。２歳３か月児歯科健康診査・健康相談では発達相談員による相談も行っています。
- 健康診査時に要フォローとなった子どもの保護者に対し、電話や家庭訪問等によって、必要な支援を実施しています。支援にあたっては、個々のケースの状況により必要な時期を判断し支援を実施しています。
- 健康診査未受診児の追跡を行い、全数把握に努めています。
- 乳幼児健康診査時には、アンケートや面談時の聴き取りを行うなど、ニーズを把握しながら内容の改善を図るよう努めています。
- 平成29年度から妊娠、出産、育児にわたり、切れ目のない支援をするためにあさぴー子育てコンシェルジュを開設し、母子保健コーディネーター（専任助産師・保健師各1人）を設置しています。不安定になりやすいといわれる妊娠、出産、産後に至るメンタルヘルスのための相談に応じています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
保健事業の充実	○乳幼児健康診査をはじめ各発達段階に応じ、各種健康診査、健康相談、教室など親と子の健康保持、増進のための保健事業の実施に努めます。	健康課
健診未受診児への対応	○健康診査未受診児のフォローに努めます。	健康課
「こどもの発達センターにこにこ」による相談支援の充実 (再掲)	○子どもの発達に関する相談、医師・言語聴覚士・臨床心理士による発達専門相談、個別支援手帳の配布や親子支援教室実施などの支援を行います。 ○関係部署や関係機関との連携を推進し、相談支援機能を強化します。	こども課

発達支援アドバイザーによる発達相談 (再掲)	○乳幼児健康診査や子どもの発達相談等において発達に関する支援が必要と思われる児童について、発達支援アドバイザーによる個性や特性に応じた総合的なアドバイスなどを、引き続き行います。	こども課 健康課 福祉課
---------------------------	---	--------------------

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
乳幼児健康診査受診率	96.0%	96.0%
母子保健サービスの満足度	82.4% (2015年度)	85.0%

基本事業5-1-② 生活習慣病予防と健康診査の充実

【現状】

- 健康づくり推進員による健康増進普及事業として、「筋力トレーニング」、「ウォーキング」や市民向けの「健康講座」等の活動を実施しています。また、健康づくり推進員は、この活動を通して、地域のなかで健康づくりのリーダーとして、市と協働しながら健康づくりの普及を図っています。
- 健康づくり推進員の充実を図るため、2015（平成27）年度に第4期生を養成しました。
- 生活習慣病等の予防のために、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室を実施しています。また、医師、管理栄養士、運動指導員、健康づくりリーダー、保健師等により、充実した支援を継続しています。また、軽度認知障がいチェックテスト「あたまの元気まる」を実施し、脳の活性化を促すアドバイスを行っています。
- 各種教室等を開催し、保護者に対する知識普及や仲間づくりの支援に努めています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
健康づくり事業の推進	○生活習慣病等の予防のため、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定」や各種健康づくり教室を充実させます。	健康課

健康づくり推進員の養成	○地域の中の健康づくりリーダーである健康づくり推進員を養成します。栄養・食生活、運動やこころの健康、市がめざす健康都市、ボランティア等について、健康づくり推進員の役割等を学ぶ機会を提供します。	健康課
-------------	--	-----

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	3,484人	▶ 3,500人

基本事業5-1-③ こころの健康づくりの推進

【現状】

- こころの健康づくりや精神障がいの予防に向け、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を週1回実施しています。
- 市民が相談しやすいように、保健師による健康相談を行っています。
- 啓発物品やリーフレットの配布など、うつ病や自殺予防対策に関する啓発や情報提供を行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
こころの健康相談	○社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	健康課 福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
こころの健康相談（精神保健福祉相談）	45件	▶ 50件
保健師による健康相談	2,876件	▶ 3,000件

施策5－2 障害者手帳を持っていない人への対応

「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、難病の人で障害福祉サービスを利用している人は、わずか5.5%です。

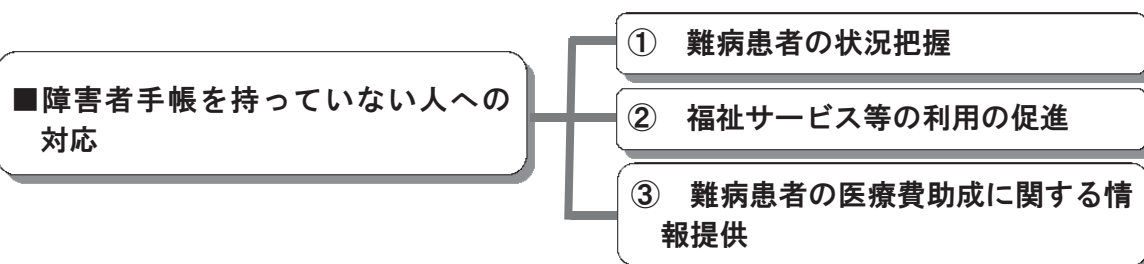
障害者手帳を持っていない難病の人の生活状況等を把握して、サービスの周知を図るとともに、利用を促進します。

また、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、自立支援医療を受給している人など障害者手帳を所持していない人で、支援を必要とする人の生活の質が低下しないよう、利用できる制度等の周知を図ります。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「障害福祉サービス等の充実」に満足している難病の人の割合（障がい者福祉についての市民意識調査結果）	11.9%	13.0%

【施策の展開】



基本事業５－２－① 難病患者の状況把握

【現状】

- 指定難病患者に対し、障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業、日常生活用具給付等事業などの地域生活支援事業、相談支援事業、補装具費支給事業などを実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
保健所との連携強化	○保健所と連携して難病患者の状況把握に努めるとともに、サービスに関する周知を推進します。	福祉課

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
難病による障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	2人	5人

基本事業５－２－② 福祉サービス等の利用の促進

【現状】

- 自閉症など発達障がいのある人や高次脳機能障がいの人、自立支援医療（精神通院医療）を受給している人等に対し、居宅介護などの障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
難病患者の福祉サービス利用促進	○市公式ホームページ、市広報誌、福祉のしおり（ガイドブック）等を通じて難病患者に福祉サービスの周知を図ります。	福祉課
発達障がいの人等の福祉サービス利用促進	○市公式ホームページ、市広報誌、福祉のしおり（ガイドブック）等を通じて発達障がいや高次脳機能障がいのある人、自立支援医療（精神通院医療）を受給している人等に福祉サービス等の周知を図ります。	福祉課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
自立支援医療を受給している障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	15人	20人

基本事業5－2－③ 難病患者の医療費助成に関する情報提供

【現状】

- 「特定医療費（指定難病）受給者証」の所持者を対象に、保険適用分の入院・通院医療費に係る自己負担額を助成しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
指定難病患者等医療費助成の実施	○「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき特定医療費（指定難病）の支給認定を受けた人等が、入院医療を受けた場合、入院時の医療保険における自己負担額を助成します。	保険医療課

■事業活動指標

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
発達障がい等による障害福祉サービス利用者（手帳非所持者）	23人	25人

施策5－3 医療と保健・福祉との連携促進

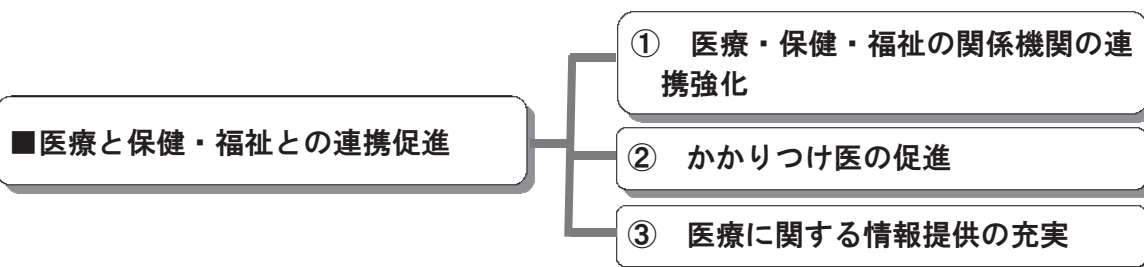
「尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画アンケート」の結果によると、身体障がいのある人の89.1%、知的障がいのある人の61.8%、精神障がいのある人の99.6%、障がいのある児童の73.7%、難病の人の99.1%が、何らかの医療を受診しています。

障がいのある人の生活には、保健・医療との関わりは欠かせません。生活を支える福祉と、健康の維持・状態の改善のための保健・医療が連携して、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう多職種連携による支援体制を構築します。

■ 施策成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値	目標値
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度
障がい者施策のうち「保健・医療」の満足度 (障がい者福祉についての市民意識調査結果)	14.8%	20.0%

【施策の展開】



基本事業5-3-① 医療・保健・福祉の関係機関の連携強化

【現状】

- 2017（平成29）年8月から、輪番制の休日救急当直医に代わり、内科・小児科の救急患者で、症状が比較的軽い場合の応急的な診療を行う「瀬戸旭休日急病診療所」が診療を開始しました。
- 特定非営利活動法人「にこまる」は、重症心身障害児を対象とした放課後等サービスを行っています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
精神障がいの人の地域への移行促進	○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、相談支援事業者、保健所、市などとの重層的な連携による支援体制の構築をめざし、精神障がいのある人の地域への移行を促進します。	福祉課 長寿課 社会福祉協議会
地域の医療提供体制の構築	○障がいのある人が安心して地域で医療を受けられるよう、医療機関や医師会と連携して、地域における医療提供体制の構築をめざします。	健康課 保険医療課 長寿課 福祉課
医療的ケア児等の支援体制の構築	○医療的ケア児等については、学校生活、障害福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるよう、また、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築をめざします。自立支援協議会において検討を進めるとともに、必要に応じて広域での検討を行います。	福祉課 健康課 教育委員会 保育課 こども課

基本事業５－３－② かかりつけ医の促進

【現状】

- 病気やケガの際、受診する医療機関の電話番号などを探することができる「医療機関マップ」を作成しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
かかりつけ医の促進	○身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	保険医療課 健康課

基本事業５－３－③ 医療に関する情報提供の充実

【現状】

- 一定の要件を満たす障がいのある人が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成しています。
- 精神障害者保健福祉手帳１・２級と自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人が医療を受けた場合、入通院の医療保険における自己負担額を助成しています。
（2008（平成20）年４月から）
- 精神障害者医療費として、自立支援医療受給者証（精神通院）所持の人には当該疾患に係る通院医療費の全額助成を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する疾患で入院された人には当該疾患に係る入院医療費の２分の１を助成しています。

【主な取り組み】

取り組み	内容	担当課等
医療費の助成 事業の周知	○市の福祉医療制度では、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額又はその所定額を助成しています。受給対象者が制度を利用し安心して医療を受けられるよう、事業の周知を図ります。	保険医療課

取り組み	内容	担当課等
精神疾患や難治性疾患等に関する正しい知識の普及	○障がいの原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防や治療について、市民、保健・医療従事者等に対する正しい知識の普及を図るよう、情報提供に努めるなど、これらの疾病等に対する偏見・差別や不安の除去を図っていきます。	福祉課 保健所

■ 事業活動指標

指 標	現状値	目標値	
	2016(平成28)年度	2020(平成32)年度	
障害者医療等受給者数（年間月平均）	1,976件		—
障害者医療等助成件数（年間件数）	43,662件		—



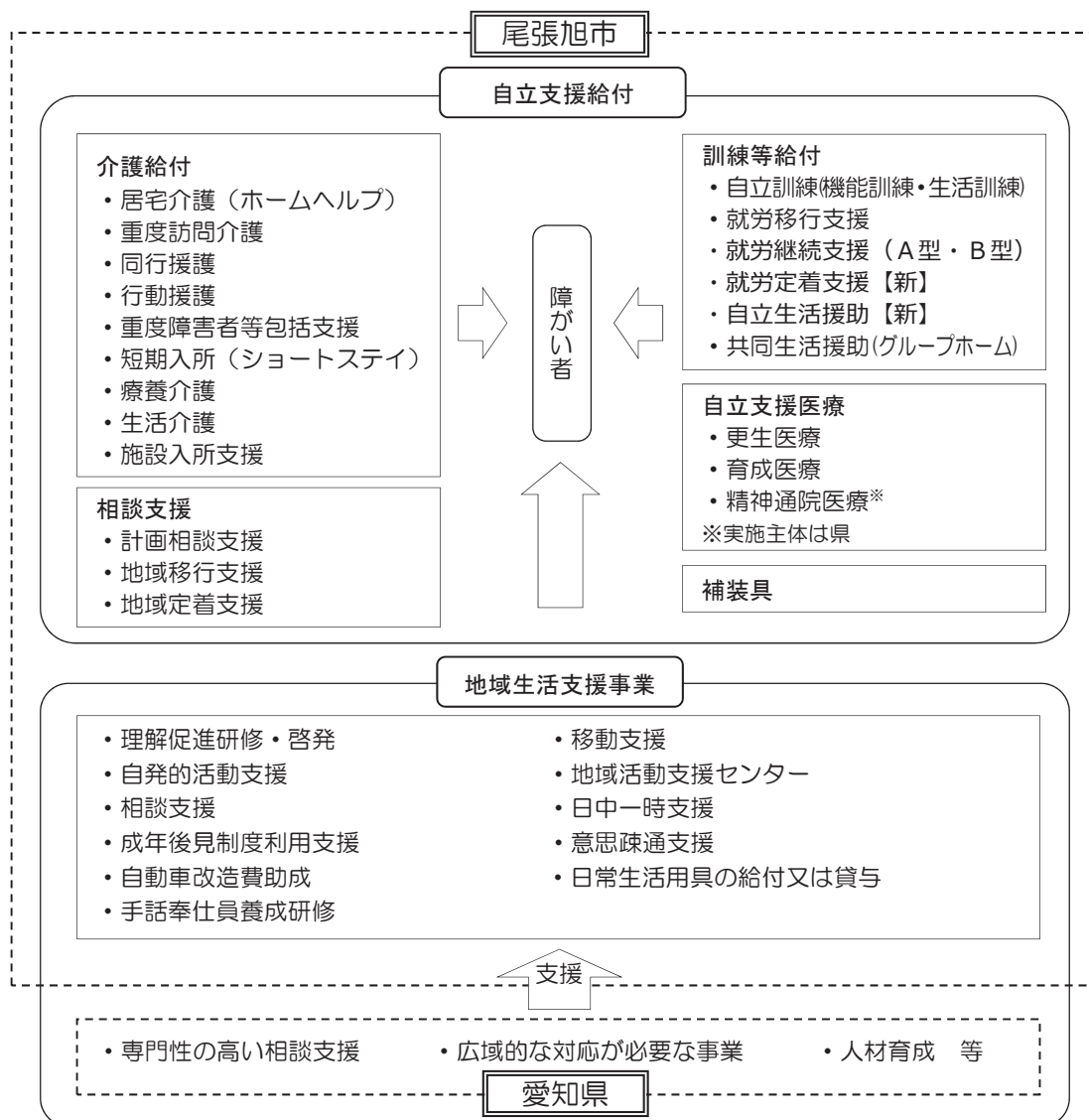
第5章

障がい福祉計画

1 障害者総合支援法に基づくサービスの概要

障害者総合支援法によるサービスは、国や県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付の中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援【新】」「自立生活援助【新】」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、これらのサービスの総称です。

<障害者総合支援法のサービス体系>



2 障がい福祉計画の目標

(1) 国の基本指針に定める目標

国の基本指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、2020（平成32）年度を目標年度として、次の項目について目標の設定を求めています。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

イ 地域生活移行者の増加

2016（平成28）年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とします。

ロ 施設入所者の削減

2016（平成28）年度末時点の施設入所者数を2%以上削減することを基本とします。

（注）1 2017（平成29）年度末において、障がい福祉計画で定めた2017（平成29）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2020（平成32）年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、一般住宅等への移行をさします。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とします。

（注）1 医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。

2 単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

③ 地域生活支援拠点等の整備

2020（平成32）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とします。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

イ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、2020（平成32）年度中に一般

就労に移行する者の目標値は、2016（平成28）年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とします。

ロ 就労移行支援事業の利用者の増加

2016（平成28）年度末における利用者数に対し2割以上増加させることを目指します。

ハ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

二 職場定着率の増加

就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本とします。

（注）1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた2017（平成29）年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を2020（平成32）年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とします。

（2）第5期計画の目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関するサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、住民主体のインフォーマルサービス※の提供など、地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進めていきます。

▶2020（平成32）年度末までに、2016（平成28）年度末施設入所者数32人のうち、3人（9.4%）が地域での生活に移行するものとします。

▶2020（平成32）年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末施設入所者32人から1人（3.1%）減少した31人とします。

※インフォーマルサービス：近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことです。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われます。

図表5-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

基準値		目標数値	
2016（平成28）年度末の施設入所者数	32人	地域生活移行者数（2016（平成28）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数）	3人
		2020（平成32）年度末段階での削減見込数	1人

※2017（平成29）年9月1日現在、施設入所者数は31人であり、第4期計画における2017（平成29）年度の施設入所者数目標（31人）を達成しています。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する保健・医療・福祉関係者による協議の場については、精神科医療関係者の参加を得て、2020（平成32）年度末までに設置します。

図表5-2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

区 分	目標数値	考え方
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	1か所	2020（平成32）年度末までに整備

また、県との調整のもと、2020（平成32）年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を設定しました。

なお、この基盤整備量を勘案してサービス等の見込みを定めることとされており、これを参考に見込み量を算定しました。

図表5-3 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区 分	目標数値	考え方
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	16人	2020（平成32）年度末時点の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量
65歳以上利用者数	7人	
65歳未満利用者数	9人	

③ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、2017（平成29）年度までに1か所整備する予定でしたが、未設置であるため、引き続き実施形態等の検討を進め、2020（平成32）年度末までに、市内に1か所整備します。

図表 5－4 地域生活支援拠点等の整備目標

区 分	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1 か所	2020（平成32）年度末までに、市内に整備

④ 福祉施設から一般就労への移行等

イ 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、24人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障がいのある人の一般就労は広がりません。障がいのある人の一般就労への移行を支援するため、障がいのある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

図表 5－5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

基準値		目標数値	
2016（平成28）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数	16人	目標年度の年間一般就労移行者数（2020（平成32）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数）	24人 （1.5倍）

ロ 就労移行支援事業の利用者数の増加

就労移行支援事業の利用者は、2020（平成32）年度末までに36人を目指します。

図表 5－6 就労移行支援事業の目標利用者数

基準値		目標数値	
2016（平成28）年度末の就労移行支援事業の利用者数	30人	目標年度の就労移行支援事業の利用者数（2020（平成32）年度末において就労移行支援事業を利用する人数）	36人 （1.2倍）

ハ 就労移行支援事業所の就労移行率

2020（平成32）年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

ニ 就労定着支援事業による職場定着率

2019（平成31）及び2020（平成32）各年度末において、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

3 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの充実を図り、必要なサービスを提供します。訪問系サービスとは、次の5つのサービスをいいます。

- ① **居宅介護**：障がい者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
- ② **重度訪問介護**：重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
- ③ **同行援護**：視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。
- ④ **行動援護**：自己判断力が制限されている人（重度の知的障がい者又は重度の精神障がい者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。
- ⑤ **重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【サービス量の見込み】

- 訪問系サービスの量の見込みは、2015（平成27）年度から2016（平成28）年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

図表５－７ 訪問系サービスの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
合計	人／月	124	129	142	154	166	177
	時間／月	3,061	3,156	3,622	3,930	4,224	4,517
居宅介護	人／月	102	110	118	126	135	144
	時間／月	2,638	2,640	3,041	3,263	3,485	3,707
重度訪問介護	人／月	5	3	4	5	6	6
	時間／月	255	282	350	397	445	493
同行援護	人／月	11	12	15	17	19	21
	時間／月	114	180	175	198	222	245
行動援護	人／月	6	4	5	6	6	6
	時間／月	54	54	56	72	72	72
重度障害者等 包括支援	人／月	—	—	—	—	—	—
	時間／月	—	—	—	—	—	—

【サービス量の確保策】

- 高齢化の進展と世帯構成の変化により、障がいのあるひとり暮らしの人や、障がいのある人と高齢者のみの世帯などが増加し、訪問系サービスのニーズは高まると考えられます。こうした現状を的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。また、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）を通じ、市内事業者を中心に効率的なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障がいのある人に対するサービスが提供できるよう事業所に共生型サービスの提供を働きかけるなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。
- 障がい特性を理解したヘルパーを確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

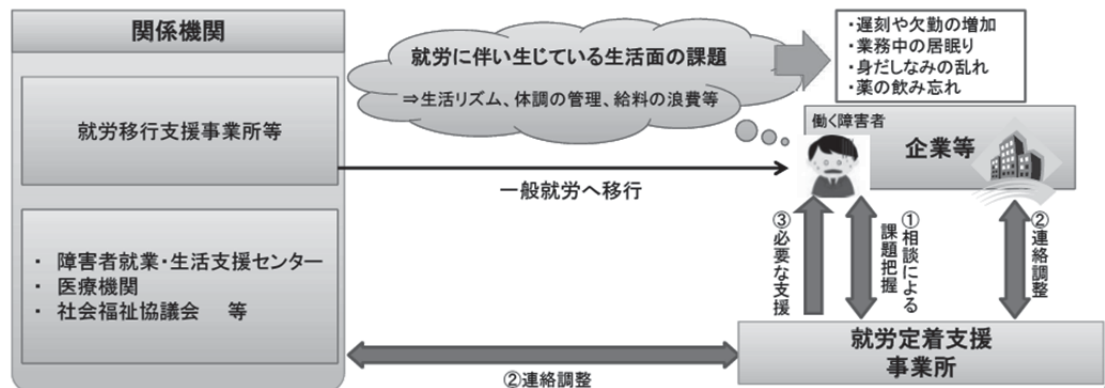
(2) 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービス）の確保とサービスの向上に努めます。

- ① **生活介護**：常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障がい者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。
- ② **自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。
- ③ **自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。
- ④ **宿泊型自立訓練**：知的障がいのある人・精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受ける事業です。この事業では、障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
- ⑤ **就労移行支援**：就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間とされています。
- ⑥ **就労継続支援(A型)**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑦ **就労継続支援(B型)**：通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

- ⑧ **就労定着支援**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業です。2018（平成30）年度から制度化されます。

図表 5－8 就労定着支援の概要



資料：厚生労働省

- ⑨ **療養介護**：医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。
- ⑩ **短期入所**：居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障がい者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

図表5-9 日中活動系サービスの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
生活介護	人／月	115	126	130	136	142	148
	人日／月	2,183	2,409	2,514	2,630	2,746	2,862
自立訓練 (機能訓練)	人／月	1	0	1	2	3	4
	人日／月	15	0	19	30	45	60
自立訓練 (生活訓練)	人／月	3	3	4	5	6	7
	人日／月	36	35	55	65	75	86
宿泊型 自立訓練	人／月	1	1	1	1	2	3
	人日／月	31	25	6	30	60	90
就労移行支援	人／月	20	21	25	30	35	40
	人日／月	327	316	411	494	576	658
就労継続支援 A型	人／月	40	42	54	63	72	81
	人日／月	763	831	1,036	1,212	1,387	1,563
就労継続支援 B型	人／月	64	65	71	74	78	82
	人日／月	1,121	1,141	1,217	1,285	1,352	1,419
就労定着支援	人／月				13	17	20
療養介護	人／月	2	2	3	4	5	6
短期入所 (福祉型)	人／月	25	25	26	27	28	29
	人日／月	120	133	136	141	146	151
短期入所 (医療型)	人／月	0	1	1	1	2	2
	人日／月	0	3	3	3	6	6

【サービス量の確保策】

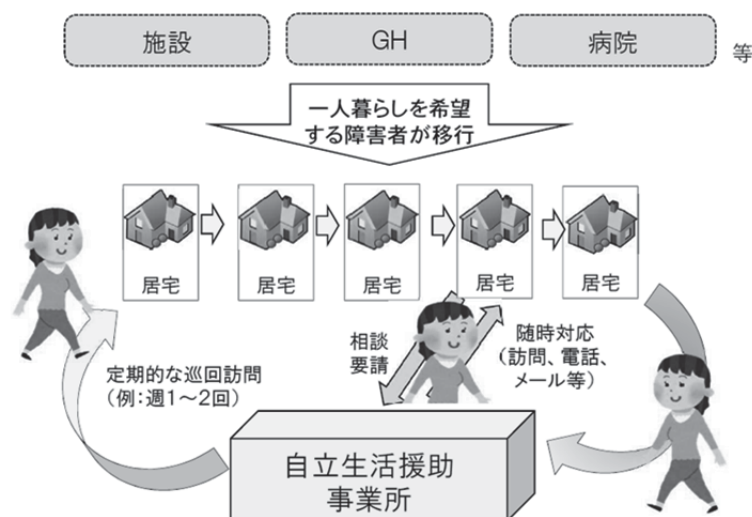
- 各事業とも、既存の事業者等との連携によりサービスは確保できると考えます。尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）を通じ、市内事業者を中心に効率的なサービスの提供や従事者の確保を要請するとともに、介護保険制度による通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業で障がいのある人に対するサービスが提供できるよう事業所に共生型サービスの提供を働きかけるなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、市で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。
- 障がい特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、市内における潜在的な人材の発掘に努めます。

(3) 居住系サービス

地域における障がい者の居住の場の整備を検討するとともに、自立訓練事業等の推進等により、福祉施設の入所又は病院の入院から地域生活への移行を促進します。

- ① **自立生活援助**：障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人・精神障がいのある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。2018（平成30）年度から制度化されます。

図表 5-10 自立生活援助の概要



資料：厚生労働省

- ② **共同生活援助（グループホーム）**：障がいのある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。以前は、介護を要しない人を対象としたグループホームと介護を要する人を対象とするケアホームに区分されていましたが、平成26年4月1日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られました。
- ③ **施設入所支援**：施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

図表5—11 居住系サービスの見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
自立生活援助	人／月				0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	24	27	30	35	40	45
施設入所支援	人／月	33	32	32	32	32	31

【サービス量の確保策】

現在、市内にグループホームが2か所（定員26人）整備されていますが、アンケート結果や当事者団体ヒアリング等によると、地域における生活の場としてグループホームを望む声が少なくないことから、新たな整備について、開設時期、運営主体等も含め、関係団体等と協議しながら検討していきます。

施設入所支援については、2020（平成32）年度末時点の利用者数を、2016（平成28）年度末施設入所者32人から1人（3.1%）減少した31人とし、広域的な対応により必要なサービスを提供していきます。

自立生活援助については、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）を通じ、サービス提供体制の確保に向けて検討を進め、市内事業者に参加を要請していきます。

(4) 相談支援

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援があります。

- ① **計画相談支援**：障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障がいのある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**：障がい者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ **地域定着支援**：ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

図表 5-12 相談支援の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
計画相談支援	人／月	41	27	40	45	50	55
地域移行支援	人／月	0	1	1	1	2	2
地域定着支援	人／月	0	0	0	2	3	3

【サービス量の確保策】

サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが生じた際に、県が指定する一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援します。また、できるだけ多くの人々が地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市の判断で実施することができる任意事業があります。本市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表5-13 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業
必 須 事 業	① 理解促進研修・啓発事業
	② 自発的活動支援事業
	③ 相談支援事業
	④ 成年後見制度利用支援事業
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
	⑥ 意思疎通支援事業
	⑦ 日常生活用具給付等事業
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業
	⑨ 移動支援事業
	⑩ 地域活動支援センター事業
任 意 事 業	○ 日中一時支援事業 ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 自動車免許取得・自動車改造助成事業 ○ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ○ 点字・声の広報等発行事業 ○ 成年後見制度普及啓発事業 ○ 障害支援区分認定等事務事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

【確保策】

市広報誌や市ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、「障害者差別解消法」についての市民への理解の浸透を図ります。また、福祉マインドフェアの実施などにより、障がいのある人と障がいのない人がふれあえる場や機会の拡充を図ります。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

【確保策】

ピアサポート※、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障がいのある人等が自発的に行う活動に対する支援をします。

※ピアサポート：ピア（peer）は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて、他の障がいのある人を支援する活動をいいます。

③ 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行う事業であり、次の事業を実施します。

▼一般相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

▼基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施する基幹相談支援センターに専門的な職員を配置し、相談支援体制の強化を図ります。

▼住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行う住宅入居等支援事業の実施を検討します。

図表 5－14 相談支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （平成31） 年度	2020 （平成32） 年度
一般相談支援事業	か所	4	3	2	2	2	2
基幹相談支援センターの設置	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

【確保策】

一般相談支援事業としての相談業務のほか、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や「尾張東部成年後見センター」など各相談機関と連携し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、基幹相談支援センターの機能強化を図り、障がいのある人の総合的な相談や市内相談機関等の連携強化などに対応できる体制を整備します。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、障害福祉サービス利用の際に成年後見制度の利用の必要性があると認められる場合に、制度の利用に必要な経費の一部又は全部の助成を行います。

図表 5－15 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （平成31） 年度	2020 （平成32） 年度
成年後見制度利用支援事業	人	4	5	5	6	7	7

【確保策】

判断能力が不十分な障がいのある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われ、安心して地域生活を送ることができるよう、事業の普及に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含め、法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修や、実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

図表 5-16 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
成年後見制度利用 支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

【確保策】

尾張東部成年後見センター（5市1町共同設置）において各種法人後見事業を実施します。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、市の相談窓口到手話通訳者を設置します。

図表 5-17 意思疎通支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	件	59	58	80	80	80	80
要約筆記者派遣事業	件	1	1	3	4	4	5

【確保策】

研修等を通じて人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与を行います。

図表5-18 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
介護・訓練支援用具	件	5	8	8	8	8	8
自立生活支援用具	件	13	18	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	件	16	18	18	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	件	8	6	8	8	8	8
排泄管理支援用具	件	1,346	1,400	1,463	1,516	1,569	1,622
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	5	5	5	5	5

【確保策】

障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成します。

図表5-19 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	6	6	6	12	12	12

【確保策】

今後も継続して手話奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等の技術向上や人材確保に努めます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

図表 5-20 移動支援事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
移動支援事業	人／月	80	79	82	84	86	88
	時間／月	1,250	1,215	1,284	1,312	1,340	1,368

【確保策】

一人一人の障がい特性やニーズに対応できるよう、サービス提供事業所との連携を強化し、サービスの提供体制を整備するとともに、新たなサービス提供事業所の参入を働きかけます。

また、障がいのある人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域における自立生活と社会参加を促進するため、通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

図表 5-21 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
地域活動支援センター事業	人／月	39	38	41	43	44	45
	人日／月	333	274	359	371	382	393
	か所	2	2	2	2	2	2

【確保策】

サービス提供事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

(2) 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

- ① **訪問入浴サービス事業**: 居宅において入浴することができない重度身体障がいのある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
- ② **日中一時支援事業**: 障がいのある人及び子どもの日中における活動の場を確保します。また、障がいのある人の家族の就労支援、障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
- ③ **スポーツ・レクリエーション教室開催等事業**: 障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、スポーツ大会やレクリエーション教室等を開催します。
- ④ **点字・声の広報等発行事業**: 文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音声訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により、市広報誌などの情報を定期的又は必要に応じて適宜提供します。
- ⑤ **自動車運転免許取得・改造助成事業**: 障がいのある人の自動車運転免許取得、及び自動車改造に係る費用の一部を助成します。
- ⑥ **成年後見制度普及啓発事業**: 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発として、研修会や講演会を実施します。
- ⑦ **障害支援区分認定等事務事業**: 障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ります。

図表 5-22 主な任意事業の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
訪問入浴サービス事業	人／月 時間／月	8 38	9 40	10 40	12 48	12 48	12 48
日中一時支援事業	人／月 時間／月	95 593	93 624	98 624	100 639	102 654	104 688
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	5	7	5	5	5	5

【確保策】

障がいのある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、事業を周知し、利用の促進を図ります。



第6章

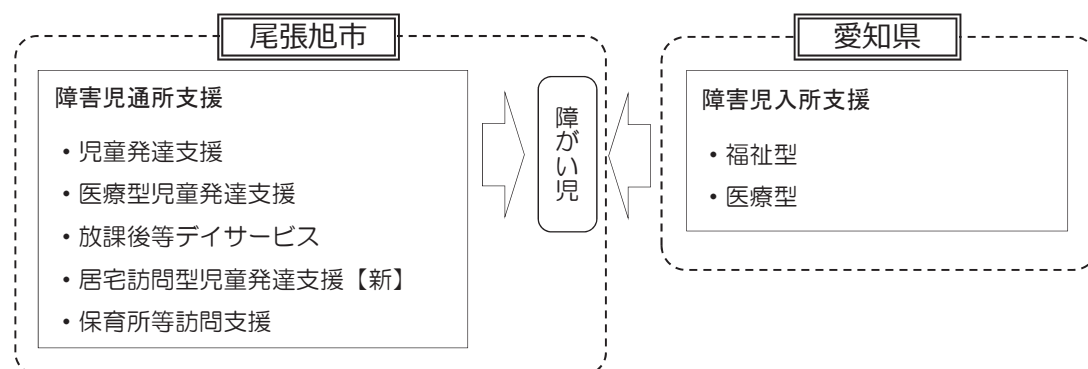
障がい児福祉計画

1 障がいのある児童に対する支援施策の動向

2011（平成23）年5月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、2012（平成24）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されるとともに、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

また、2016（平成28）年の児童福祉法の改正により重度の障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

＜児童福祉法に基づく障がい児支援の体系＞



2 障がい児福祉計画の目標

(1) 国の基本指針に定める障がい児支援の提供体制の整備等に関する目標

障がいのある児童の健やかな育成の発達支援を図るため、国の基本指針では、2020（平成32）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定することとしています。

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

ア 児童発達支援センター

2020（平成32）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する事を基本とする。

（注）市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

イ 保育所等訪問支援

2020（平成32）年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

（注）市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

2018（平成30）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

（注）市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 第1期計画の目標値

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

ア 児童発達支援センターの設置

本市には既に、民設民営の児童発達支援センターがあります。今後、当該事業所との更なる連携により、児童発達支援にかかる官民協働による支援体制の構築を推進します。

イ 保育所等訪問支援の充実

2020（平成32）年度末までに、市内事業所との連携により、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、2020（平成32）年度末までに、市内で活動する重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、提供できる体制を整えます。

図表6-1 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項 目	目標数値	考え方
目標年度の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	2020（平成32）年度末までに整備

図表6-2 重症心身障害児を支援する課後等デイサービス事業所

項 目	目標数値	考え方
目標年度の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	2020（平成32）年度末までに整備

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう、2018（平成30）年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関（保健・医療・福祉・保育・教育等）の協議の場を設置します。

3 障がいのある児童に対するサービスの見込量と確保策

(1) 障害児通所支援

- ① **児童発達支援**: 集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。
- ② **放課後等デイサービス**: 学校（学校教育法第1条に規定する学校。ただし幼稚園及び大学を除く。）通学中の障がいのある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- ③ **保育所等訪問支援**: 保育所、幼稚園、小学校等を利用している障がいのある子どもや今後利用予定のある障がいのある子どもが、当該施設における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
- ④ **医療型児童発達支援**: 就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。
- ⑤ **居宅訪問型児童発達支援**: 重度の障がい等の状態にある障がいのある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

図表6-3 障害児通所支援の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
児童発達支援	人/月	14	13	15	17	19	20
	人日/月	167	186	192	213	235	257
放課後等デイサービス	人/月	81	99	111	125	140	154
	人日/月	824	1,071	1,077	1,215	1,352	1,490
保育所等訪問支援	人/月	-	-	-	2	2	2
	人日/月	-	-	-	2	2	2
医療型児童発達支援	人/月	-	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	-	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月				0	0	1
	人日/月				0	0	1

【サービス量の確保策】

利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

(2) 障害児相談支援

障がいのある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

図表 6—4 障害児相談支援の見込量

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
障害児相談支援	人／月	22	23	25	27	29	31

【サービス量の確保策】

相談支援事業所との連携等により、適切なサービス等利用計画が作成される体制を整備します。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員の配置を検討します。

図表 6—5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込量

区 分		見込み		
		2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	0	1

【サービス量の確保策】

相談支援事業所との連携や養成講座の実施等により、コーディネーターの配置を検討していきます。

4 子ども・子育て支援

(1) 保育所における障がい児の受け入れ

2017（平成29）年度現在、公設公営が8園、公設民営が4園、民設民営が3園あります。障がい児を受け入れているのは12園で、35人です。

図表6-6 保育所における障がい児の受け入れ

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （平成31） 年度	2020 （平成32） 年度
3歳未満	人	0	0	0	0	0	0
3歳以上	人	34	38	35	40	40	40

※各年度4月1日現在

【サービス量の確保策】

保育士等の追加配置、看護師等の配置、保育所等訪問支援の実施、施設等の充実を図ることなどにより、保育所における障がい児の受け入れを促進します。

(2) 認定こども園における障がい児の受け入れ

2017（平成29）年度現在、本市には認定こども園はありません。

(3) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童クラブ）における障がい児の受け入れ

2017（平成29）年度現在、市内の児童クラブ・学童クラブは公設公営が9か所、民設民営が6か所あります。障がい児を受け入れている児童クラブ・学童クラブは9か所、利用児童は26人です。

図表6-7 放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ

区 分		実績		見込み	見込み		
		2015 （平成27） 年度	2016 （平成28） 年度	2017 （平成29） 年度	2018 （平成30） 年度	2019 （平成31） 年度	2020 （平成32） 年度
1～3年生	人	19	21	17	20	20	20
4～6年生	人	9	8	9	9	9	9

※各年度4月1日現在

【サービス量の確保策】

支援員等の追加配置、保育所等訪問支援の実施、施設等の充実を図ることなどにより、児童クラブにおける障がい児の受け入れを促進します。



第7章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の整備

本計画は、生活支援・保健・医療・教育・就労・生活環境など広範囲にわたり、また、市の他分野の施策との調整が必要であることから、福祉課が中心となって庁内関係部署が相互に連携して施策を推進していきます。

(2) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び障害保健福祉圏域内の市町と連携して推進していきます。

(3) 市民と行政の協働による推進

障がいのある人を取り巻く課題は、当事者の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域の住民やボランティアによるさまざまな支援が必要不可欠です。そこで、計画の推進にあたっては、市民の協力が得られるよう働きかけ、当事者団体、地域の関連組織等の連携を強化し、市民と行政の協働による施策の展開をめざします。

(4) 団体、事業者等との連携

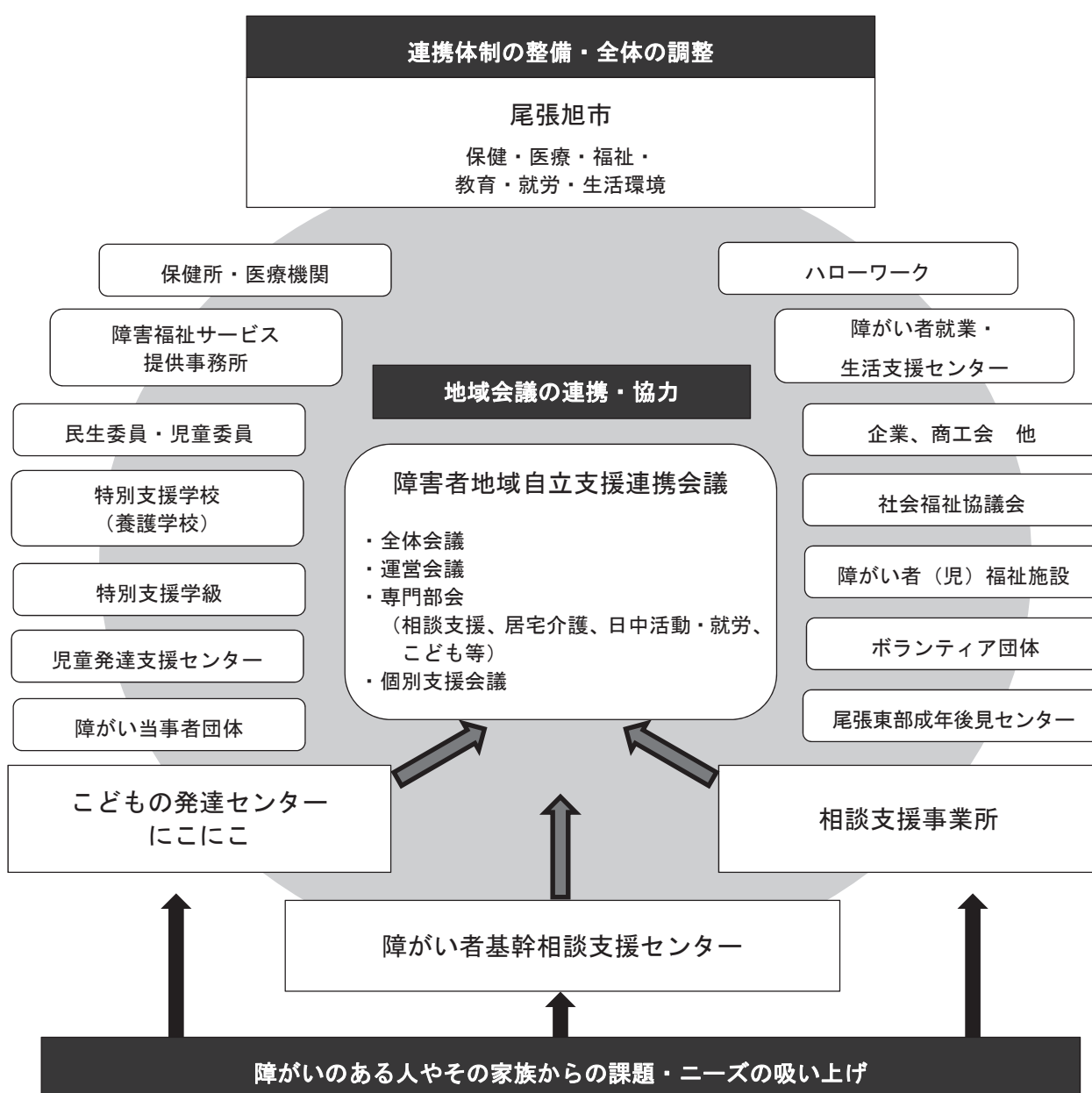
本計画の着実な推進に向け、障がいのある人を対象としたボランティア団体の育成に努めるとともに、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の活動等を通じて当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築いていきます。

障害福祉サービスの円滑な提供に向けては、サービス提供事業所へ情報提供等を行い、事業への新規参入を働きかけるとともに、利用者が事業所選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障がい特性に対応できる知識や技術の共有化に向け、事業所間の情報交流などの連携体制を図ります。

＜尾張旭市障害者地域自立支援連携会議＞

組 織	内 容 等
全体会議	障がい者団体、サービス提供事業所、保健・医療関係者、相談支援事業所、行政機関などで構成し、情報の共有、障がい者施策の提案、計画の評価などを行います。
運営会議	福祉課、専門部会員等で構成し、全体会議等の開催前に課題の整理や調整を行います。
専門部会	サービス提供事業所や関係機関の実務者により構成し、各種施策やサービスの問題について調査検討を行います。
個別支援会議	困難ケースごとに関係者により実施し、支援策の検討などを行います。

＜尾張旭市障害者地域自立支援連携会議のネットワークのイメージ＞



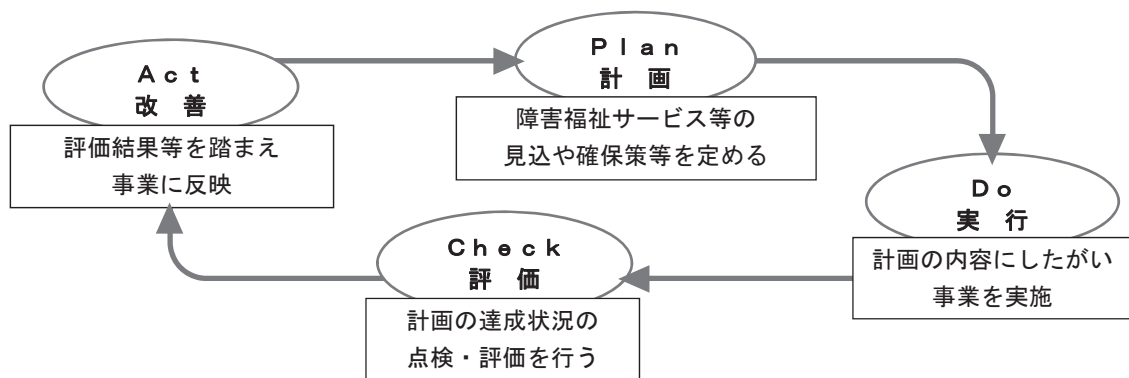
2 計画の進捗状況の点検・評価

計画を着実に実行していくためには、各施策・事業の実施状況について、定期的に点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映させていくことが大切です。

「尾張旭市障害者地域自立支援連携会議」を評価期間として位置づけ、当事者のPlan（計画）—Do（実施・実行）—Check（検証・評価）—Act（改善）のプロセスを踏まえた「PDCAサイクル」に基づき、計画の進行管理と事業の改善を行います。

また、計画の進行管理の過程を市の公式ホームページ等で公開します。

<計画の進行管理（PDCAサイクル）>





資料編

1 策定会議

(1) 要綱

○尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取するため、尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係事業所
- (5) 圏域福祉関係者
- (6) 関係行政機関
- (7) 公募者
- (8) その他、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議に関する庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

(2) 構成員名簿

構成	氏名	所属団体等	備考
学識経験者	手嶋 雅史	梶山女学園大学	座長
地域福祉関係団体	星原 淳一	尾張旭市社会福祉協議会	
障がい者団体	秋田 孝司	尾張旭市身体障害者福祉協議会	
	尾関 礼子	尾張旭市手をつなぐ親の会	
	松本 三枝子	尾張旭市地域精神障がい者家族会 こころねっと	
障がい関係事業所	跡見 佳弘	尾張旭市自立支援連携会議 相談支援部会	
	成瀬 史宣	尾張旭市自立支援連携会議 日中活動・就労部会	平成 29 年 3 月まで
	益田 貴士		平成 29 年 4 月から
	安藤 みち子	尾張旭市自立支援連携会議 居宅介護部会	
	廣中 志乃	尾張旭市自立支援連携会議 こども部会	
	柴田 康晴	児童発達支援センター RAKUDA 楽田	
圏域福祉関係者	川上 雅也	尾張東部圏域相談支援アドバイザー	職務代理者
関係行政機関	木村 誠子	瀬戸保健所	
	中野 みどり	瀬戸公共職業安定所	平成 29 年 3 月まで
	井上 孝二		平成 29 年 4 月から
公募構成員	細野 秀幸	公募構成員	
	押富 俊恵	公募構成員	

2 計画の策定経緯

月 日	内 容
2016（平成28）年	
11月25日	第1回 尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・計画策定の趣旨等について ・策定スケジュールについて ・アンケート調査の実施について
2017（平成29）年	
1月24日～ 2月10日	▶アンケート調査の実施（詳細は17頁参照）
3月10日～ 9月13日	▶ヒアリング調査の実施（詳細は29頁参照）
7月26日	第2回 尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・アンケート調査及びヒアリング調査の結果について ・尾張旭市の障がいのある人の現状と課題について ・計画策定に向けた基本的な考え方について ・今後のスケジュールについて
10月6日	第3回 尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・計画の骨子について ・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画素案について ・今後のスケジュールについて
11月27日	第4回 尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・計画素案について ・今後のスケジュールについて
12月25日～ 1月24日	〔パブリックコメントの実施〕 意見：2通・45件
2018（平成30）年	
2月14日	第5回 尾張旭市第5期障がい者計画・障がい福祉計画策定会議 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について

3 用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報やサービスに簡単にたどり着け、利用できることです。特に、ホームページなどウェブサイト上で提供されている情報へのアクセシビリティをさして「ウェブアクセシビリティ」といいます。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもをはじめ、すべての子どもに対して、一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、地域の通常の学級において行う教育のことをいいます。

インクルージョン

誰もが社会の中で孤立したり、排除されることなく、その構成員として存在価値と役割を持てる社会をめざすという考え方です。

インフォーマルサービス

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことです。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われます。

ウェブアクセシビリティ

⇒アクセシビリティ を参照。

尾張東部成年後見センター

尾張東部5市1町が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置したセンターのことです。成年後見制度についての相談や、申立ての支援などを行います。

【か行】

基幹相談支援センター

地域における、障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関です。本市においては、平成26年10月より障がい者基幹相談支援センターを市役所内に設置しており、支援困難事例への対応や相談支援事業者へのスーパービジョン、人材育成、虐待防止に係る支援、地域の関係機関のネットワーク化の推進を図っています。

元気まる測定

個人の生活習慣行動や生活環境などを問診票でチェックし、健康状態や体力（柔軟性・全身持久力・筋力・平衡性）測定の結果と合わせて、生活習慣改善に係る指導を行い健康づくりの処方せんを提案する事業のことです。

高次脳機能障がい

脳の損傷により生じる認知機能の障がいのことで、交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどの様々な症状があらわれます。

合理的配慮

障がいのある人が生活する上で妨げとなる社会的障壁を取り除くため、要望があった時に、重すぎる負担にならない範囲で必要な配慮をすることをいいます。

心のアドバイザー

児童生徒、保護者及び教職員に対し、具体的な悩みや問題に応え、専門的な立場から適切な指導・助言を行う市の教育委員会が選任したアドバイザーです。

【さ行】

社会的障壁

障がいのある人が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考えに基づき、障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす事物、制度などを規定したものです。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めています。

ジョブコーチ制度

障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、職場適応援助者（ジョブコーチ）が就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする支援制度です。

自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。

セーフティネット

網の目のように救済策を張り、個人や団体にリスクが発生したとき、最悪の事態から保護する仕組みです。生活や雇用に対して使われることが多くなっています。

【た行】

代理投票

病気、身体的障がい、又は高齢によって選挙人本人が投票所に出向いていって自ら投票を行うことができない場合、代理人によって投票を行うことです。

通級指導教室

通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して個別指導する制度です。

点字投票

視覚障がいのある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法のことです。

道路の移動等円滑化整備ガイドライン

高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、道路管理者が道路整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインです。

特別支援学級

小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級のことです。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学部・中学部・高等部で行います。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のことです。

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

高齢者、障がいのある人をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、公園管理者が公園施設の整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインです。

トライアル雇用

障がい者雇用創出事業のひとつで、就業経験のない人や、職業経験が少なく知識や技能が十分ないと考えられる、安定した職業に就くことが難しい求職者を一定期間（原則3か月間）雇い入れ、業務遂行の可能性などを探りながら事業所と求職者の相互理解を促進し、常用雇用への移行をめざす制度です。

【は行】

パーキングパーミット制度

障がい者等用駐車スペースに対象者以外の人が駐車することがないように、自治体が障がいのある人等に利用証を交付し、協力施設の専用駐車区画への駐車時に利用証をわかるように明示し、利用対象者であることを明確にする制度です。

ピアカウンセリング

ピア（peer）は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて相談に応じ、問題の解決を図ることです。

ピアサポート

ピア（peer）は仲間や同僚という意味があり、障がいのある人が自らの体験に基づいて、他の障がいのある人を支援する活動をいいます。

福祉マインドフェア

市内で活躍しているボランティア連絡協議会加入グループが中心となり、福祉活動やボランティア活動を紹介し、市民に楽しく体験してもらう催しです。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインすることです。

尾張旭市

第5期障がい者計画

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

●.....●

2018（平成30）年3月

発行.....尾張旭市

編集.....▼健康福祉部福祉課

▼こども子育て部こども未来課

▼こども子育て部こども課

〒488-8666

愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1

（福祉課）

TEL 0561-76-8142

FAX 0561-52-3749

（こども未来課）

TEL 0561-76-8148

FAX 0561-52-3749

（こども課）

TEL 0561-76-8146

FAX 0561-52-3749

●.....●



尾張旭市